

第4期  
吉賀町地域福祉計画  
吉賀町地域福祉活動計画  
(案)  
(令和8年4月～令和13年3月)

令和8年 3月  
吉賀町  
吉賀町社会福祉協議会

## 目 次

第1章 吉賀町の概況	1
第1節 自然・地理的概況	1
第2節 歴史的概況	2
第3節 社会的概況	3
第2章 第3期吉賀町地域福祉計画・吉賀町地域福祉活動計画の検証・評価	4
第3章 吉賀町の地域福祉に関わる課題	26
第4章 計画の基本方針	
第1節 基本理念	33
第2節 基本目標	34
第3節 計画の体系	35
第4節 計画の位置づけと特徴	36
第5節 計画の期間	36
第5章 施策の展開	37
第1節 人と地域が自立し支えあう温もりあふれるまちづくり	37
1 地域でのつながりや交流を深める	37
2 暮らしの中の不安や悩みの解消	39
3 地域福祉への理解と関心を育てる	41
第2節 誰もが安心して福祉サービスを受けられる地域づくり	43
1 多様な人々に支援がつながる体制づくり	43
2 住民の人権や本人の意思を守る	45
第3節 地域で安心して暮らすための基盤づくり	46
1 暮らしやすい環境を整える	46
2 災害や生活の節目などのもしもの時に備える	48
第6章 実施計画	50
第1節 吉賀町地域福祉計画実施計画	50
第2節 吉賀町地域福祉活動計画実施計画	57
第7章 計画の推進	65
第1節 計画の推進体制	65

第2節 計画の広報	65
第3節 計画の進捗管理	65

## 資料

地域福祉計画策定委員会条例	66
地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	68
計画策定委員名簿	70
計画策定の経過	71
地域福祉に関するアンケート結果	72

# 第1章 吉賀町の概況

## 第1節 自然・地理的概況

吉賀町は、島根県の南西部に位置し、本庁舎は東経 131 度 56 分 10 秒、北緯 34 度 20 分 58 秒、標高 311.8m 地点、分庁舎は東経 131 度 52 分 13 秒、北緯 34 度 26 分 19 秒、標高 181.6m 地点に所在します。

本町は、西中国山地の脊梁地帯に位置し、総面積は 336.29Km<sup>2</sup>です。町土構成は、山林 92.2%、農地 3.0%、その他（河川・道路他）4.8% となっています。周辺部には、安蔵寺山や鈴ノ大谷山をはじめとする 1,000m 級の高峰が嶺を連ね、町内をほぼ南北に一級河川・高津川が貫流しており、水と緑に囲まれた農山村地域です。

旧六日市町地区は、高津川流域に沿って石西地方ではスケールの大きい河谷平野を有しています。そしてこの高津川に流れ込む各支流域の河岸段丘に集落が形成されています。旧柿木村地区は、急峻な山々の間を河川が流れ、狭隘な谷底平野に農地と集落が位置するという特色をもっています。

日本に残る数少ない清流となった高津川は、県下第 3 位の幹川流路延長 81Km、流域面積 1,090Km<sup>2</sup>を誇り、ダムのない川でも有名です。良好な水質環境は水生生物の宝庫ともなっており、ゴギやヤマメ、オヤニラミやツガニ等、希少な淡水魚類が棲息しています。また最近は自然遡上が少なく放流が主体とはいえ高津川の鮎は良質で全国的にも知名度が高いです。近年、魚種も個体数も年々減少傾向にありますが、国交省が行う水質調査において、令和 5 年度の BOD 数値は 0.5 で、「水質が最も良好な河川」と判定されています。

流域には、安蔵寺山を中心とした美しい山なみが連なり、広葉樹や岸ツツジ等が四季折々に色をそえる豊かな自然景観を有しています。高津川は太古の昔、瀬戸内海に流れ込む深谷川に河川上流部を奪われ（いわゆる河川争奪）、切頭された下流域は流水の減少により泥沼化された地域が残るという、特異な地形を呈しています。また、水源（田野原地区の一本杉の下の湧水池）を特定できる珍しい一級河川としても有名です。

気象は、典型的な山陰型気候で、年間の平均気温は 13.3℃、年間降水量の平均は 1,900mm 前後と比較的多いほうです。また、冬季間の積雪も多く、地域によっては交通の途絶も年数回発生することもあります。

## 第2節 歴史的概況

旧六日市町は、古くから陰陽両道を結ぶ交通の要衝として発展し、江戸時代には津和野藩主吉見氏や亀井氏の参勤交代の際の第一日目の宿場町として栄えていました。

明治以前は津和野藩に属していましたが、明治4年の廃藩置県では浜田県に編入され、次いで明治9年に島根県、明治12年の郡制実施に伴い鹿足郡に属することとなりました。六日市町としての歴史は、昭和29年に六日市・朝倉・蔵木の3カ町村が合併し、つづいて昭和31年の七日市村の編入合併により、面積198.57km<sup>2</sup>、人口1万1千人の町として発足しました。

旧柿木村は、藩政時代津和野藩に属し、参勤交代の主要街道に集落を配し、藩主の食する御用米を生産する等、清らかな水と豊富な樹種を擁する山林からの林産特産物が地域の経済の主要な収入源でした。また、明治22年4月1日の町村制施行とともに発足した柿木村は、平成17年10月の合併まで、110余年にわたり行政区域を変えることなく続いた歴史をもつ、由緒ある村でした。

両町村は戦後の建築ブームによる住宅材の供給地域として潤った時期もありましたが、高度経済成長期に入り、高収入をめざしての向都離村現象や高学歴志向の高まりによる若者の都市部への人口流出により、急速な過疎化が生じました。

昭和58年3月には中国自動車道六日市ICが開通し、広域交通網の整備による地域経済の活性化も期待されたところですが、過疎化に歯止めをかけるだけの要因とはなりえませんでした。昭和35年の国勢調査によると総人口13,876人でしたが、令和2年には6,077人へ大幅に減少しました。

そして、国から地方への権限移譲や規制緩和、国庫補助負担金や地方交付税の見直し等、厳しい自治体経営が迫られる中、平成17年10月1日に、柿木村と六日市町は対等合併を実現し、吉賀町として新たなまちづくりに向けてスタートしました。

## 第3節　社会的概況

本町の就業者人口は、令和2年の国勢調査によると、第1次産業従事者が382人、第2次産業従事者が841人、第3次産業従事者が1,767人、その他20人となっています。比率をみると、第1次産業従事者が12.7%、第2次産業従事者が27.9%、第3次産業従事者が58.7%、その他従事者が0.7%です。

昭和50年からの産業の推移をみると、かつて基幹産業であった農林業は時代の変遷と共に衰退し、製造業や建設業へと移行しました。そして、第2次産業も建設業の衰退等近年減少へと転じ、第3次産業への移行が顕著であります。第3次産業が進展してきた主要因は、医療・福祉サービス関連業や情報通信産業の進展があげられます。

総じていえば、小規模で零細な第1次産業では生計が困難であり、収入の増加を企図して第2次・第3次産業へ就業形態が変化してきたものといえ、特に旧六日市町においては、企業誘致等も進められこの傾向が顕著であったといえます。

一方、旧柿木村は旧六日市町と比べ雇用の場が少なく、自給的生活の中から有機農業を興し、現在においても第1次産業が大きな役割を担っているという特徴があります。

今後、町の発展のためには、吉賀町の地域特性を活かしながら、均衡のとれた産業振興施策を展開していくことが望ましいといえます。

## 第2章 第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画の検証・評価

第3期計画は、年度ごとに重点取り組み事項を定め、評価・検証を行いました。その内容を以下にまとめて掲載し、その他については評価シートをご参照ください。

※令和7年度は半期（4月～9月まで）の数値

### 1. 安心して住み続けられる地域づくりの推進

#### ○小地域ネットワーク事業

##### ・事業内容

地域の見守り活動を見直し、地域の実情に合わせた見守り活動の一つとして住民が自主的主体的に運営する「ちいさな集い※1」を支援しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
団体数	未実施	40組	70組	72組	70組	79組
参加延べ人数		251人	400人	412人	413人	501人

※1 65歳以上の方を含む3人以上の団体

##### ・成果

住民が定期的に集まることによりお互いの見守りや支え合いの場となりました。

##### ・課題

メンバーの高齢化により活動を中止した団体のフォローや活動を行っているが助成を受けていない団体の把握、また団体に参加していない方への見守り方法の検討が必要です。

#### ○地域お助け事業

##### ・事業内容

地域の課題や困りごとの解決のために令和4年度から自主的主体的に活動する任意団体、住民グループ等に助成を行いました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
団体数	未実施	未実施	3組	5組	3組	3組

##### ・成果

住民同士の支え合いや地域住民の互助力の向上、活性化につながりました。自主財源や他の助成を受けることで自立したグループもありました。

##### ・課題

小さな集いとの違いを明確にし、グループ内での活動に留まらず、地域と幅広くつながり、地域の支え合いや互助力の向上につながるような活動になるよう支援していく必要があります。

### 2. ボランティア活動の推進

##### ・事業内容

訪問給食、サロン、福祉施設周辺の清掃活動に取り組みました。また、研修会、講習会等

を開催しボランティア意識の啓発を図りました。

・成果

ボランティア意識は高まってきており、多様な活動形態がみられます。

・課題

ボランティア登録者の減少や維持が課題です。特に、ふれあいサロン事業や配食サービス事業のボランティア活動に影響が見受けられます。

○見守り訪問員事業

・事業内容

見守り訪問員が自宅を訪問し、話し相手や簡単な作業を有料で行いました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者実人数	8人	9人	12人	11人	17人	13人
登録訪問員数	8人	10人	10人	12人	12人	13人

・成果

利用者の安否確認とともに寂しさや不安に寄り添いました。

・課題

事業の周知や支援員のスキルアップを図る必要があります。

○訪問給食サービス事業

・事業内容

独居高齢者や高齢者世帯等へ、弁当の提供を行いました。週2回（月曜日・木曜日）実施し弁当の調理、配達はボランティアが行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用食数	7,237食	8,594食	9,488食	10,975食	11,529食	6,779食
利用登録人数	104人	112人	125人	213人	141人	141人
配食ボランティア人数	104人	112人	114人	128人	137人	118人
調理ボランティア人数	41人	41人	38人	35人	32人	34人

・成果

管理栄養士の献立による栄養バランスのとれた弁当を提供しました。また、配達は安否確認を兼ねており、利用者の体調の変化について情報が寄せられ専門職へつなぐことができました。

・課題

配食数は年々増加傾向にあり、食に対する需要が高まっていますが、調理、配達を担うボランティアの担い手不足が深刻です。

3. 通いの場、集いの場の推進

## ○ふれあいサロン事業

### ・事業内容

吉賀町内 33 地区において月 1 回程度、地域のボランティアによる集いが開催されています。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
開催回数	214 回	174 回	247 回	277 回	276 回	— ※
のべ利用者数	2,812 人	2,371 人	3,364 人	3,758 人	3,984 回	— ※

### ・成果

※各サロンで年度末に集計するため現時点未確定

高齢者の居場所作りとして、各地区とも健康づくり、介護・認知症予防、見守り、地域での支え合い体制づくり等につながりました。

### ・課題

男性の参加率が低く、リーダーや世話役の高齢化による後継者不足が課題です。一方で高齢者のみでなく外国人や多世代が集う場として期待されています。

## 4. 健康寿命の延伸

### ○介護予防教室

### ・事業内容

健康づくり、介護・認知症予防のための講演、運動、測定などを行いました。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
開催回数	28 回	36 回	95 回	101 回	79 回	15 回
参加人数	868 人	812 人	1,669 人	1,466 人	1,315 人	324 人

### ・成果

健康づくりや介護予防、認知症予防等を考える機会となりました。

### ・課題

教室に気軽に参加できるような工夫をしつつ、生活機能の向上を図り、生きがいのある取り組みを目指していく必要があります。

### ○地域の中で自ら取組む身近な健康増進

### ・事業内容

平成 26 年度から「いきいき百歳体操」を取り入れ、地域で気軽に楽しく続けることができる健康づくり活動を進めています。

### ・成果

いきいき百歳体操は、令和 7 年 3 月末時点で 27 グループ約 278 人が取り組んでおり、身近な場所での住民運営の集いの場のひとつとして全町に普及しつつあります。

### ・課題

新型コロナウイルス感染防止等をきっかけに中断しているウォーキング大会に代わり、健康づくりが自宅で実践できるような啓発方法の検討や住民主体の取り組みとしてこれからも継続していけるような支援を検討していく必要があります。

## ○就労環境の整備

### ・事業内容

町内事業所および商工会と連携し、事業所健康診断を活用した保健師による健康指導を実施し、健康づくりに向けた啓発活動に取り組みました。

### ・成果

事業所における従業員への健康支援の意識が高まってきてています。

### ・課題

それぞれの事業所の医療保険に加入する従業員の健康管理を連携して進める事が今後の課題です。

## ○メンタルヘルスケア

### ・事業内容

家族をはじめ保健師や民生児童委員、警察等関係者の連携強化が徐々に図られ包括的な対応を行ってきました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談実人数	52人	45人	56人	28人	21人	—※
のべ人数	227人	97人	188人	37人	26人	—※
訪問実人数	48人	47人	53人	39人	25人	—※
のべ人数	180人	139人	146人	146人	49人	—※

※年度末に集計するため現時点で未確定

## ゲートキーパー研修

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催回数	未実施	未実施	1回	未実施	1回	—※
参加人数			24人		26人	—※

### ・成果

※下半期に開催予定

専門病院への早期受診と早期治療につなげられたケースが増えてきました。こころの病を抱えた方への地域での理解もすすんでおり、精神科入院の医療費が抑えられている傾向にあります。また、松ヶ丘病院までの通院バスの導入やよしか病院(2回/月)精神科受診により、継続した治療が受けられる体制となっています。

### ・課題

年々それぞれのケース問題が複合化しており、関係する機関の連携やケースに関わる担当者のスキルアップが課題です。発達障がいや引きこもり対策の体制整備が必要です。また、地域での受け皿が少ないとから入院者の高齢化や長期化が進んでいます。

## 5. 生活困窮者へ相談支援の充実や実効性のある具体策

### ・事業内容

生活困窮者の方が困窮状態から早期に脱却できるよう、必要な情報提供や助言を行い、関係機関と連携しながら本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援により自立の促進を図りました。

相談対応の件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
自立相談事業	374件	436件	353件	364件	468件	198件
家計改善事業	150件	162件	402件	70件	145件	42件
就労準備事業	27件	33件	20件	5件	17件	12件

### ・成果

訪問や電話等による相談を密に行い、信頼関係の構築に努め伴走的支援を行いました。対象者が安心して生活できるよう家計改善や就労支援を行いました。

### ・課題

複雑化・複合化した課題を抱える住民を早期発見、対応するためにアウトリーチの強化、関係機関や地域住民との連携強化を図る必要があります。

## 8. 権利擁護の推進

### ○日常生活自立支援事業や成年後見制度

#### ・事業内容

様々なケースから対象者を早期発見し、住み慣れた地域で安心してサービスが利用できるよう成年後見申し立てや日常生活自立支援事業の利用等に取り組みました。

法人後見受任件数

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
3件	4件	5件	7件	8件	6件

日常生活自立支援事業利用件数

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
9件	10件	11件	12件	11件	14件

### ・成果

利用者の金銭管理、身上監護を行い権利擁護活動に努めました。また、虐待対応専門職チームとともに、権利擁護を必要とする者の支援を行いました。

### ・課題

事業を必要とする人が、適切に利用できるよう事業の周知及び理解促進を図る必要があります。

## 9. 子育て支援

### ○子育てサロン

・事業内容

七日市ディサービスセンター2階で月1回開催しています。共同募金の助成を受け、ボランティアで運営しています。

のべ利用人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ボランティア数	33人	71人	67人	70人	83人	34人
参加人数	17人	181人	192人	152人	100人	44人

・成果

子育ての悩みを相談できる保護者同士の仲間づくり、親子の交流の場となっています。

・課題

ボランティアの後継者確保が必要です。

○地域子育て支援センター事業

・事業内容

かきのき保育所内に「地域子育て支援センターぽけっと」を設置し、子育てに関する情報の収集・発信をはじめ、子育て相談、子育てサークルの育成などに取り組んできましたが、少子化の影響等で利用者は年々減少し、平成27年度を最後に運営休止しています。

・課題

現在は、柿木地域における子育て支援の拠点が無い状況です。利用者ニーズによっては、子育て交流サロンの複数設置などについても検討が必要です。

○子育て交流サロン

・事業内容

養護老人ホーム付設作業所（H31.3月まで吉賀町福祉センター）で月曜日～金曜日、10時～15時まで開所。保育所に入所していない乳幼児の利用者率は高く、保護者の要望を取り入れ、幅広い活動を実施してきました。

単位：のべ利用件数

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
499件	663件	542件	346件	397件	161件

・成果

乳児全戸訪問や乳幼児健診等で周知を行いましたが、利用者が減少傾向となっています。行事は参加者の意見を反映し内容の充実を図りました。

・課題

保育料の無償化施策により、0歳からの保育所入所が増加しているため、1日あたり平均1人～6人の少人数での活動となっています。少人数による活動内容の充実や、支援が必要な親子の参加促進について取り組む必要があります。

○地域における子どもの見守り体制

・事業内容

民生委員児童委員や住民による通学時の街頭指導・見守りを通じ、つながりを強め、ボランティアによる「子ども110番の家」を通じたネットワークの拡大等、安全意識に対する啓発活動に取り組んできました。

・成果

定期的な登下校指導の実施ができました。

・課題

自治会や老人クラブといった地域の団体とのつながりの一層の強化が重要です。

○ひとり親家庭の支援

・事業内容

平成25年度より島根県から母子父子寡婦福祉資金貸付業務の権限移譲を受け、福祉事務所において相談支援が行えるよう体制の充実を図ってきました。

貸付申請件数					
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1件	1件	2件	1件	1件	0件

・成果

社会福祉協議会を初めとする関係機関と連携し相談支援の充実を図るとともに、広報等を行い積極的に制度のPRを図りました。

・課題

現行の体制を継続するとともに、支援が必要な世帯が適切な給付が受けられるよう、より一層関係機関と連携強化に努める必要があります。

## 10. 感染症や災害への対応力強化

・事業内容

各地域で想定外の大規模災害が発生し、いつどこで何か起きるかわからない中で災害に備えることが重要となっています。行政と社協と協働しながら防災や避難に関わる会議、研修、訓練を実施し、住民啓発を行いました。令和6年度は県社協の支援を受けて災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行いました。支援者との連携強化を図るためICTツールとしてkintone<sup>※2</sup>を導入・運用しました。

・成果

災害訓練に参加された住民の方からいざという時役立つのは、日頃からの地域のつながりや備えという声が多くありました。

・課題

吉賀町は災害が少ないため、災害に対する意識が低い状況にあります。引き続き情報収集や備蓄品の準備、避難訓練への参加など日頃の備えが必要です。また新型コロナウィルス等感染症対策を徹底した避難所の設営が重要です。

※2 kintone（キントーン）：業務のシステム化や効率化を実現するアプリが作れるクラウドサービス

## 11. ICT化の推進

・事業内容

タブレットを活用した買物支援、認知症徘徊見守りシステム（包括）、島根医療情報ネット

トワーク「まめネット」（訪看）の活用を行いました。

- ・成果

まめネットの活用により医療と介護の情報共有がスムーズになりました。

- ・課題

タブレットを活用した買物支援は、ニーズがなく、リモートよりも実際にお店に連れて行ってほしいという要望が多いため普及しませんでした。認知症徘徊システムも対象者がおらずシステムの不具合も続いたため活用を中止しました。まめネットについても導入した病院としか活用できず、普及が課題となりました。

## 12. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の啓発

- ・事業内容

令和3年度は、地域支え合い会議に出向き、概要版を用いて説明を行い、各公民館に概要版の配布を行いました。さらに広報やホームページで紹介をしました。

- ・成果

令和3年度は意識して周知を行ったが次年度以降は不十分でした。

- ・課題

継続した啓発活動とならず課題となりました。

## 第3期地域福祉計画評価シート

行政の役割	具体的展開	令和4年度（2022）評価	令和5年度（2023）評価	令和6年度（2024）評価
行政の役割① 住民や自治会等と積極的に関わり、近所づきあいの大切さについて啓発します。	旧町村単位5地区の連合自治会の集まりに出席し、意見交換等を行い、近所づきあいの大切さについて話し合う場を確保します。	毎年1回  旧町村単位5地区の連合自治会の集まりに出席し、意見交換等を行った。	毎年1回  旧町村単位5地区の連合自治会の集まりに出席し、意見交換等を行った。	毎年1回  地区を限定し、地域支えあい会議を年間1回開催した。今年度は参加者がより我が家ごと捉えられるよう、小地域単位でのワークショップを試験的に取り入れた。
行政の役割② 民生委員・児童委員による見守り活動を継続します。	民生委員・児童委員による、児童生徒に対する登校時のあいさつ運動を継続します。	毎年2回  5月、10月の2回、小中高で実施。	毎年2回  5月、10月の2回、小中高で実施。	毎年2回  5月、10月の2回、小中高で実施。
行政の役割③ 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を行います。	広報等活用し、広く周知を図っていきます。	広報活動  親子教室（きらきら広場）の開催。（5回）	広報活動  親子教室（きらきら広場）の開催。（11回）	広報活動  親子教室（きらきら広場）の開催。（11回）
行政の役割④ ゲートキーパー※を養成し、住民の孤独感の解消や心のケアを行います。	ゲートキーパー養成の講習会を毎年開催します。	毎年1回  民生委員児童委員を対象に実施。 24名が受講。	毎年1回  未実施。	毎年1回  役場の採用3年未満の職員を対象に1回実施。26人受講。
行政の役割⑤ 地域や社協と協働で見守り体制の充実を図ります。	新たなモデル事業を実施し、担い手確保・後継者育成等の支援策を充実します。	施策検討  引き続き検討中。	施策検討  引き続き検討中。	施策検討  引き続き検討中。
行政の役割⑥ 新たな安否確認システムの構築を検討します。	地域支えあい会議を活用し、地域でできる見守り体制の検討を行います。	毎年3回  支え合い会議は実施したが、体制については検討中。	毎年3回  支え合い会議は実施したが、体制については検討中。	毎年3回  支え合い会議は実施したが、体制については検討中。
行政の役割⑦ ふれあいサロンの運営が安定して行えるよう、地域や社協と一緒に対策を検討し、必要な支援を行います。	新たなモデル事業を実施し、担い手確保・後継者育成等の支援策を充実します。	施策検討  引き続き検討中。	施策検討  引き続き検討中。	施策検討  引き続き検討中。
行政の役割⑧ 送迎体制の充実や運営に必要な具体的支援策を検討します。	新たなモデル事業を実施し、担い手確保・後継者育成等の支援策を充実します。	施策検討  引き続き検討中。	施策検討  引き続き検討中。	施策検討  引き続き検討中。

行政の役割⑨ ボランティア養成講座を充実し、手話通訳や要約筆記などのボランティア活動家を増やします。	手話通訳・要約筆記従事者の養成を行います。	実施 手話奉仕員養成講習会（入門課程 24 回）・要約筆記奉仕員養成研修会（16 回/年）実施。	実施 手話奉仕員養成講習会（入門課程 25 回）・要約筆記奉仕員養成研修会（16 回/年）実施。	実施 手話奉仕員養成講習会（入門課程 25 回）・手話通訳者、奉仕員登録者研修会（20 回/年）・要約筆記者研修会（9 回/年）実施。
行政の役割⑩ 町の広報誌やホームページで、総合相談窓口の普及及に向けた情報提供を図ります。	吉賀町福祉センターに設置した総合相談窓口について広く周知を図っていきます。	広報活動 町広報誌に掲載。	広報活動 町広報誌に掲載。	広報活動 町広報誌に掲載。
行政の役割⑪ 地域での活動に保健師等を派遣し、健康づくりや介護予防の取り組みの一層の推進を図ります。	ふれあいサロンを中心に「いきいき百歳体操」の普及を図ります。	実施地区 29 箇所 引き続き実施中。	実施地区 33 箇所 引き続き実施中。	実施地区 27 箇所 引き続き実施中。
行政の役割⑫ 訪問給食※サービスの充実に向け支援策を検討します。	訪問給食サービスに携わるボランティアの確保、見守り活動の強化について社協と協力して改善に取り組みます。	施策検討 検討中。	施策検討 検討中。	施策検討 アンケート調査を実施し、今後の体制について検討する方針を決定した。 (アンケートは R7 実施予定)
行政の役割⑬ 商工会や社会福祉協議会、自治会と連携し情報共有をはかり、地域に必要な買い物支援策の検討を行います。	地域支えあい会議を等でモデル事業を検討し、実施します。	引き続き検討中。	R5～実施中。（買い物代行、ツアーア）	R6～継続実施中。（買い物代行、ツアーア）
行政の役割⑭ 生活困窮者自立支援対策が充実するよう、自立相談機関と連携して支援策の充実を図ります。	自立相談支援機関と密に連携するため、毎月会議に参加し、生活困窮者の情報共有に努めます。	毎月 1 回 11 回／年の会議参加。	毎月 1 回 12 回／年の会議参加。	毎月 1 回 12 回／年の会議参加。
行政の役割⑮ 推進会議で出された解決策を制度化し、地域や社協等と連携し取り組みます。	地域支えあい推進会議から出された、地域課題の解決のための施策検討を毎年 1 回実施します。	地域課題整理・施策検討 地域支え合い推進会議に於いて課題検討。	地域課題整理・施策検討 地域支え合い推進会議に於いて課題検討。	地域課題整理・施策検討 地域支え合い推進会議に於いて課題の抽出を図り、医療介護福祉関係機関連絡調整会議を開催し、課題共有を図った。
行政の役割⑯ 教育委員会と連携し学校教育における福祉教育を推進し、幼少期から人権や福祉への関心を持ち、地域での助け合いや支えあいを、	小中学校のサマーボランティア※事業を活用し、地域福祉の大切さを啓発します。	サマーボランティア活動における啓発 継続して実施。	サマーボランティア活動における啓発 継続して実施。	サマーボランティア活動における啓発 継続して実施。

自ら考え行動できる人材の育成を図ります。				
行政の役割⑯ 社協と協力し共同募金活動を推進します。	広報誌等を活用し、広く周知を図っていきます。	広報活動 広報誌に掲載。	広報活動 広報誌に掲載。	広報活動 広報誌に掲載。
行政の役割⑯ 総合相談窓口の周知・広報を行います。	子育て等に係る総合的窓口設置について広報を活用した周知を行います。	広報活動 広報誌に掲載なし。	広報活動 広報誌に掲載。 こども家庭センター設置。	広報活動 乳幼児健診等でこども家庭センターの周知チラシを配布。
行政の役割⑯ 子育て及び子育て支援に関する講習等を実施します。	子育等に係る総合的窓口設置について広報を活用した周知を行います。	年1回以上実施 親子教室(きらきら広場)の開催。(5回)	年1回以上実施 子育て関連の研修会。(4回)	年1回以上実施 子育て関連の研修会。(4回)
行政の役割⑯ <u>コーディネーター</u> 一※の確保・育成を支援します。	コーディネーターを対象とした地域づくりに関する研修会を開催します。	年1回以上実施 県主催の研修会に参加。	年1回以上実施 県主催の研修会に参加。	年1回以上実施 県主催の研修会に参加。
行政の役割⑯ ふれあいサロンを地域で継続できるよう新たな支援策を創設します。	新たなモデル事業を実施し、担い手確保・後継者育成等の支援策を充実します。	施策検討 引き続き検討中。	施策検討 引き続き検討中。	施策検討 引き続き検討。
行政の役割⑯ 引きこもり支援や災害時の支援等の課題について、研修会を開催するなど民生委員・児童委員の活動を支援します。	町主催の研修会を毎年1回以上開催し、民生委員・児童委員の活動を支援します。	年1回以上開催 町主催のひきこもり研修を実施。(1回)	年1回以上開催 町主催のひきこもり研修を実施。(1回)	年1回以上開催 ひきこもり支援センター「いっぽ」主催の家族教室を津和野町と共に開催。
行政の役割⑯ 民生委員・児童委員の活動内容等について広報等を活用し広く住民に周知し、地域に根差した民生委員・児童委員活動の実現を図ります。	民生委員・児童委員の活動内容を毎年広報誌で紹介し、地域への周知を図ります。	年1回広報掲載 一斉改選に伴い、町広報による周知を行った。	年1回広報掲載 未実施。	年1回広報掲載 未実施。
行政の役割⑯ <u>介護予防・日常生活支援総合事業</u> ※の充実を図り、在宅福祉サービスを推進します。	住み慣れた自宅で生活できるよう介護予防・日常生活支援総合事業や在宅福祉サービス基盤を整備します。	施策検討 引き続き検討中。	施策検討 引き続き検討中。	施策検討 引き続き検討中。
行政の役割⑯ 障がい者にとって安心して住み続けられるよう	吉賀町障がい者施設整備基本計画に基づき整備した施	地域活動支援センター運営 吉賀町障がい者総合支援	地域活動支援センター運営 吉賀町障がい者総合支援	地域活動支援センター運営 令和6年2月に社会福祉

必要な施設整備や、サービスや相談支援体制の充実を図ります。	設の運営・充実します。	センターを中心とした相談支援体制の充実を図った。	センターを中心とした相談支援体制の充実を図った。	法人の法人格取得したことにより新たな相談支援体制の構築を図った。
行政の役割⑯ 事業所に対し、実地指導、集団指導、監査を厳正に実施します。	法令等に基づき必要な指導・監査を実施します。	毎年実施 未実施。	毎年実施 未実施。	毎年実施 未実施であるが、運営指導計画を策定し、令和7年度より実施予定。
行政の役割⑰ <u>地域ケア会議</u> *を活用し、多職種間の連携を図り、速やかで効果的なサービスを提供できるよう取り組みます。	地域ケア会議を適時開催し、多職種連携による効果的なサービスを提供します。	地域ケア会議開催 継続的に開催中。	地域ケア会議開催 継続的に開催中。	地域ケア会議開催 継続的に開催中。
行政の役割⑱ <u>成年後見制度</u> *や <u>日常生活自立支援事業</u> *について広報等で周知を図ります。	広報誌に掲載し、権利擁護についての正しい知識と制度の周知を図ります。	中核機関運用開始。	R4.4～成年後見センター設置。	ホームページに掲載中。
行政の役割⑲ 通報があった場合迅速に対応できるよう虐待防止対応マニュアル*の充実を図ります。	全ての虐待事例に迅速に対応できるよう、虐待防止対応マニュアルの見直しを行います。	マニュアル改定。	マニュアル改定。	未実施。
行政の役割⑳ 「吉賀町地域公共交通網形成計画」に基づき、地域住民の生活に寄り添った公共交通体系の整備に取り組みます。	住民が、より利用し易い公共交通となるよう、運航形態や車両のバリアフリー化等、改善を図ります。	R5年度から六日市地域循環線の実証運行開始に向けた協議を行った。	R6.4～吉賀町地域公共交通計画に変更。 六日市地域循環線の実証運行を実施。	吉賀町地域公共交通計画期間をR7.9まで半年間の延長。 R7.1.1～六日市地域循環線を本格運用へ移行。
行政の役割㉑ 公共施設のバリアフリー化を一層推進します。	バリア点検を実施し、バリアの発見及び改善を図ります。	点検年1回・改善 未実施。	点検年1回・改善 未実施 R6～集会所バリアフリー事業開始	点検年1回・改善 集会所バリアフリー事業にて樋口集会所の工事を実施
行政の役割㉒ 全ての人に必要な情報が伝わるよう伝達方法の改善を図ります。	既存の伝達方法に <u>合理的配慮</u> *が為されているか常に検証や改善を行います。	随時 必要な場面で合理的配慮を行っている	随時 必要な場面で合理的配慮を行っている。	随時 必要な場面で合理的配慮を行っている。
行政の役割㉓ 研修会や講演会等に手話通訳や要約筆記を配置します。	手話通訳・要約筆記従事者の要請を行います。	配置 必要な場面で手話通訳・要約筆記従事者を配置。	配置 必要な場面で手話通訳・要約筆記従事者を配置。	配置 必要な場面で手話通訳・要約筆記従事者を配置。
行政の役割㉔ I C T 化を推進し、医療と介護の情報のシームレス*化に協力します。	社協と協力してI C T 化を促進します。	施策検討 未実施。	施策検討 未実施。	施策検討 未実施。

行政の役割⑯ 災害時に民生委員・児童委員や消防団等の関係機関に速やかに要支援者の情報が伝達できるよう体制を整備します。	情報の更新を定期的に行い、要支援者の状況把握に努めます。	年1回・状況調査 町総務課から提供された要支援者名簿をもとに、情報把握を行った。	年1回・状況調査 町総務課から提供された要支援者名簿をもとに、情報把握を行った。	年1回・状況調査 町総務課から提供された要支援者名簿をもとに、情報把握を行った。
行政の役割⑯ 要支援者の把握を行い、災害時に迅速に避難誘導が行えるよう関係機関の連携を強化します。	情報の更新を定期的に行い、要支援者の状況把握に努めます。	年1回・状況調査 R5.1.1 現在の要支援者名簿の更新。 情報提供の同意書送付をし、状況把握に努めた。	年1回・状況調査 R6.1.1 現在の要支援者名簿の更新。 情報提供の同意書送付をし、状況把握に努めた。	年1回・状況調査 R7.1.1 現在の要支援者名簿の更新。 情報提供の同意書送付をし、状況把握に努めた。
行政の役割⑯ 自主防災組織の立ち上げや維持について支援を行います。	旧村単位5地区の連合自治会の集まりに出席し、意見交換等を行い、近所づきあいの大切さについて話し合う場を確保します。	年1回 新たに1自治会で立ち上げる支援を行ったが年度中には設置できなかった。	年1回 新たに2自治会で立ち上げの支援を実施。(八皇子、田丸山根)	年1回 朝倉地区的立ち上げ支援・協議を行ったが設立には繋がらなかった。
行政の役割⑯ 誰にも避難等の災害時に必要な情報が伝わるよう伝達方法の充実を図ります。	聴覚障がい者や外国人へのわかりやすい情報伝達を導入します。	未実施。	未実施。	アプリ(多言語対応)やメール(日本語)を使用した伝達を実施。
行政の役割⑯ 避難所等での感染予防対策を徹底します。	マニュアルに基づき感染予防を徹底します。	随時対応 開設した避難所において、マニュアルに基づき感染症対策を実施した。	随時対応 開設した避難所においてマニュアルに基づき感染症対策を実施した。	随時対応 開設した避難所においてマニュアルに基づき感染症対策を実施した。
行政の役割⑯ 緊急通報システム*や、その他安否確認のための制度を検討します。	緊急通報システムについて、定期的に制度の周知を行います。	毎年1回 未実施。	毎年1回 未実施。	毎年1回 未実施。

- ※② ゲートキーパー
- … 地域や職場で発せられる自死のサインにいち早く気づき、適切な対処を行い、専門相談機関へつなぐ役割を担う人のこと。
- ※⑤-1 O T
- … 作業療法士：トイレをする・着替える・料理をする・買い物へ行く等、基本的な動きを使った活動の中で問題を探し、対象者に合った形で作業を通じて指導する。
- ※⑤-2 P T
- … 理学療法士：歩く・立つ・座る等の活動の元となる基本的な動きの中の問題を探し、対象者に合った形で運動を指導する。
- ※⑤-3 S T
- … 言語聴覚士：主に言語障害・音声障がい・嚥下障がいに対しての専門家。
- ※⑩ 訪問給食
- … 高齢者等の栄養のある食事の確保のために配食を行う。現在は、週に2回程度配達している。
- ※⑭ サマーボランティア
- … 小学生、中学生、高校生が夏休みを利用して行う、保育所や老人ホーム等でのボランティア活動。
- ※⑮ ワンストップ相談窓口
- … ひとつの窓口で、あらゆる相談に対応する相談体制のこと。必要に応じて様々な団体や機関と連携を図る。
- ※⑯ コーディネーター
- … ある要望と、それに対応する人やサービスなどを調整する人のこと。
- ※⑳ 介護予防・日常生活支援総合事業
- … 介護保険の改訂により、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの。
- ※㉑ 地域ケア会議
- … 地域包括ケア実現のため、地域の実情に沿って地域資源をどのように構築していくべきか、課題を的確に把握し、解決していく手段を導き出すための会議です。具体的には、多職種で話し合う場を設け、問題解決にあたるもの。
- ※㉑-1 成年後見制度
- … 精神上の障がい（知的障がい・精神障がい・認知症など）により、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。
- ※㉑-2 日常生活自立支援事業
- … 認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。
- ※㉒ マニュアル
- … 手引き。
- ※㉓ デマンドバス
- … 定まった路線を走るのではなく、利用者の呼び出しに応じることにより、適宜ルートを変えて運行されるバスのこと。
- ※㉔ バリアフリー
- … 段差や物理的障壁などのバリアを取り除き、誰もが移動しやすく使いやすい環境整備をすること。
- ※㉕ 合理的配慮
- … 障害者差別法に基づき、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うこと。
- ※㉖ 緊急通報システム
- … 独居高齢者等が、緊急事態発生時に、契約先の警備会社等に異変を知らせるための装置のこと。

## 第3期地域福祉活動計画 評価シート

社協の役割	具体的展開	令和6年度実施内容	令和6年度(2024) 評価	令和5年度(2023) 評価	令和4年度(2022) 評価	令和3年度(2021) 評価
社協の役割(1) 小地域ネットワーク事業※の実施と効果の検証を行います。	自治会等で事業の周知を図り、実施地区を増やします。	広報活動年2回 29地区実施	小さな集い70か所、お助け事業4グループが活動。グループへのインタビュー。	小さな集い72か所、お助け事業5グループが活動。グループへのインタビュー12か所。社協だよりを活用した広報12回。	小さな集い事業説明、啓発。聞き取り調査33か所。	聞き取り調査(10月19日~11月11日)延べ31人。
	見守り表や、地域との情報共有の在り方を検討し、より見守りやすい体制を作ります。	新しい見守り体制実施	小地域単位でのワークショップ内で緩やかな見守りやつながりの重要性について啓発を行った。	地域支え合い会議で小地域での見守りの重要性を説明、啓発を行った。	小さな集い、地域お助け事業の推進により地域の見守り、支え合いの場が広がっている。	地域お助け事業開始に向けて地域の困りごとなどを話し合う。見守りは継続。
社協の役割(2) 田畠を生かした地域づくりを進めます。	障がい者等の就労支援の場として活用していきます。	事業実施	未実施。 お助け事業の休耕地をいかした事業に対し助成。	未実施。 町の駅プロジェクトへ意見 お助け事業の休耕地をいかした事業に対し助成。	未実施。 防災、社会参加できていない方の情報共有、マッピング作成2回。	未実施。
社協の役割(3) 見守り訪問員※を確保し、不安や悩みを真摯に受け止め、住民の心を癒します。	見守り訪問員の担い手を増やしていきます。	研修会 ボラ人数12人	ボランティア人数12名。 見守り訪問員研修会2回。 実稼働人数9名。	ボランティア人数12名。 見守り訪問員研修会2回。 実稼働人数9名。	見守り訪問員研修年4回。 ボランティア人数10名。 実稼働人数8名。	訪問員の資質向上のための研修を外部委託シリーズ化し実施。研修内容も訪問員のニーズに基づいた研修を企画。 ボランティア人数10名研修会2回。
	活動を円滑に実施できるようサポートを行います。	広報活動 利用件数12件	利用件数17件。(うち新規3件) 広報活動。	ケアマネ、包括、ヘルパーに周知。 利用件数14件。(うち新規8件) スキルアップ研修会2回実施。	ケアマネ、包括、ヘルパーに周知。 利用件数12件。(うち新規3件) スキルアップ研修会2回実施。	ケアマネ、包括、ヘルパーに周知。 利用件数9件。
社協の役割(4) 住民が地域ごとに集まれる拠点づくりの取り組みを支援します。	住民が自主的・主体的に運営する「小さな集い」を支援します。	小さな集いの支援85か所	小さな集い70か所。	小さな集い72か所。	目標を修正。(20→70) 70ヶ所支援。	目標の20か所を大きく上回り40か所の拠点ができた。
社協の役割(5) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を行います。	子育て親子の交流の場を作ります。	事業実施1か所	吉賀高校アントレ参加。チラシ作りや、室内の飾りつけサロンの支援。	子育てサロンとサマーボランティアスクールとの共同開催1回。 子育てサロンボランティア7名。	子育てサロン15人の利用。 高齢者サロンと子育てサロンとの合同参加1回実施。	七日市子育てサロン支援。 乳児検診時のサロンの案内。
社協の役割(6) ふれあいサロン※の実施を支援し、地域住民の安心の拠点作りを行います。	サロンボランティアへのサポートを行います。	交流会開催	サロンリーダー研修・親睦会年2回。	サロンリーダー研修・親睦会年1回。邑南町研修1回。	サロンリーダー研修・親睦会年1回。	交流会2回開催、サロンメニュー講師2グループ追加。
	サロンの継続実施に努めます。	35地区実施	サロン実施地区33地区。	サロン実施地区33地区。	サロン実施地区33地区。	サロン実施地区35地区。
	未実施地区の解消に取り組みます。	未実施地区の解消	サロン未実施地区やサロンに行けていない方については小さな集いや独自の仲良しグループでの集まりがある。	サロン未実施地区やサロンに行けていない方については小さな集いや独自の仲良しグループでの集まりがある。	サロン未実施地区については小さな集いや地域独自の活動拠点がある。	サロンがない地域を小さな集いにつないだ。
社協の役割(7) 小地域ネットワーク事業を実施し、地域の見守り体制を作ります。	自治会等で事業の周知を図り、実施地区を増やします。	広報活動年2回 29地区実施	黄色い旗実施地区2地区。	黄色い旗実施地区2地区。	黄色い旗実施地区新規1地区。 見守り26地区実施。	黄色い旗実施地区新規1地区。 見守り26地区実施。
	見守り表や、地域との情報共有の在り方を検討し、より見守りやすい体制を作ります。	新しい見守り体制実施	見守り表は活用しなくても小地域単位での見守りはほとんどの地区で継続されている。	見守り表(任意)3地区実施。 (対象者11名)その他の地区は主体的な見守りを続けている。	見守り表の提出は任意、見守りは継続。郵便局等見守り機器について検討した。地域お助け事業3件実施。	見守り表の提出は任意とし見守りは継続。変化があれば社協に連絡することにした。

社協の役割(8) 支え合いマップ※の作成をサポートします。	サロンや防災組織等と共に支え合いマップを作成します。	新規2箇所実施 見直し支援2か所	防災時に関わらず平時からの支え合いやつながりづくりを啓発。 地域お助け事業4件。	災害マップ蔵木地区で1回実施。 地域お助け事業5件実施。	未実施。 地域お助け事業3件実施。	未実施。 お助け事業に移行準備。
社協の役割(9) 見守り訪問員を派遣し、住民の孤独感や孤立感の軽減を図ります。	見守り訪問員の担い手を増やしていきます。	研修会 ボラ人数12人	見守り訪問員研修会2回。 ボランティア人数12名。 実稼働人数9名。	見守り訪問員研修会2回。 ボランティア人数12名。 実稼働人数8名。	見守り訪問員研修会4回。 ボランティア人数10名。 実稼働人数8名。	見守り訪問員研修年2回。 担い手人数10名。 実施稼働人数8名。
	活動を円滑に実施できるようサポートを行います。	広報活動 利用件数12件 スキルアップ研修	広報活動。 利用件数17件。（うち新規3件） 座談会2回。	ケアマネ、包括、ヘルパーに周知。 利用件数14件。（うち新規8件） スキルアップ研修会2回実施。	ケアマネ、包括、ヘルパーに周知。 利用件数12件。（うち新規3件） 研修会4回実施。	利用件数9件。 訪問員研修2回開催。
社協の役割(10) ふれあいサロンの内容の充実が図れるようなメニューの作成を行います。	レクリエーション※等が得意な人や団体を発見し、社会資源をリスト化します。	調査 メニューに追加	メニュー追加。（折り紙講師）	メニュー追加。（よしかみらいえびすジムによる運動）	ペットボトルモルック作成。 メニューの追加。 新しい人への勧誘、協力者開拓。	バラリンピックの競技となったボッチャを購入。
	メニュー表が生かせるよう、サロンリーダーへの周知、各種団体との調整を図ります。	メニューの活用 メニュー表更新 メニュー年間活動表作成	メニューの周知、活用。	メニューの周知、活用。	メニューの更新、活用実施。 子育てサロンとの合同参加1回実施。	メニューの周知、活用。
社協の役割(11) ボランティアに関する情報共有の機会を地域に提供します。	ボランティアが交流を図る機会を提供します。	ボランティアありがとう会開催 年1回	ボランティアありがとう会開催 年1回。	ボランティアありがとう会開催 年1回。	ボランティアありがとう会開催 年1回。	ボランティアありがとう会未実施。 ボランティア通信と立体マスクを送付。
	地域支え合い会議や民児協などでボランティア活動や状況を報告します。	ボランティア活動報告	ボランティア通信未実施。	ボランティア通信3月発行。 (年1回)	ボランティア通信3月発行。 (年1回)	ボランティア通信3月発行。（年1回）
社協の役割(12) ボランティア育成に役立つ研修会を企画し実施します。	各種ボランティアの育成研修やスキルアップの研修を開催します。	隔月研修開催	サロンリーダー研修、見守り訪問員（傾聴ボランティア）研修、成年後見人研修、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練実施。	サロンリーダー研修、見守り訪問員（傾聴ボランティア）研修、成年後見人研修、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練参加。	ふれあいサロン研修、見守り訪問員研修、成年後見研修実施。 ボランティアコーディネーター研修1名参加。	サロンボランティア研修会に子育てサロンも参加、配食サービスでの見守りの必要性について報告。
社協の役割(13) 異世代交流を図り、新たな担い手の確保に努めます。	異世代交流の場を作ります。	検証・改善	ふれあいサロンに吉賀高校アントレ参加3回。	子ども食堂の推進町内2か所。 茶話会に吉高生のスマホ教室毎月開催。	アントレとの連携サロンに参加し高齢者とのふれあい。（3回） 吉高インターフィップ受け入れ4名。	アントレ・レクで「高齢者を笑顔に！」実施。
	子育て世代と高齢者が集えるサロンを作ります。	モデル地区実施	未実施。	未実施。	未実施。	未実施。
社協の役割(14) ボランティアが確保できるような支援を積極的に行います。	サロンの準備や1日の段取りを細分化し、気軽にボランティアに参加しやすくなるよう呼びかけを行います。	広報活動	ボランティア登録をデータ化したが、実際の運用には結びつかなかった。	ボランティア登録をデータ化したが、実際の運用には結びつかなかった。	ボランティア登録データ化 災害ボランティア派遣時にマッチングがスムーズに行われている。	データ化するためボランティア登録シートを既存のボランティア200名とサロンボランティアに3月配布。
社協の役割(15) ボランティア学習の機会を増やし、住民への啓発活動を行います。	講演会の開催や、各種団体の会合の場での研修などに勤めます。	各種研修 各団体への研修	ふれあいサロン研修、見守り訪問員研修、成年後見研修実施。	ふれあいサロン研修、見守り訪問員研修、成年後見研修実施。	ふれあいサロン研修、見守り訪問員研修、成年後見研修実施。 ボランティアコーディネーター研修1名参加。	配食ボランティア研修1回。
	ボランティア活動に関する広報をします。	隔月社協だより HP掲載	社協だより～清掃ボランティアについて。	ボランティア通信3月発行（年1回）	ボランティア通信3月発行（年1回）	ボランティア通信3月発行（年1回）

社協の役割(16) ボランティア活動が円滑に行えるよう積極的に支援を行います。	ボランティアが交流を図る機会を提供します。	ボランティアありがとう会開催年1回	ボランティアありがとう会開催年1回。	ボランティアありがとう会開催年1回。	ボランティアありがとう会開催年1回。	ボランティアありがとう会開催年1回。
	地域支え合い会議や民児協※などでボランティア活動や状況を報告します。	ボランティア活動報告	未実施。	ボランティア通信3月発行。(年1回)	ボランティア通信3月発行。(年1回)	柿木民協にて、配食サービスでの見守りの必要性を報告。
社協の役割(17) 地域支え合い会議※を活用して、地域で活動している個人やボランティア団体同士の連携の場を作り、情報共有や地域資源の開発を進めます。	地域活動とボランティア活動が横のつながりを持ち、互いに有益な関係が築けるよう働きかけます。	ボランティア活動の報告	ボランティア会員221名。SNSを活用した情報共有。	ボランティア会員262名。SNSを活用した情報共有。	ボランティア会員217名。	ボランティア通信3月発行。(年1回) 社協だよりを利用した広報。
社協の役割(18) シルバー人材センター※の普及啓発と加入促進をはかります。	受注件数の拡大のために、広報活動に努めます。	広報活動 受注件数715	社協だより掲載1回、チラシの配布。 受注件数889件。	広報活動。 受注件数842件。	社協だよりを活用した広報。 受注件数819件。	社協だより、口コミ。 受注件数724件。
	会員の加入促進のために、就業拡大を図ります。	広報活動 就業先の開拓 会員数110人	会員数100人。(新規11人) 運営推進会議3回。	会員数103人。(新規20人) 運営推進会議3回。 吉賀町出会い創出応援事業による会員の拡大活動1回。	会員数95人。 運営委員会2回、運営推進会議2回。 新体制に関する説明会24名参加。	広報活動は会員説明会実施。就業先の新規開拓。
社協の役割(19) 様々な不安や悩みに一元的に対応できるよう専門職を配置した総合相談窓口を設置し啓発を行います。	総合相談窓口の周知を図ります。	広報活動	社協だより、SNSを活用した広報。	社協だより、SNSを活用した広報。	社協だより、SNSを活用した広報。	社協だよりを活用した広報。
	何でも相談会、行政相談会の見直し及び実施、周知を図ります。	見直しの話し合い年1回 何でも相談24回 行政相談24回 弁護士11回 公証人2回 行政書士3回 介護相談5回	連絡会議未実施。 何でも相談12回。(1件) 弁護士相談12回。(19件) 行政書士相談0回。(0件) 公証役場相談0回。(0件) 介護相談 未実施。	策定委員会で心配事相談の在り方について検討。 何でも相談24回。(2件) 弁護士相談12回。(35件) 行政書士相談1回。(1件) 公証役場相談2回。(3件) 介護相談 未実施。	連絡会議年1回。 何でも相談24回。(2件) 弁護士相談12回。(24件) 行政書士相談1回。(1件) 公証役場相談0回。(1件) 介護相談 未実施。	連絡会議未実施。 何でも相談12回。(1件) 弁護士相談12回。(24件) 行政書士相談1回。(1件) 公証役場相談0回。(1件) 介護相談 未実施。
社協の役割(20) 民生委員児童委員、福祉委員※、見守り訪問員による相談が充実するよう支援を行います。	身近な相談窓口があることの周知を図ります。	広報活動	支部会に定期的に出席し、顔の見える関係の構築を図った。	民協に出席し活動内容の報告。	民協に出席し活動内容の報告。	民協に出席し活動内容の報告。
	福祉委員の研修会を開催します。	研修会1回	4月に研修会を実施。	福祉委員研修会年1回。	福祉委員研修会年1回。	福祉委員研修会の開催1回。
	身近な相談窓口と社協との連携がなされるよう関係の構築に努めます。	各種研修会 職員教育	福祉委員説明会年1回。 民協会議に参加し情報共有。 見守り訪問員座談会2回。	福祉委員研修会年1回。 見守り訪問員研修会2回。	福祉委員研修会年1回。 見守り訪問員座談会年1回。 交流会年1回。	見守り訪問員の交流会として座談会を開催。

社協の役割(21) 社協広報や介護予防事業を通じて、健康寿命※を延ばすための啓発活動を強化します。	介護予防教室等の介護予防事業を実施します。	実施回数検討 延べ2,400人参加	年間79回実施。 延べ1315人参加。	年間101回実施。 延べ1466人参加。	年間95回実施。 延べ1669人参加。	36回実施。 のべ812人参加。
			社協だより、ボランティア通信。	社協だより、ボランティア通信。	社協だより、ボランティア通信。	社協だより、ボランティア通信。
		サロンやボランティアなど生きがいにつながる情報を提供します。	広報活動	住民主体での小さな集い70地区実施。	住民主体での小さな集い72地区実施。	住民主体での小さな集い70地区実施。
		住民運営の集いの場を作っています。 (いきいき百歳体操など)	32か所	いきいき百歳体操27か所開催、 グループホーム入居者サロン参加。	いきいき百歳体操28か所開催。	いきいき百歳体操30ヶ所開催。 グループホーム入居者へのサロン参加案内。4か所の参加。
社協の役割(22) 訪問給食※の充実を図り、栄養改善や、住み慣れた家での生活を継続できるよう支援します。	事業の適正な実施を図ります。	広報活動	HACCPに準じた衛生管理を実施。	継続。	継続。	継続。
	栄養士による献立の作成を行います。	実施	利用者のニーズに応じて作成。	継続。	実施。	継続。
社協の役割(23) ボランティア育成のための啓発活動を強化し、配食ボランティアなど地域に必要な人材を確保します。	サロンの準備や1日の段取りを細分化し、気軽にボランティアに参加しやすくなるよう呼びかけを行います。	広報活動	配食ボラに関して募集チラシ作成。	継続。	継続。	未実施。 お助け事業に移行準備。 社協だよりで「サロン飯」、「題字コンテスト」等紹介。
社協の役割(24) 行政や商工会と連携し生活支援を行うための新たな事業を検討します。	具体的な支援策を協議し実施します。	事業実施	食の自立支援事業に関し、役場、商工会、地元の飲食店業者との間で4回の情報交換と協議を行ったが具体的な検討には至っていない。	柿木地区の買い物支援について既存の移動販売の業者と協議、実施についてちらしや放送など協力。	行政、商工会、中山間地域センター等を招いて移動販売についての協議6回。	未実施。 お助け事業に移行準備。
社協の役割(25) 生活困窮者自立支援のため、就労準備支援事業や家計相談支援事業に取り組みます。	広報活動等を行い生活困窮の相談件数の増加を図ります。	広報活動 相談件数35件	支援件数 40件 新規相談件数13件	民生委員定例会で取り組み内容の共有 支援件数40件、新規相談17件 新規相談件数6件	支援件数42件（男性27件、女性15件） 新規相談件数6件	新規相談件数23件
	就労準備支援事業を実施し、就労相談件数と就労件数の増加を図ります。	ハローワーク等との連携 就労相談件数 新規1件 就労先の開拓	支援実人数7名。 支援機関との連携12回。 認定就労訓練1名。 無料職業紹介1名。	支援実人数3名。 支援機関との連携5回。 就労先の開拓0件。	相談対応16件。 支援機関との連携3回。 企業訪問1回。	相談対応25回、支援機関との連携4回、企業訪問3回。
	家計改善を図り、安定した生活が送れるよう家計相談支援事業に取り組みます。	事業の実施相談件数新規2件	新規相談2件。 家計支援76回。 訪問・同行支援27回。 面談42回。	新規相談2件。 家計支援70回。 訪問・同行支援23回。 面談9回。	新規相談件数8件。 家計支援201回。 電話・連絡53回同行支援14回。 その他89回。	新規相談件数6件。支援回数162回。
社協の役割(26) 福祉サービス事業所への就労を支援します。	福祉サービス事業所への就労を積極的に呼びかけます。	広報活動 就労支援	認定就労支援事業1名。	社協だよりを活用した広報。 就労継続支援実績1人。	社協だより、口コミ利用。 就労支援実績2人。	社協だより、ボランティア通信。
社協の役割(27) シルバー人材センターなど就労支援団体の周知を図ります。	受注件数の拡大のために、広報活動に努めます。	広報活動 受注件数715	社協だより1回。 受注件数889件。	HP活用した広報。 受注件数842件。	社協だよりを活用した広報。 受注件数 819件。	社協だより、口コミ。 受注件数 724件。

社協の役割(28) 町内5地区で地域支え合い会議を定期的に開催し、地域が抱える課題を明らかにします。	地域支え合い会議の開催を実施し、課題抽出等の協議のサポートを行います。	2回実施	七日市地区1回、防災ワークショップ3地区。	各公民館単位年2回開催。	各公民館単位年2回開催。	各公民館単位年2回開催。
社協の役割(29) 抽出された地域課題解決のための地域支え合い推進会議※を開催し、様々な団体で協働による課題解決策を検討します。	各地域の課題を話し合い、共通する大きな課題について解決策を協議します。	1回実施	地域支え合い推進会議1回。 ①防災と地域の支え合いについて。 ②今後の医療と介護を支える協議体の設置について協議。	地域支え合い推進会議1回。 災害時の情報共有の在り方について協議。	地域支え合い推進会議1回。 推進会議の在り方について協議。	地域支え合い推進会議1回。 解決策の協議までは至らず。
社協の役割(30) 地域でのボランティア講座の開催や福祉に関する情報提供の充実を図ります。	小学校や中学校で福祉に関する啓発を行います	サマー・ボランティア 街頭募金 福祉教育2校	サマー・ボランティア16名。 街頭募金4回。 福祉教育：吉高、六中、吉中、 蔵小。	サマー・ボランティア14名 福祉教育：吉高2回、吉中1 回、蔵木小、1回。 街頭募金2回。	サマー・ボランティア11名。 福祉教育：吉高1回、吉中2 回、六中1回、柿中2回。 街頭募金活動11名。	サマー・ボランティア11名。（街 頭募金） 福祉教育2校
	吉賀中学校「結プロジェクト」への協力・支援を行います。	支援・協力	未実施。	未実施。	フードバンクについて連携啓 発。	コロナ過で未実施。
	地域支え合い会議や民児協※などでボランティア活動や状況を報告します。	ボランティア活動の報告	柿木地区民協にて活動報告。	柿木地区の民協で見守り訪問員 の活動について報告、説明。	柿木地区民協にて活動報告。	柿木民協にて、配食サービスでの 見守りの必要性を報告。
	各種ボランティアの育成研修やスキルアップの研修を開催します。	隔月研修開催	ふれあいサロン研修、見守り訪 問員研修、成年後見研修実施。	ふれあいサロン研修、見守り訪 問員研修、成年後見研修実施。	ふれあいサロン研修、見守り訪 問員研修、成年後見研修実施。	調理ボランティア研修会。（2 回）
社協の役割(31) 共同募金会の活動協力、啓発活動を行います。	各種募金活動への協力と研修会、広報、HP等を活用し啓発を行います。	募金活動 ちらしの配布 広報、HP 研修会	戸別・街頭・職域・学校・法 人・イベント募金等の募金活動 災害義援金の募集 各種助成金 事業のチラシ配布や広報。	戸別・街頭・職域・学校・法 人・イベント募金等の募金活動 災害義援金の募集 各種助成金 事業のチラシ配布や広報。	戸別・街頭・職域・学校・法 人・イベント募金等の募金活動 災害義援金の募集 各種助成金 事業のチラシ配布や広報。	戸別・街頭・職域・学校・法人・ イベント募金等の募金活動 災害 義援金の募集 各種助成金事業の チラシ配布や広報。
社協の役割(32) 島根県、吉賀町等の助成金事業の情報提供を行います。	広報、ホームページ等で周知を図ります。	広報活動	共同募金の助成紹介。	子ども食堂関係助成金の紹介2 件。 SNS活用にて紹介。	県社協助成金紹介2件。 生活支援コーディネーターを中 心に住民に紹介。	県助成金の広報、紹介2件。
社協の役割(33) 必要な情報をわかりやすく提供するよう、広報誌・ホームページの充実を図ります。	福祉サービスの情報提供の充実を図ります。	広報活動	ホームページ等SNSを利用し た情報発信。	ホームページ等SNSを利用し た情報発信。	広報紙、HPで周知。	広報紙、HPで周知。
社協の役割(34) 地域での支え合いネットワークを作ります。	見守り表や、地域との情報共有の在り方を検討し、より見守りやすい体制を作ります。	新しい見守り体制実施	見守り表対象者11名。（3地 区） 小さな集いなどの仲良しグル ープによる見守り体制。	見守り表対象者11名。（3地 区） 小さな集いなどの仲良しグル ープによる見守り体制。	郵便局のボスクマ等住民への紹 介はしたがニーズにマッチング しなかった。	生活支援コーディネーターを中心 とした地域との関係構築。
社協の役割(35) 地域での困りごとや悩みについて、気軽に相談できる窓口の機能の充実を図ります。	総合相談窓口の周知を図ります。	広報活動	社協だより、SNSにより広 報。	社協だより、SNSにより広 報。	社協だより、SNSにより広 報。	広報紙、HPで周知。
社協の役割(36) あらゆる相談に対応でき、ワンストップサービスを実現できるよう体制を強化します。	職員の専門性の向上に努めます。	各種研修会参加 資格取得支援	資格取得者（介護福祉士2名、 社会福祉士3名、精神保健福祉 士1名）	資格取得者（介護福祉士3名、 精神保健福祉士1名、司法書士 1名）	資格取得者（社会福祉士3名、 介護支援専門員3名、介護福祉 士1名） 各種研修会参加。	研修会の参加。資格取得にむけ貸 付制度、報奨金制度あり。
	社協内部の連絡を密にし支援体制の強化に努めます。	連絡会議12回	総合相談支援課内の会議を月1 回実施。	総合相談支援課内の会議を月1 回実施。	総合相談支援課内の会議を月1 回実施。	総合相談支援課内の会議を月1回 実施。
社協の役割(37) ふれあいサロンの充実に向けたコーディネーター※の確保・育成を図ります。	各種研修への参加します。	コーディネーターの確保・育成	生活支援コーディネーターを公 民館単位で配置。地域との連携 を密に行った。	生活支援コーディネーターを公 民館単位で配置。地域との連携 を密に行った。	生活支援コーディネーターを公 民館単位で配置。地域との連携 を密に行った。	未実施。 お助け事業に移行準備。

社協の役割(38) 地域支え合い会議の定期開催と充実を図ります。	地域支え合い会議を年2回実施し、新たに地域支え合い推進会議を実施します。	地域支え合い会議年2回 地域支え合い推進会議年2回	地域支え合い会議未実施、災害のワーキングショップ3地区。 地域支え合い推進会議年1回。	地域支え合い会議公民館単位年2回。 地域支え合い推進会議年1回。	地域支え合い会議公民館単位年2回。 地域支え合い推進会議年1回。	地域支え合い会議年2回。 地域支え合い推進会議年1回開催。
社協の役割(39) 社協組織の見直しを行い、サロン充実に向けた支援体制を強化します。	社協法人内のティサービスや訪問看護など専門職が講演をする機会を作ります。	メニュー表作成 年10回以上の実施	サロンメニュー表の活用。 専門職の訪問21回。	サロンメニュー表の活用。 専門職の訪問27回。	サロンメニュー表活用。 専門職の訪問52ヶ所。	サロンメニュー表活用。 専門職の訪問10か所以上。
社協の役割(40) 福祉委員や訪問員の研修を充実し、地域の情報集中力を向上し、民生委員・児童委員と連携し迅速な支援を行います。	身近な相談窓口と社協との連携がなされるよう関係の構築に努めます。	各種研修会 職員教育	福祉委員研修年1回。 訪問員研修年2回。	福祉委員研修年1回。 訪問員研修年2回。	福祉委員研修年1回。 訪問員研修年4回。	福祉委員研修会1回実施。 訪問員研修会2回実施。
社協の役割(41) 総合支援事業※実施に必要なコーディネーターを確保し、地域住民や自治会などと連携し、地域福祉事業の充実を図ります	社協に第1層コーディネーター※を配置し、資質向上を図ります。	養成研修 職員配置 2層コーディネーターとの連携	生活支援コーディネーター事例検討研修参加。(4名)	生活支援コーディネーター養成研修参加。(3名)	生活支援コーディネーター養成研修参加(2名)、情報交換会参加。(4名) 社協に1名配置。	生活支援コーディネーター養成研修参加(2名)、情報交換会参加。(5名) 社協に1名配置。
	地域の第2層コーディネーター※を確保・養成していきます。	4か所配置	各公民館単位各1名配置。	各公民館単位各1名配置。	各公民館単位各1名配置。	2層の配置に至らず。
社協の役割(42) 組織機構の見直しと経営基盤を強化し、安定したサービス提供体制を作ります。	新創造計画※の具体的計画を推進します。	継続	継続。	継続。	継続。	継続。
社協の役割(43) 自治会等の地域活動を積極的に支援します。	支え合いマップの作成サポートや専門職による相談の機会を作ります。	新規2箇所実施 見直し支援2か所	未実施。	未実施。 地域支え合い会議で地図を活用し社会資源、地域活動のマッピング。	未実施。 防災、社会参加できていない方の情報共有、マッピング作成2回。	支え合いマップ見直し作成1か所。
社協の役割(44) 職員研修を充実させ、専門職の育成と人材確保を図ります。	各種研修および情報の共有化を図り、専門性の向上に努めます。	各種研修 社協内部の連絡会議12回	全職員研修4回、内部の連絡会議12回実施。	全職員研修4回、内部の連絡会議12回実施。	全職員研修4回、内部の連絡会議12回実施。	全職員研修4回、内部の連絡会議12回実施。
社協の役割(45) 自治会や地域の民生委員・児童委員などと連携し、サービスが必要な人を把握し、適正なサービス利用に繋げられるように取り組みます。	見守り表の在り方や、地域との情報を共有の在り方を検討しより見守りやすい体制を作ります。	新しい見守り体制実施	見守り表対象者11名。(3地区) 小さな集いなどの仲良しグループによる見守り体制。	見守り表対象者11名。(3地区) 小さな集いなどの仲良しグループによる見守り体制。	郵便局のボスクラマ等住民への紹介はしたがニーズにマッチングしなかった。	民協6回参加し情報共有をした。
	身近な相談窓口と社協との連携がなされるよう関係の構築に努めます。	各種研修会 職員教育	民生委員との意見交換会参加。	柿木地区民協で重層、生活困窮、介護サービスについて説明、勉強会。柿木地区買い物支援についての情報提供。	柿木民協で生活困窮自立支援事業、重層的支援体制整備事業の説明、協力依頼。	民生委員との意見交換会参加。
社協の役割(46) 権利擁護研修を実施し、職員の人権意識の向上を図ります。	権利擁護研修を開催し、ソーシャルインクルージョン※の推進に努めます。	権利擁護等研修	職員研修開催1回。	職員研修開催1回。	職員研修開催1回。	職員研修開催1回。
社協の役割(47) 専門職と連携し虐待の未然防止や早期発見に努めます。	虐待、権利侵害、障がい理解、認知症の理解の促進についての講演会を開催し、住民の意識の向上を図ります。	講演会、認知症カフェ、あいサポート研修、認知症サポート研修	認知症サポートー養成講座5回(50名)、認知症介護者の会11回(83名)、ACP研修会1回、映画上映会2回。	認知症サポートー養成講座7回(105名)、認知症介護者の会12回(79名)、ACP研修会、映画上映会1回。	認知症サポートー養成講座開催なし、あいサポート研修2回(24名参加)、認知症介護者の会9回、キャラバンメイト連絡会1回、ACP研修会1回。	認知症サポートー養成講座開催なし、あいサポートフォローアップ研修1回、認知症カフェ実施、ACP研修1回。

	虐待防止・虐待相談の定例会を開催し、虐待対応専門職チームと連携をし、適切で迅速な対応に努めます。	年6回	高齢者・障害者虐待対応専門職チーム相談会6回。	高齢者・障害者虐待対応専門職チーム相談会6回。	高齢者・障害者虐待対応専門職チーム相談会8回。	高齢者・障害者虐待対応専門職チーム相談会8回。
	成年後見制度の周知や振り込め詐欺被害防止の啓発を行います。	啓発活動	権利擁護の理解（15名）、老い支度（12名）をテーマに実施。	後見人支援事業及び不正防止に向けた研修（親族後見）1回。	後見人支援事業及び不正防止に向けた研修1回。	サロンでの成年後見人制度の勉強会1回開催。
社協の役割(48) 移送サービス※の充実を図ります。	移動に関する支援体制の構築を図り、着実な移送サービスを展開します。	事業継続	事業継続。	事業継続。	事業継続。	点検実施。
社協の役割(49) 事業所内のバリアフリー化※を推進し、利用者の利便性の向上に努めます。	バリア点検を実施し、バリアの発見および改善を図ります。	点検年1回改善	福祉センターを靴を履いたまま使用できるようにした。	社協衛生委員会にて検討。	社協衛生委員会にて検討。	配線コードの整備実施。
社協の役割(50) すべての人に必要な情報が伝わるよう伝達方法の改善を図ります。	わかりやすい伝達方法を工夫します。	音訳ボランティアの支援伝達方法の工夫	音訳ボランティア総会1回。個別対応実施。	音訳ボランティア総会1回。個別対応実施。	音訳ボランティア総会1回。個別対応実施。	音訳ボランティア総会1回。個別対応実施。
社協の役割(51) 研修会や講演会等に手話通訳や要約筆記を配置します。	講演会等において誰もが、わかりやすく理解できるように、合理的配慮※を心がけます。	合理的配慮	あいサポーター研修で合理的配慮について説明。	あいサポーター研修で合理的配慮について説明。	あいサポーター研修で合理的配慮について説明。	手話、要約筆記未活用。
社協の役割(52) ICT化※を促進し医療と介護の情報のシームレス化※を図り利用者の支援体制の向上を図ります。	IC会議※等で情報の整理、システムの検討を行います。	システム運用	まめネット継続。	まめネット導入。研修会開催。	まめネット導入。研修会開催。	訪問看護島根県医療情報ネットワーク「まめネット」を導入。
社協の役割(53) 必要な人に必要な情報がより早く公平に伝わるよう伝達方法の改善を図ります。	ホームページ、メール、アプリ等の活用を検討します。	システム運用	ホームページ等SNSを利用した情報発信。	ホームページ等SNSを利用した情報発信。	ホームページ等SNSを利用した情報発信。	ホームページ、ラインのアプリ活用。
社協の役割(54) 会議や研修会、講演会等にオンラインシステム※を活用します。	内容によりオンラインシステムを取り入れる。	オンラインシステム活用	研修、会議にオンラインシステム活用	研修、会議にオンラインシステム活用	研修、会議にオンラインシステム活用	研修、会議にオンラインシステム活用
社協の役割(55) 日頃の福祉活動を通じて要支援者の把握を行い、自治会や行政と連携し情報共有を図ります。	見守り表や、地域との情報共有の在り方を検討し、より見守りやすい体制を作ります。	新しい見守り体制実施	見守り表対象者11名。（3地区）小さな集いなどの仲良しグループによる見守り体制。	見守り表対象者11名。（3地区）小さな集いなどの仲良しグループによる見守り体制。	郵便局のボスクマ等住民への紹介はしたがニーズにマッチングしなかった。	見守り表の提出は任意とし見守りは継続。変化があれば社協に連絡することにした。
	地域活動とボランティア活動が横のつながりを持ち、互いに有益な関係が築けるよう働きかけます。	ボランティア活動報告	個別の困りごとに対しマッチングを行った。	個別の困りごとに対しマッチングを行った。	個別の困りごとに対しマッチングを行った。	個別の困りごとに対しマッチングを行った。
	個別支援計画を作成します。（ケアプランに組み入れる）	プラン更新から順次作成	作成15件。	作成123件。（更新していない）	役場の書式で作成123件。	役場の書式で作成50件。
社協の役割(56) 災害ボランティア※研修会を開催し災害時に対応できるよう体制をつくります。	災害に関する講演会を開催し、対応できる体制を作ります。	年1回	研修会の企画をしていたが時期が選挙と重なり未実施。	地域支え合い会議で防災をテーマに2か所実施。キントーン勉強会実施。社協自主避難所立ち上げ訓練1回実施。	地域支え合い会議にて防災をテーマとした研修会1回開催。	未実施。お助け事業に移行準備。

社協の役割(57) 災害ボランティアセンターがスムーズに運営できる体制をつくります。	社協内のマニュアルの周知や訓練を実施します。	職員研修1回 訓練1回	職員向け研修会1回。 災害ボランティア立ち上げ訓練1回。 (64名参加)	災害ボランティアセンター立ち上げ研修3か所計7名参加。 災害ボランティアセンター運営者養成研修2名参加。	災害ボランティアセンター立ち上げ研修2名参加。 災害ボランティアセンター運営者養成研修2名参加。	出雲市災害ボランティアセンター運営支援2名参加。 災害ボランティアセンター運営者養成研修3名参加。
社協の役割(58) 災害ボランティアに関する体制を整備します。	災害に備えて災害ボランティアセンターの組織体制を構築します。	組織体制構築 備品整備 事前ボランティア登録を募集	災害ネットワーク協定連絡会議2名参加。 備品の整備・点検。	災害ネットワーク協定連絡会議2名参加。 備品の整備・点検。	ボランティアリストアップ。 備品の整備・点検。	ボランティアリストアップ。 備品の整備・点検。
社協の役割(59) 災害要支援者マップづくりを行い要支援者の把握に努めます。	吉賀町と支援マップを共有し、災害時の支援体制を整備します。	支援体制の構築	要支援者リスト作成に向けた協議体に参加。 (2回)	未実施。	要支援者リスト作成に向けた協議体に参加。	要支援者リスト作成に向けた協議体に参加。
	サロンや防災組織等と共に支え合いマップを作成します。	新規2箇所実施 見直し支援2か所	災害時の備え期ワークショップ実施。(朝倉、白谷、初見新田)	未実施。	未実施。 防災、社会参加できていない方の情報共有、マッピング作成2回。	支え合いマップ未実施 地域T型集落点検(木部谷地区)参加。
社協の役割(60) 小地域ネットワーク事業・サロン・福祉委員・見守り訪問員・配食サービス・戸別訪問などの充実を図り見守り体制を構築します。	地域活動とボランティア活動が横のつながりを持ち、互いに有益な関係が築けるよう働きかけます。	ボランティア活動の報告	各地区のサロンの活動を紹介するため、サロン通信を発行。(3回)	地域支え合い会議などで地域の取り組みを共有、啓発。 小さな集いの情報を社協だよりを利用して共有、紹介。	地域支え合い会議などで地域の取り組みを共有、啓発。 小さな集いの情報を社協だよりを利用して共有、紹介。	広報、ボランティア通信、各種会議で紹介。

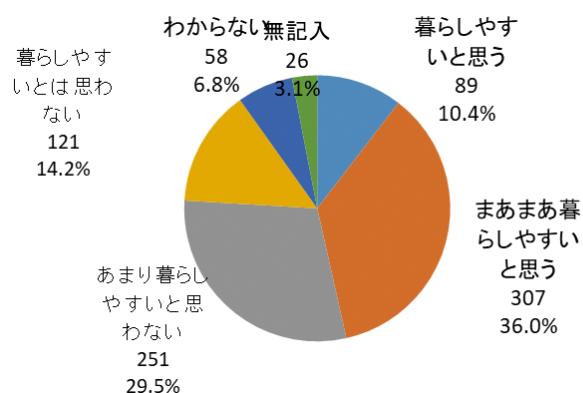
## 第3章 地域福祉計画に関わる課題

地域福祉に関するアンケート調査の結果、地域支え合い会議等から、地域福祉に関わる吉賀町の課題を整理します。

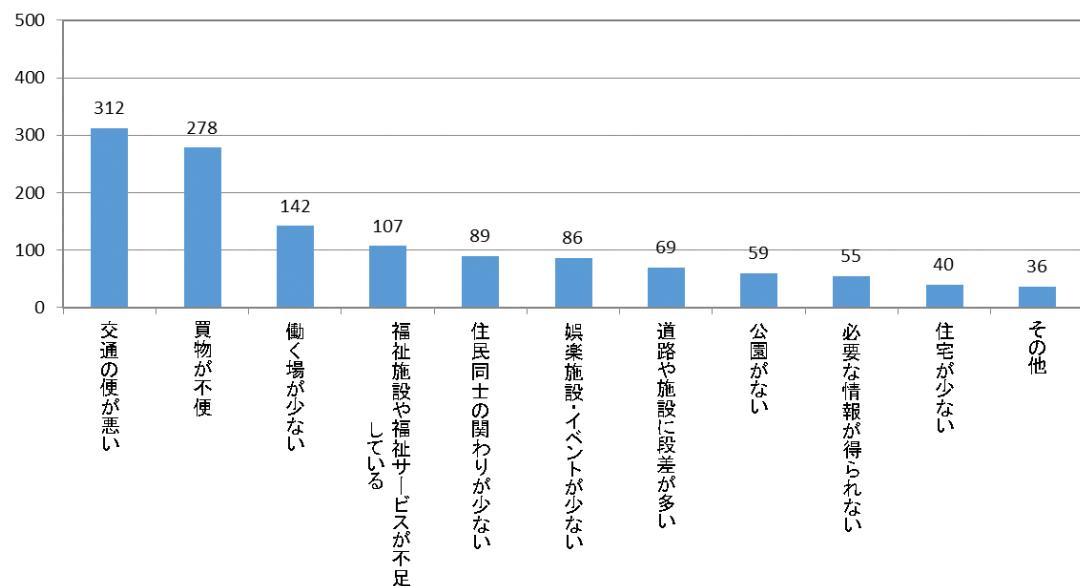
### 1. 移動手段確保困難者の暮らしやすさの向上、働く場の確保

今回は、子育て世代、75歳以上の高齢者、障がい者を区別せず調査したところ、吉賀町がこれらの方々にとって暮らしにくいと答えた方が 43.7%でおおよそ半数の方が暮らしにくいと回答されています。その理由としては前回と大きな変化はなく、「交通の便が悪い」、「買い物が不便」、「働く場が少ない」が上位となっています。

問12. 子育て世代・75歳以上の高齢世帯・障がいのある方にとってあなたの住む地域は、暮らしやすい地域だと思いますか？



問14. 暮らしやすいと思わない理由は何ですか？（問12で3、4と回答した方・複数回答）

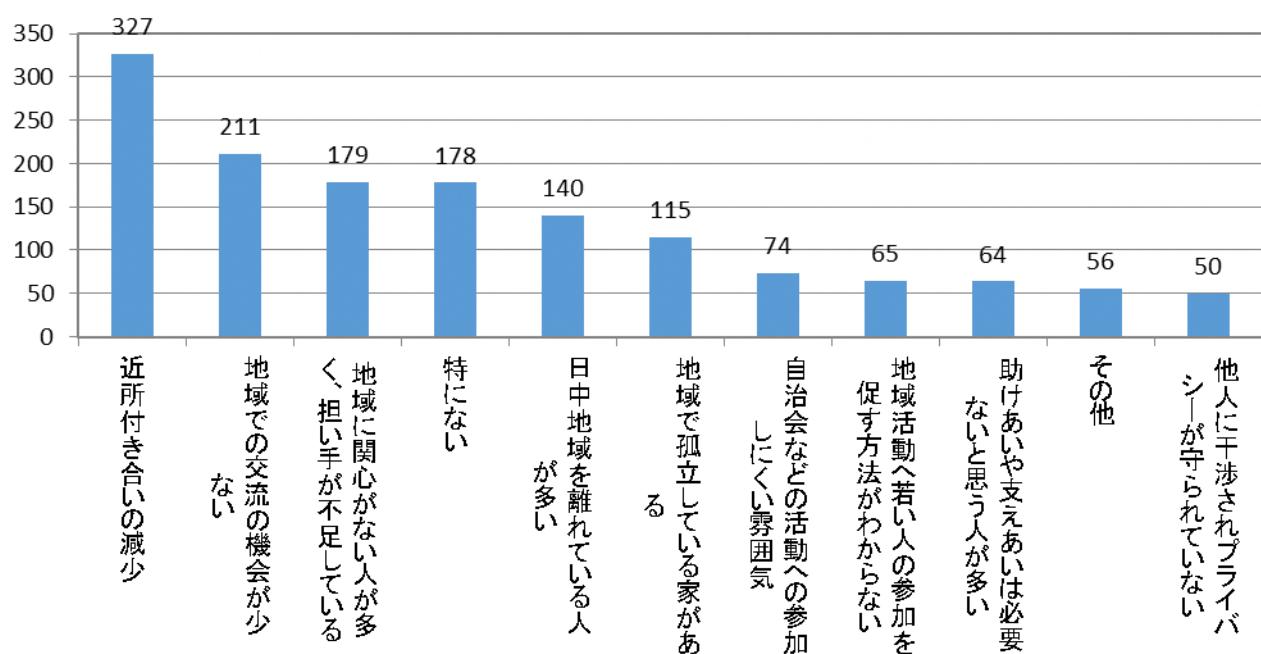


## 2. 近所付き合いの減少によるつながりの希薄化や相談相手の減少

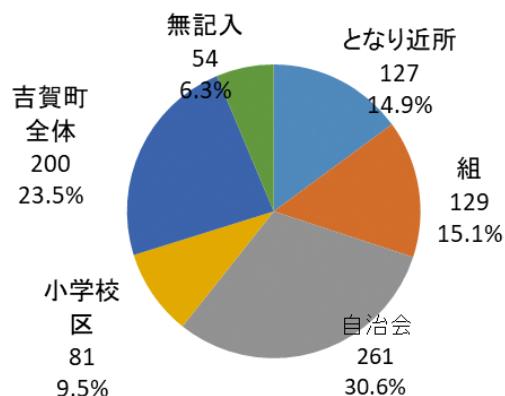
「地域の中での問題点・不足していると思うもの」として「近所付き合いの減少」が1番にあがっています。実際に近所との付き合いがあると回答した人は52%で前回よりさらに7%減少しています。住民は自治会以下の小規模の単位を身近な地域ととらえており、そのような中、地域への愛着を感じていると回答した人は前回同様75%にのぼっています。また災害時に有効な手立てとして、日ごろからの地域の支え合いが必要との回答が多くあります。

このことをふまえて、今後、意識して隣近所とのつながりを保ち続けるとともに、その関係も希薄にならないように努めることが必要です。

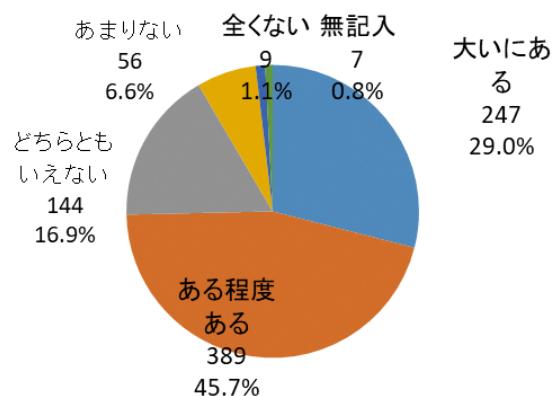
### 問26 地域の中で問題点・不足していると思うものは何ですか？(複数回答)



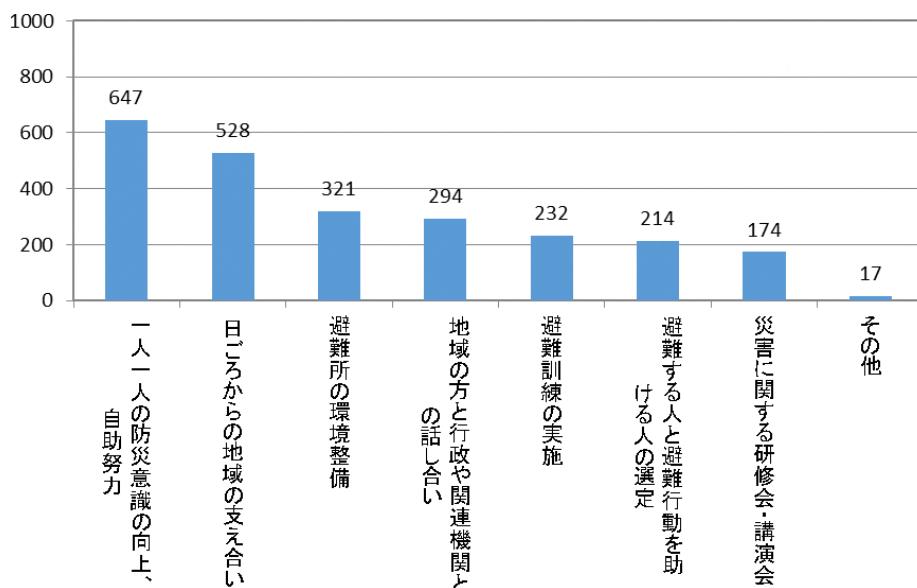
### 問15 あなたの考える「地域」の範囲を教えてください



### 問16. 住んでいる地域に愛着がありますか？



問 22. 災害時みんなが助かるためには、どのような準備が必要ですか？(複数回答)

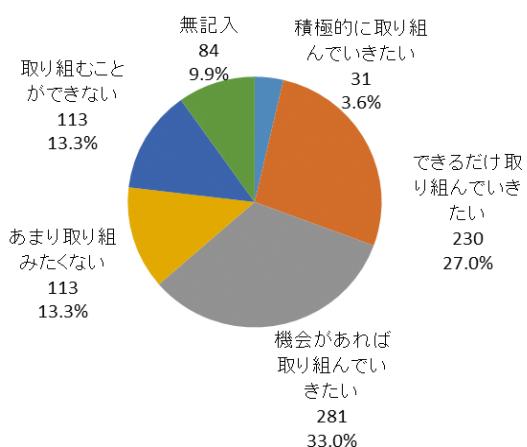


### 3. 地域活動組織の活性化、人材育成

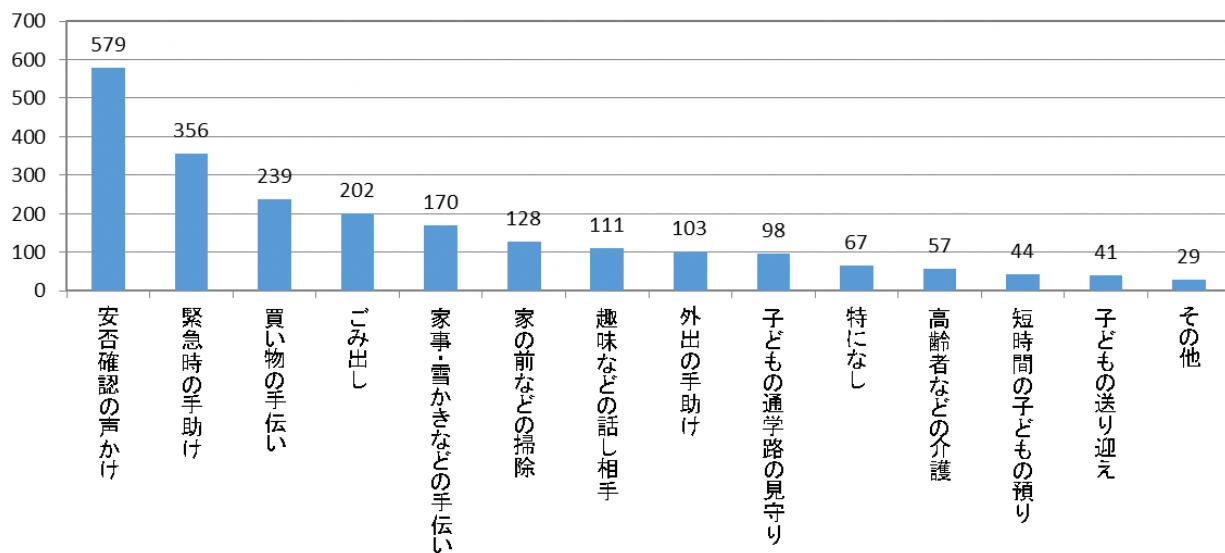
アンケート結果から、64%の人が、地域活動に取り組みたいという意向をもっており、前回調査から大きな変化はありませんでした。町内全域でふれあいサロン等住民主体の活動や伝統行事がリーダーを中心に開催されており、健康づくりや介護予防の取り組みや、地域のつながりを強化するための大きな役割を担ってきています。今後も、少数でも活動可能な場を作るなど、多様な地域活動のあり方を模索し、支援していく必要があります。

また、過疎化や少子高齢化による後継者不足などにより、実践者やリーダーの人材育成が課題となっており、活動継続の手法を見直すことも必要です。

問 35. 地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等に、どの程度取り組んでいきたいと考えていますか？



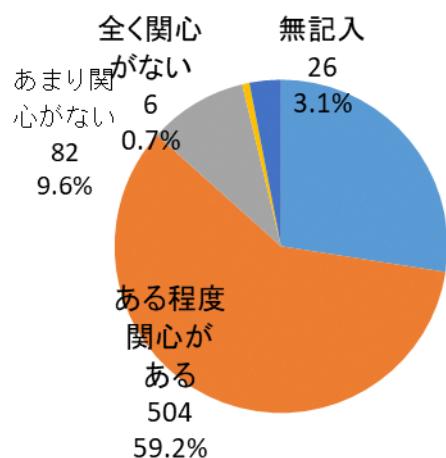
問 29. 近所で高齢者や障がい者の介助・介護や子育てなどで困っている家庭があった場合、あなたはどのような手助けができると思いますか？（複数回答）



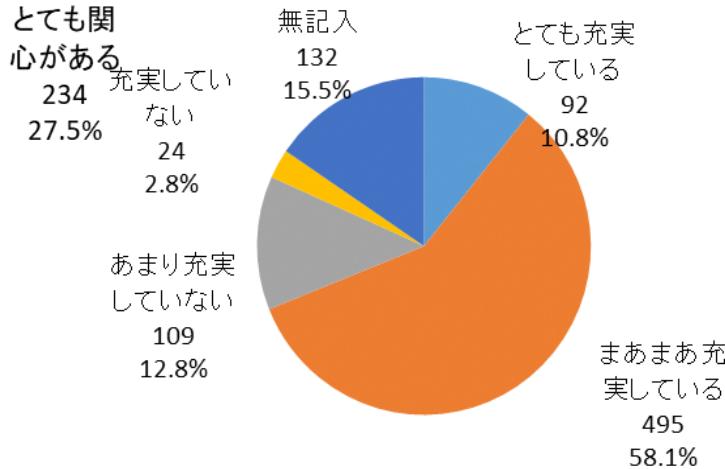
#### 4. 生活に必要な福祉に関する情報入手

住民の福祉への関心は前回同様高い半面、福祉サービスの周知度については、「あまり知らない」「全く知らない」と回答している人が前回同様 44%、サービスが充実していると回答した人は 69%と前回と比べ約 6%低くなっています。将来必要になるかもしれない身元保証サービスや成年後見制度についても知らない方が多く、福祉サービスが必要な人に、適切な情報が伝わるよう、情報を常に更新し、繰り返し発信していくなど周知の在り方の検討が必要です。

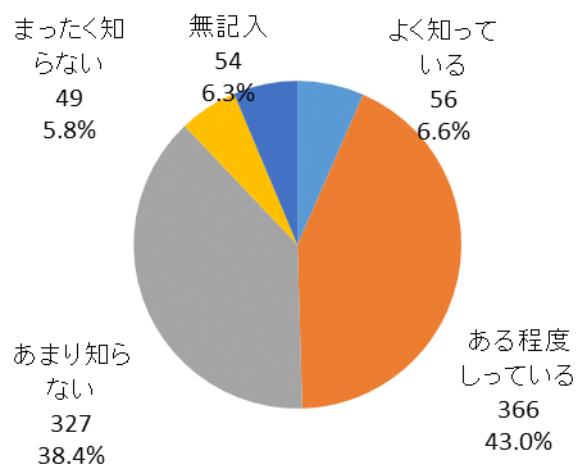
問 11. 福祉に关心がありますか？



問 42. 吉賀町の福祉サービスについて、どのように感じていますか



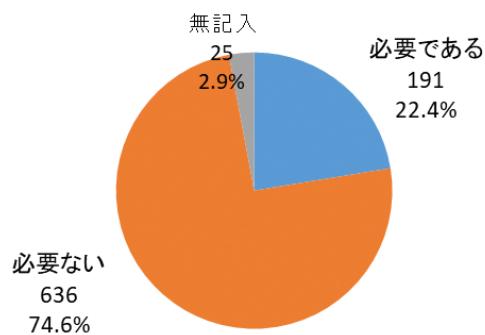
#### 問 41. 吉賀町の福祉サービスの名前や内容を知っていますか



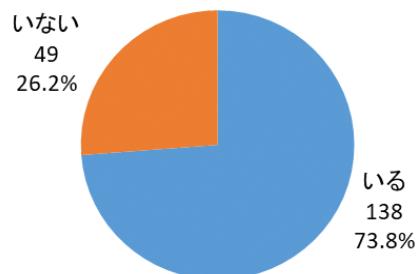
#### 5. 災害時の避難等に必要な日頃の関係づくり、情報伝達

アンケートの結果、災害時に手助けが必要であると回答した人が、前回より 2.2% 増えて 22.4%、その内手助けをお願いできる人がいないと回答した方は 26% で、前回より 2.3% 減少しています。いざという時に助け合える地域のつながり作りと外国人や障がいのある方などだれでも確実に情報が伝わるような伝達方法の整備が課題です。

問 23. 台風などの災害時の避難の際に、  
手助けが必要ですか？



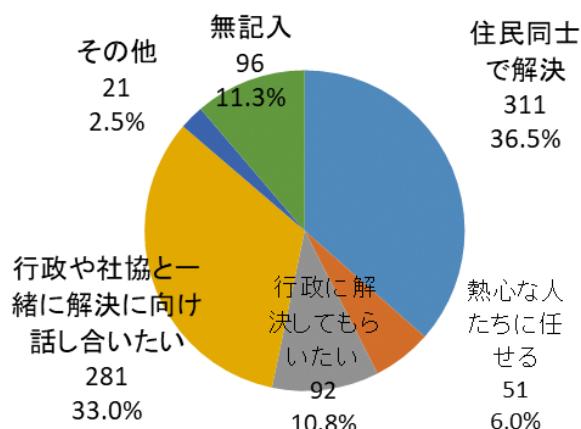
問 24. 災害時の避難の際に、手助けを  
お願いできる人がいますか？



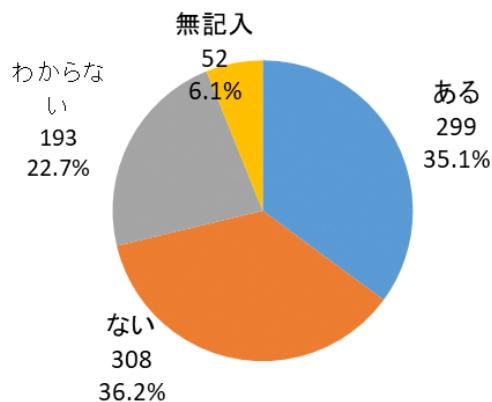
#### 6. 地域の問題解決のための話し合いの場の確保

アンケートの結果、住民の生活問題については、自分たちで解決すべきと回答した人は 36.5% で前回より 19.3% 減少しています。また、困りごとなどを話しあう場がない、もしくは、わからないと回答した人は前回同様 60% います。他方で行政や社協と一緒に解決に向けて話したいという回答が 33% あり、地域の課題を我が事として解決するしくみをどのように作っていくのかが課題です。

問 30. 生活に関する様々な問題に対して、どのような方法で解決するのが良いと思いますか？



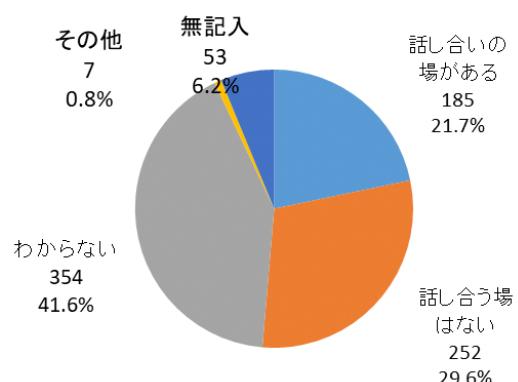
問 27. 困りごとや課題について、地域の人たちと情報共有や話し合いのできる場がありますか？



## 7. 行政との協働について住民への周知や啓発不足

まちづくりを進める上で、重要な行政と住民との協働関係については、「話し合いの場がある」と回答した住民は 21.7%。一方、「話し合う場はない」、「わからない」と回答した住民は 71.2%に達しており、協働の意味や必要性がまだ十分に浸透していない実態が窺えます。

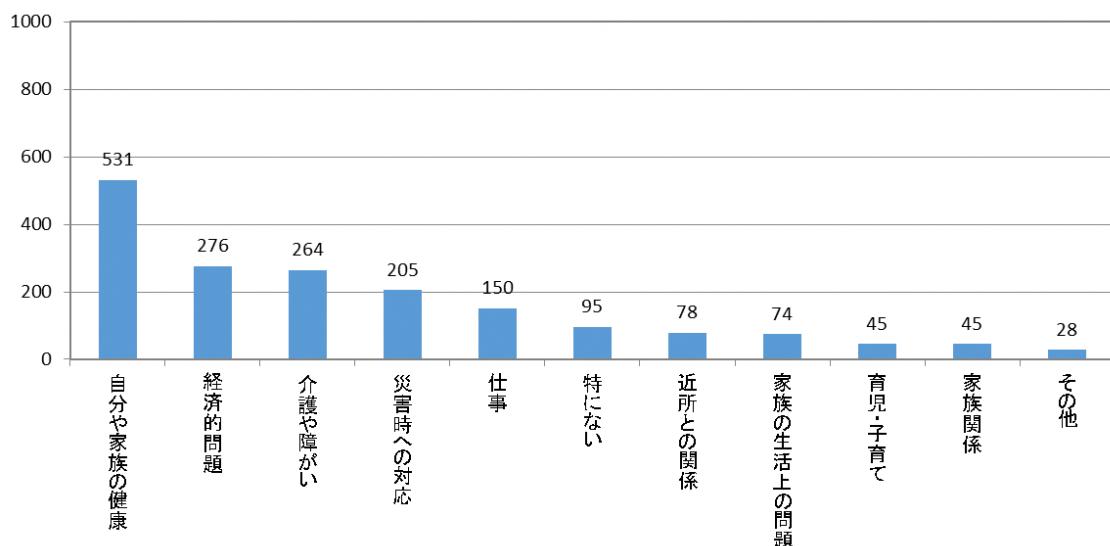
問 28. 住民と役場が協力して地域課題の解決を図るための話し合いの場があると思いますか？



## 8. 暮らしの中の不安や悩みの解消

暮らしの中での不安については、前回同様「自分や家族の健康について」が1位となっており、引き続き健康づくりや介護予防の取り組みの充実が求められています。また若年層を中心に経済的不安を強く感じており、生活困窮者への相談支援の充実や実効性のある具体的対策が必要です。

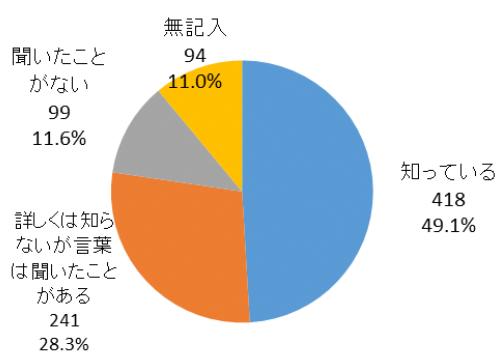
### 問 19. 暮らしの中でどのようなことに悩みや不安を感じていますか？（複数回答）



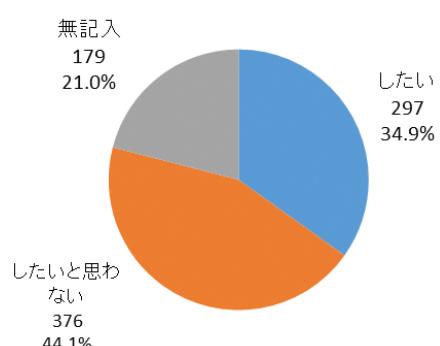
## 9. 安心、安全な地域社会の実現

全国の刑法犯の認知件数は、平成14年をピークに減少傾向にあります。一方で検挙人員に占める再犯者率の割合は増加しており、安心して暮らすことが出来る地域社会を築く上で再犯を防止することは重要な課題となっています。アンケートでは再犯しないように協力する保護司の存在を知っている、聞いたことがあると答えた方が77.4%、立ち直りに協力したいと答えた方は34.9%でした。啓発活動の推進や民間協力者の活動支援、相談窓口を充実させ、関係機関が協力して支援していくことが必要です。

### 問 51. 犯罪をした人が、再犯しないよう協力する協力者（保護司等）がいることを知っていますか？



### 問 53. 犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いませんか？



## 第4章 計画の基本方針

### 第1節 計画の基本理念

地域福祉とは、地域の住民が主体となって、地域福祉を推進していこうとする取組みです。そして、地域福祉計画とは、このような地域住民の自主的・積極的な社会福祉への参画、思いやりをもってみんなで支え合い助け合うという、ともに生きるまちづくりの活動を、総合的・包括的に取りまとめた計画のことをいいます。

また、社会福祉協議会においては、住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの及び社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営するものが、協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画を策定することが定められています。そして、行政が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、相互連携の下に策定されることが望ましいとされています。

第4期計画においてもこのような考え方の下に、それぞれ計画を一体的なものとして策定し、第1期計画から継続して次の基本理念を掲げて推進していくこととします。

誰もが住みつづけたくなる

居心地のいいまちづくり

## 第2節 基本目標

### 1. 人と地域が自立し支え合う温もりあふれるまちづくり

地域福祉を推進するためには、地域での支え合いや助け合いがとても重要です。そのために地域での様々な活動を通じて、身近な生活の悩みや困りごとについて話し合い解決していく住民意識の高揚やつながりや絆を強め、地域での支え合いや助け合いができるまちづくりを実現します。

### 2. 誰もが安心して福祉サービスを受けられる地域づくり

子どもから高齢者まで誰もが地域で安心して暮すためには、必要になったとき適切な福祉サービスが利用できるように環境を整えておくことが必要です。また困ったことや不安なことがあったときに、誰もが気軽に相談できる窓口があり、そのことを住民に広く周知することが重要です。

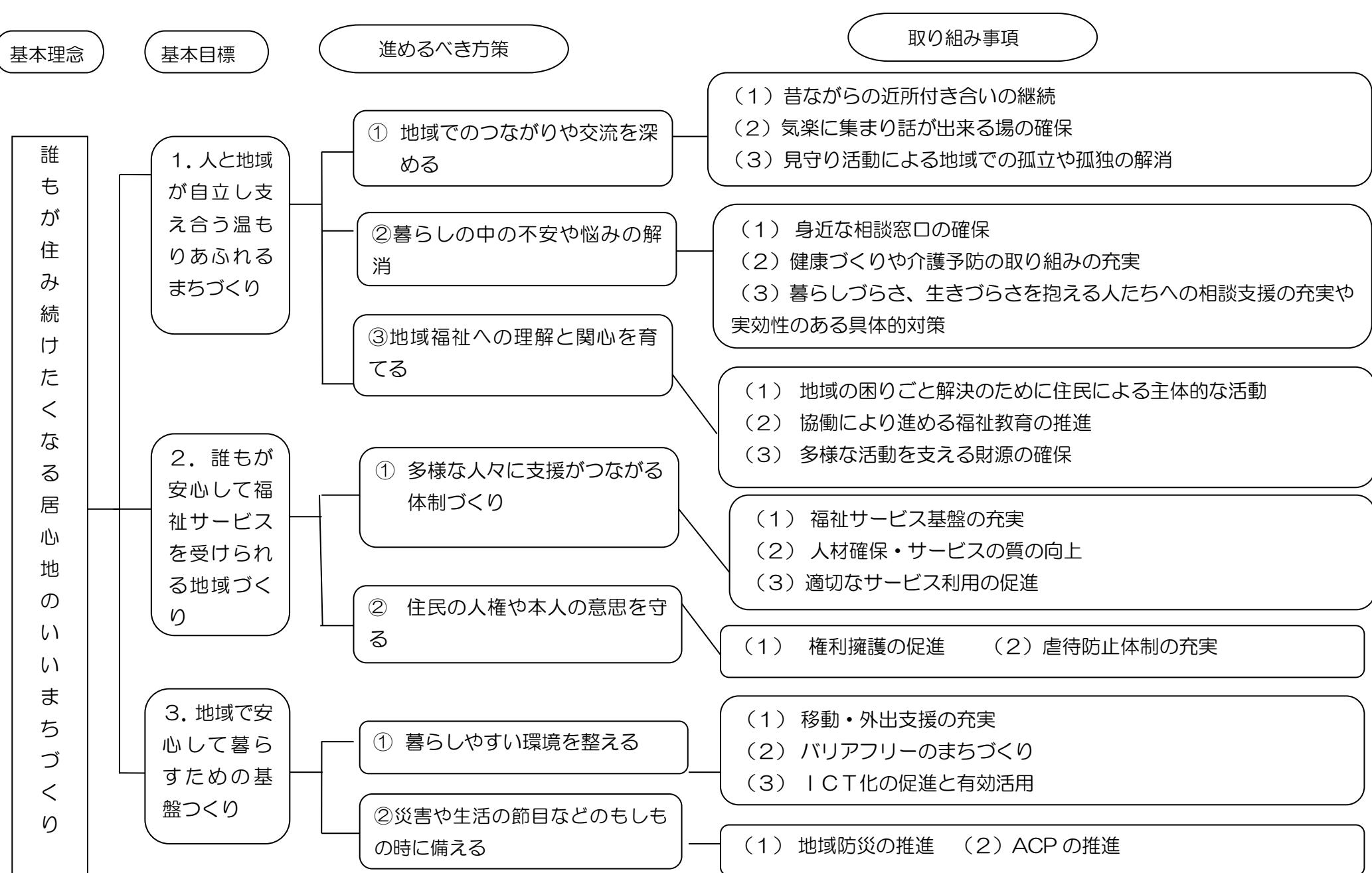
福祉サービスに関する情報提供や相談体制の充実を住民と吉賀町と吉賀町社協が連携をとって進めます。また住みなれた地域に住み続けることができるよう福祉サービスの充実と持続可能な体制づくりをめざします。

### 3. 地域で安心して暮らすための基盤づくり

すべての住民が住み慣れた地域で自立して生活し、生き生きと自由に社会参加するためには、移動手段の確保や、利用しやすい環境の整備、様々な活動団体の育成などが必要です。このため交通弱者に対する移動手段の確保やバリアフリーのまちづくりを進めます。

さらに、住民の安全、安心を確保するために、地域住民・自治会などの既存団体・社協などの関係機関・行政等が協力し合いながら、災害や急な困りごとが起きた時にも対応できる体制を強化します。

### 第3節 計画の体系

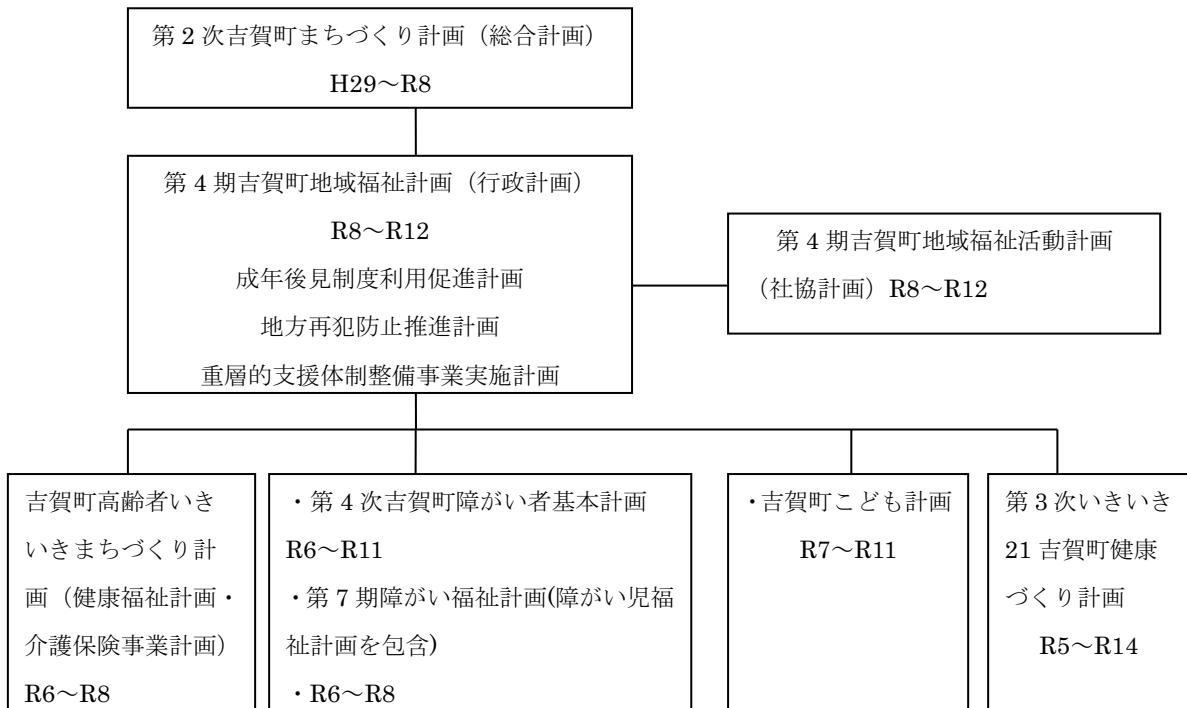


## 第4節 計画の位置づけと特徴

### 1. 位置づけ

吉賀町地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく計画として位置づけられ、吉賀町まちづくり計画（総合計画）の下位計画であるとともに、吉賀町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、吉賀町障がい者基本計画・障がい者福祉計画、吉賀町子ども子育て支援事業計画など保健福祉分野の上位計画です。

なお、成年後見の利用促進に関する法律第14条に基づき策定する「成年後見制度利用促進計画」、再犯の防止に関する法律第8条第1項に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」及び社会福祉法第106条の5第1項に基づき策定する「重層的支援体制整備事業実施計画」は、この地域福祉計画に包含されています。



### 2. 特徴

前期計画の策定時、町と社会福祉協議会の間において、町が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、連動・合体して策定されることが望ましいのではないかという基本合意に至り、一体的に計画を策定しました。

今期計画においても、計画策定の諸段階→委員会の開催→計画書編集の過程を一體的に進めました。

## 第5節 計画の期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間の計画とします。

## 第5章 施策の展開

### 第1節 人と地域が自立し支え合う温もりあふれるまちづくり

#### 1-①. 地域でのつながりや交流を深める

地域でのつながりや交流を深めるために普段から挨拶を心がけ、住民同士気軽に集まる場をもちましょう。人ととのつながりの輪がひろがることで自然と見守り活動ができ、お互いのちょっとした変化や異変に気付くことがあります。住民同士がお互い気遣い、できる範囲で支えあうことが誰もが安心して暮らせる地域につながります。

##### 1-①- (1) 昔ながらの近所付き合いの継続

###### 【住民の役割】

- 近所の方にあいさつや声かけをして顔見知りになります。
- 困っている人がいたら一言かけるなど自分でできる手助けをしましょう。
- 地域のことをやさしく教えてあげましょう。

###### 【自治会・公民館・団体の役割】

- 普段から地域行事の手伝いや参加の呼びかけを積極的に行いましょう。
- 地域の中で手助けを必要としている人と手助けできる人を把握しましょう。

###### 【社協の役割】

- 住民同士のつながりや交流が途絶えない支援をします。…1)
- ボランティアと支援が必要な人をつなぎ、地域の助け合いを進めます。…2)

###### 【行政の役割】

- 自治会や団体の活動が活性化するための各種助成金を交付します。
- 住民や自治会等と積極的に関わり、近所づきあいの大切さについて啓発します。…①
- あいさつ・声かけ運動を推進します。
- 民生委員児童委員による登校時のあいさつ運動を実施します。…②

##### 1-①- (2) 気楽に集まり話ができる場の確保

###### 【住民の役割】

- 交流の場に出る機会を増やし、地域の人と関わる時間をもちましょう。
- 隣近所で声かけを行い、お年寄りや子供、体調のすぐれない方など配

慮が必要な人も参加しやすい雰囲気をつくりましょう。

#### 【自治会・公民館・団体の役割】

- 公民館などを活用し住民が気軽に集まれる場所をつくりましょう。
- 子どもから高齢者まで様々な世代交流が図られる行事を企画し参加を促しましょう。

#### 【社協の役割】

- 地域食堂、ふれあいサロン、ちいさな集いなど誰もが気軽に集まり交流できる多世代交流の拠点づくりを支援します。…3)

#### 【行政の役割】

- 自治会館や集会所など地域の拠点施設の整備や維持管理等に必要な支援を行います。
- 急激な人口減少に歯止めをかける目的で、子供を育み、地域とともに子供が安心して生活できる環境整備を進めます。…③

### 1 -①- (3) 見守り活動による地域での孤立や孤独の解消

#### 【住民の役割】

- お年寄りや子供、体調のすぐれない方など配慮が必要な人を地域で見守りましょう。

#### 【自治会・公民館・団体の役割】

- 地域で様々な活動を計画し、行事の手伝いや参加の呼びかけを積極的に行いましょう。
- 地域で子供を見守り体制をつくりましょう。
- I・Uターン者、外国人、退職者などに積極的に声かけを行い、関わりを持ちましょう。

#### 【社協の役割】

- 福祉委員の活動を支援します。…4)
- 地域の見守り活動を支援します。…5)
- 配食サービスを活用して安否確認を行います。…6)
- 見守り訪問員を派遣し、住民の孤独感や孤立感の軽減を図ります。…7)

#### 【行政の役割】

- 地域で孤立している人等の把握を行い、必要に応じて訪問を行います。
  - ゲートキーパーを養成し、住民の孤独感の解消や心のケアを行います。
- …④

- 地域や社協と協働で見守り体制の充実を図ります。…⑤
- 新たな安否確認システムの構築を検討します。…⑥

## 1-②. 暮らしの中の不安や悩みの解消

暮らしの中の不安や悩みで関心が高いのは「自分や家族の健康」です。住民一人一人が自分や周りの人の健康に关心を持ち、活動に取り組み、得意なことを生かして活躍できる場を作ります。また誰もが気軽に活用できる相談窓口の周知と工夫をしていきます。

### 1-②- (1) 身近な相談窓口の確保

#### 【住民の役割】

- 地域の民生委員・児童委員や福祉委員が誰なのかを知っておきましょう。
- 広報やホームページなどから各種相談会の情報を入手しましょう。

#### 【自治会・公民館・団体の役割】

- 自治会の中で、地域の課題や問題について解決するための話し合いを持ちましょう。
- 支援マップを作成し地域の中で支援を必要とする人がいるか把握しましょう。
- 各種相談会開催の周知など協力をしましょう。

#### 【社協の役割】

- 総合相談窓口に専門職を配置し、様々な不安や悩みに一元的に対応でけるようにします。…8)
- 誰もが気軽に活用できるように相談窓口などの相談機関の啓発を行います。…9)
- 民生委員・児童委員・福祉委員と連携し、住民からの相談を社協へつなげるしくみを整えます。…10)

#### 【行政の役割】

- 町の広報誌やホームページ等を活用し、総合相談窓口の普及に向けた情報提供を行います。…⑦
- 相談窓口に必要な専門職を確保するために必要な支援の充実を図ります。

### 1-②- (2) 健康づくりや介護予防の取り組みの充実

#### 【住民の役割】

- バランスの良い食事を心がけましょう。
- 継続できる適度な運動を行いましょう。
- 「いきいき百歳体操」など身近な健康づくりや介護予防の取り組みに気軽に参加してみましょう。
- 毎年一回は健康診断を受診し、体の状態を把握しましょう。
- 趣味やできることを生かした役割を持ちましょう。

**【自治会・公民館・団体の役割】**

- 自治会などの様々な活動に健康づくりや介護予防などの取り組みを取り入れてみましょう。
- 地域住民が参加しやすいように、移動手段の確保や、雰囲気づくりに心がけましょう。

**【社協の役割】**

- 介護予防事業、ふれあいサロンを通じて、健康寿命を延ばすための啓発活動を強化します。…11)
- 訪問給食や買い物支援などの生活支援の充実を図り、栄養改善や、住み慣れた家での生活を継続できるよう支援します。…12)

**【行政の役割】**

- 地域での活動に保健師等を派遣し、健康づくりや介護予防の取り組みの一層の推進を図ります。…⑧
- 配食サービスの充実に向け支援策を検討します。…⑨
- 各種取り組みの効果を評価検証し、住民と共有し一層の健康づくり・介護予防意識の向上を図ります。

1-②- (3) 暮らしづらさ、生きづらさを抱える人たちへの相談支援の充実や実効性のある具体的対策

**【住民の役割】**

- 悩みや不安を一人で抱えこまことにだれかに相談しましょう。
- 気軽に社協や行政などの相談機関を利用しましょう。
- 困っている人がいたら一言かけるなど自分でできる手助けをしましょう。

**【自治会・公民館・団体の役割】**

- 地域で困っている人や家庭があれば、相談窓口につなげましょう。
- 地域の行事を活用し相談窓口に関する情報を地域で共有しましょう。

### 【社協の役割】

- 安心して気軽に相談できる窓口になるよう工夫します。…8)
- 生活に困っている人や生きづらさを抱えた人が生活を立て直せるよう包括的な支援を多機関協働で取り組みます。…13)

### 【行政の役割】

- 生活困窮者自立支援対策が充実するよう自立相談支援機関と連携して支援策の充実を図ります。…10)
- 重層的な支援の推進を図ります。…11)

## 1－③. 地域福祉への理解と関心を育てる

地域で安心して暮らすためには、地域課題を我が事として考え、解決にむけて話し合い、関係機関と協力しながら改善していくことが必要です。そのために子供からお年寄りまで地域全体で福祉に関心をもち、福祉について学び実践することが大切です。

### 1－③- (1) 地域の困りごと解決のために住民による主体的な活動

#### 【住民の役割】

- 地域で支えあい助け合う意識を持ちましょう。
- 誰もが暮らしやすいまちになるよう、身近な福祉に関するこに関心を持ちましょう。
- 自分や家族で解決できない困りごとをご近所と話し合ってみましょう。

#### 【自治会・公民館・団体の役割】

- 地域行事に誰もが気軽に参加できる雰囲気をつくりましょう。
- 地域で困りごとの解決ができないか話し合ってみましょう。
- 地域だけで解決できない問題について、地域支え合い会議などを活用し行政などと話し合ってみましょう。

#### 【社協の役割】

- 地域お助け事業を推進し、地域の困りごとを解決するための住民の主体的な活動を支援します。…14)
- 地域アセスメントを更新し周知を図ることで地域課題の解決に役立てます。…15)
- 地域支え合い会議を開催し、地域が抱える課題を明らかにし解決に向けて一緒に考えていきます。…16)
- 抽出された地域課題解決のための地域支え合い推進会議を開催し、様々な団体で協働による課題解決策を検討します。…17)

#### 【行政の役割】

- 福祉意識の啓発を行います。

- 地域課題を地域や関係機関と協働し解決するよう取り組みます。
  - 推進会議で出された課題について地域や社協等と連携し取り組みます。
- …⑫

### 1-③- (2) 協働により進める福祉教育の推進

#### 【住民の役割】

- 地域福祉に关心を持ち、研修会などに積極的に参加しましょう。
- 家庭で福祉について話し合う機会を持ちましょう。
- 配食ボランティアなど積極的にボランティア登録してみましょう。

#### 【自治会・公民館・団体の役割】

- 地域でボランティア講座や福祉に関する学習会を開催しましょう。

#### 【社協の役割】

- 地域でのボランティア講座の開催や福祉に関する情報提供の充実を図ります。…18)
- 学校教育における福祉教育を推進します。…19)
- 地域の福祉施設を誰もが気軽に立ち寄れる場所にし、交流の場を広げます。…20)
- ボランティアに参加しやすい仕組みを作ります。… (2)

#### 【行政の役割】

- 福祉教育を推進し、幼少期から人権や福祉への関心を持ち、地域での助け合いや支えあいを自ら考え行動できる人材の育成を図ります。…⑬

### 1-③- (3) 多様な活動を支える活動財源の確保

#### 【住民の役割】

- 共同募金のしくみに关心を持ち、募金活動に積極的に参加しましょう。
- 募金の配分金を福祉活動に活かしましょう。

#### 【自治会・公民館・団体の役割】

- 各種募金活動、啓発活動に積極的に協力しましょう。
- 募金の配分金を福祉活動に活かしましょう。

#### 【社協の役割】

- 共同募金会の活動協力、啓発活動を行います。…21)
- 島根県、吉賀町等の助成金事業の情報提供を行います。…22)

#### 【行政の役割】

- 社協と協力し共同募金活動を推進します。…⑭
- 島根県、吉賀町等の助成金事業の情報提供を行います。

## 第2節 誰もが安心して福祉サービスを受けられる地域づくり

### 2-①多様な人々に支援がつながる体制づくり

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために住民の要望に応じた「福祉サービス」はなくてはならないものです。しかし、町内の事業所で提供できるサービスには限界があり、不足する部分について住民や地域資源を活用した新たな福祉サービス提供の仕組みづくりが求められています。また人口規模にあった福祉サービスの再構築を検討することが必要不可欠です。限られたサービスの中でも利用者・家族が満足できるサービスの提供をめざし、サービスの質の向上や生産性向上の取り組みの強化を図ります。

#### 2-①- (1) 福祉サービスの基盤の整備

##### 【住民の役割】

- 住み慣れた地域で生活するために必要だと思う福祉サービスをご近所で話し合ってみましょう。
- 必要な福祉サービスの中に自分たちでできる役割がないか考えてみましょう。

##### 【自治会・公民館・団体の役割】

- 地域でできる支えあいや助け合いについて自治会などで話し合い、積極的に取り組んでみましょう。
- 地域で困っている人や手伝いの必要な人を把握し、地域でできることを手伝いましょう。

##### 【社協の役割】

- 総合支援事業実施に必要なコーディネーターを確保し、地域住民や自治会などと連携し、地域福祉事業の充実を図ります。…23)
- 組織機構の見直しと経営基盤を強化し、安定したサービス提供体制を作ります。…24)
- 自治会などの地域活動が継続できるよう支援します。…25)

##### 【行政の役割】

- 介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図り、在宅福祉サービスを推進します。…⑮
- 障がい者にとって安心して住み続けられるよう、必要な施設整備や各種

サービス・相談支援体制の充実を図ります。…⑯

- 子育て支援策の一層の充実を図ります。

## 2-①- (2) 人材確保・サービスの質の向上

### 【住民の役割】

- 福祉サービスに苦情がある場合は、事業者にはっきりと伝え、解決できない場合は、身近な相談窓口へ相談しましょう。

### 【自治会・公民館・団体の役割】

- 福祉サービスの質の向上を図るために、提供されたサービスの使いやすさ、満足度、不足点などについて行政や専門機関に意見を述べましょう。

### 【社協の役割】

- 職員研修を充実させ、専門職を育成します。…26)
- 関係機関との連携を強化し、協力しやすい体制をつくり人材確保を図ります。…(27)

### 【行政の役割】

- 事業所に対し、運営指導を厳正に実施します。…⑯

## 2-①- (3) 適切なサービス利用の促進

### 【住民の役割】

- 一人一人が健康づくりや介護予防に取り組みましょう。
- 必要なサービスが受けられるよう、日頃から福祉に关心を持ちましょう。
- サービスについてわからないことは、気軽に相談しましょう。

### 【自治会・公民館・団体の役割】

- 地域の住民の状態を把握し、サービス利用へつなげられるよう福祉に関する情報を日頃から自治会内で共有しましょう。
- 支援が必要と思う人を相談窓口につなぐ役割を担いましょう。

### 【社協の役割】

- 自治会や地域の民生委員・児童委員などと連携し、サービスが必要な人を把握し、適正なサービス利用につなげられるように取り組みます。…28)
- 関係機関と一緒に福祉サービスの再構築を検討します。…29)
- シルバー人材センターの周知、活動支援を行います。…30)

### 【行政の役割】

- 地域ケア会議等を活用し、多職種間の連携を図り、速やかで効果的なサービスを提供できるよう取り組みます。…⑯
- 福祉に関する情報提供をわかりやすく行い、利用者が適切なサービスを選択できるよう支援します。
- 人口規模にあった福祉サービスの再構築を検討します。…⑯

### 2-②住民の人権や本人の意思を守る

人権はすべての人に認められた権利であり、地域福祉推進において、支援を必要とする人の権利や尊厳を守り、虐待を防止することは当然のことです。正しい知識を学び、実践することや様々な支援制度を地域全体に広く普及することが必要です。

#### 2-②- (1) 権利擁護の推進

### 【住民の役割】

- 人権について学び、周りの人にやさしい気持ちを持ちましょう。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業、更生保護制度について正しい知識を持ちましょう。

### 【自治会・公民館・団体の役割】

- 権利擁護についての制度や事業について学習会を開きましょう。

### 【社協の役割】

- 人権や各種制度を学ぶ講演会を開催したり、広報・ホームページで周知を図ります。…⑯)
- 権利擁護研修を実施し、職員の人権意識の向上を図ります。…⑯)

### 【行政の役割】

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業について広報等で周知を図ります。…⑯)
- 親族申し立て等が困難な方の早期サービス利用実現のため町長申し立てを速やかに行えるよう体制を整備します。

#### 2-②- (2) 虐待防止体制の充実

### 【住民の役割】

- 虐待に関する研修会に積極的に参加しましょう。
- 虐待と思われる事象を見たり聞いたりしたら、すぐに役場や警察などに通報しましょう。

### 【自治会・公民館・団体の役割】

- 自治会内で研修会を行い、虐待防止や早期発見に努めましょう。

#### 【社協の役割】

- 専門職と連携し虐待の未然防止や早期発見に努めます。…33)

#### 【行政の役割】

- 住民への啓発について、あらゆる媒体を活用し行います。
- 通報があった場合、迅速に対応できるよう虐待防止対応マニュアルの充実を図ります。…⑪
- 警察・児童相談所・社協等と連携し虐待防止に向けたネットワークづくりに取り組みます。

### 第3節 地域で安心して暮らすための基盤づくり

#### 3-①. 誰もが暮らしやすい環境を整える

町内において子育て世代、75歳以上の高齢者、障がい者が地域で安心して暮らすためには「移動手段の確保」や「公共施設やイベント等のバリアフリー」、「必要な情報が正しく伝わる」ことなど配慮が必要です。

##### 3-①- (1) 移動・外出支援の充実

#### 【住民の役割】

- 近所に移動が困難な人がいたら、買い物などの際に声掛けを行い、できる範囲で支援しましょう。

#### 【自治会・公民館・団体の役割】

- 移動が困難な人の外出支援について、地域でできることがないか話し合ってみましょう。

#### 【社協の役割】

- 移送サービスの充実を図ります。…34)

#### 【行政の役割】

- 「吉賀町地域公共交通計画（第2期）」に基づき、地域住民の生活に寄り添った公共交通体系の整備や周知に取り組みます。…⑫

##### 3-①- (2) バリアフリーのまちづくり

#### 【住民の役割】

- 利用しにくい公共施設などがあった場合、意見要望を役場などに伝えましょう。
- 障がいにより情報収集や施設利用等が困難な場合は、意見要望を役場

などに伝えましょう。

- 身の回りに不便を感じている人がいたら、役場や社協などに伝えましょう。

#### 【自治会・公民館・団体の役割】

- 地域の要望や改善個所を役場に伝えましょう。
- 地域内に情報収集や施設利用等が困難な人がいたら、役場や社協等に伝えましょう。

#### 【社協の役割】

- すべての人が安心して利用できるよう施設や環境の整備について行政へ働きかけ、利用者の利便性の向上に努めます。…35)
- すべてのひとに必要な情報が伝わるよう伝達方法の改善を図ります。…(36)
- 誰もがすこしやすいように合理的配慮を行います。…37)

#### 【行政の役割】

- 公共施設のバリアフリー化を一層推進します。…②3
- すべてのひとに必要な情報が伝わるよう伝達方法の改善を図ります。…②4
- 研修会や講演会等に手話通訳や要約筆記を配置します。…②5

### 3-①- (3) ICT化の促進と有効活用

#### 【住民の役割】

- スマートフォン教室に参加し、スマートフォン、タブレット等を有効活用しましょう。

#### 【自治会・公民館・団体の役割】

- スマートフォン教室を開催しましょう。
- スマートフォン等を活用し、地域へ情報を発信したり、地域の意見要望を伝える仕組みをつくりましょう。

#### 【社協の役割】

- ICT化を推進し、利用者の支援体制の向上を図ります。…38)
- 必要な人に必要な情報がより早く公平に伝わるよう伝達方法の改善を図ります。…39)
- 各事業の中で住民にスマートフォン・タブレットなどICTをわかりやすく説明する機会をつくります。…40)

### 【行政の役割】

- ICT化を推進し、医療と介護の情報のシームレス化を目指します。  
…26)
- 業務委託施設の通信環境の整備を検討します。

## 3-②災害や生活の節目などのもしもの時に備える

突然の災害や病気、事故などは誰にでも起こりうることです。普段から家族や周りの人と話題にしておくことで、もしもの時に落ち着いて行動ができます。行政などが防災体制の強化や避難所等の整備をする一方で、住民一人ひとりや家族、地域それがもしもの時を意識し備えておくことが大切です。

### 3-①- (1) 地域防災の推進

#### 【住民の役割】

- 防災マップで住宅付近の危険性や避難場所を把握しましょう。
- 近所に自力で避難できない人がいないか常に気を配りましょう。
- 防災研修や訓練に参加してみましょう。
- 災害等の避難の際は隣近所で声を掛け合いましょう。
- 避難に手助けが必要な場合は、あらかじめご近所や行政、社協に相談しておきましょう。

#### 【自治会・公民館・団体の役割】

- 地域で避難困難な人や情報入手が困難な人がいないか確認しましょう。
- 自主防災組織について研修し、立ち上げを行いましょう。
- 防災研修や訓練を行い支援体制の確認をしましょう。
- 緊急時には自主的に避難所の開設を行いましょう。

#### 【社協の役割】

- 日頃の福祉活動や災害要支援者マップ作りの支援を通じて要支援者の把握を行い、自治会や行政と連携し情報共有を図ります。…41)
- 個別避難計画の作成を支援します。…42)
- 研修や訓練を行い、地域での防災力が向上するよう支援します。…43)
- 災害ボランティアセンターがスムーズに運営できる体制をつくります。…44)
- 必要に応じて社協避難所や福祉避難所を開設します。…45)
- 災害が起きた時にも、事業継続ができるようにBCPを作成し、年1回訓練を行います。…46)

#### 【行政の役割】

- 災害時に、民生委員児童委員や消防団などの関係機関に速やかに要支援者の情報が伝達できるよう体制を整備します。…㉗
- 消防団への加入を促進します。
- 要支援者の把握を行い、災害時に迅速に避難誘導が行えるよう関係機関の連携を強化します。…㉘
- 自主防災組織の立ち上げや維持について支援を行います。…㉙
- 誰にも避難等の災害時に必要な情報が伝わるよう伝達方法の充実を図ります。…㉚
- 避難所での感染症予防対策を徹底します。…㉛

### 3-②- (2) ACP の推進

#### 【住民の役割】

- 病気や事故など、もしもの時のことについて家族や支援者と前もって話し合っておきましょう。

#### 【自治会・公民館・団体の役割】

- 終活や ACP (人生会議) の普及啓発をしましょう。

#### 【社協の役割】

- ACP や終活の研修を行い、もしもの時の備えを普及啓発します。…47)

#### 【行政の役割】

- ACP について普及啓発を行います。…㉚
- 自己決定に基づく医療介護等の提供を実現するため、関係機関との連携を強化します。

## 第6章 実施計画

### 第1節 『吉賀町地域福祉計画』実施計画

#### 基本目標1 人と地域が自立し支えあう温もりあふれるまちづくり

##### 1-① 地域でのつながりや交流を深める

取り組み事項	行政の役割	具体的展開	年度スケジュール				
			R8	R9	R10	R11	R12
1-①-(1) 昔ながらの近所付き合いの継続	行政の役割① 住民や自治会等と積極的に関わり、近所づきあいの大切さについて啓発します。	各地区連合自治会の集まりに出席し、意見交換等を行い、近所付きあいの大切さについて話し合う場を確保します。	毎年1回				→
	行政の役割② 民生委員児童委員による登校時のあいさつ運動を継続します。	民生委員児童委員による、日々の見守り活動とともに、児童生徒に対する登校時のあいさつ運動を継続します。	毎年2回				→
1-①-(2) 気楽に集まり話ができる場の確保	行政の役割③ 急激な人口減少に歯止めをかける目的で、子供を育み、地域とともに子供が安心して生活できる環境整備を進めます。	子育て交流サロンを設置し、子育て世帯に対して、制作活動等の活動による親子の交流の場を提供します。	検証・評価				→
1-①-(3) 見守り活動による地域での孤立や孤独の解消	行政の役割④ ゲートキーパー※を養成し、住民の孤独感の解消や心のケアを行います。	ゲートキーパー養成の講習会を毎年開催します。	毎年1回				→
	行政の役割⑤ 地域や社協と協働で見守り体制の充実を図ります。	担い手確保・後継者育成等の支援策を充実します。	施策検討	実施			→
	行政の役割⑥ 新たな安否確認システムの構築を検討します。	地域支えあい会議等を活用し、地域ができる見守り体制の検討を行います。	毎年1回				→

※ゲートキーパー・・・地域や職場で発せられる自死のサインにいち早く気付き、適切な対処を行い、専門相談機関へつなぐ役割を担う人のこと。

## 1-② 暮らしの中の不安や悩みの解消

取り組み事項	行政の役割	具体的展開	年度スケジュール				
			R8	R9	R10	R11	R12
1-②-(1) 身近な相談相手の確保	行政の役割⑦ 町の広報誌やホームページ等を活用し、総合相談窓口の普及に向けた情報提供を行います。	吉賀町福祉センターに設置した総合相談窓口について広報誌やホームページ等を活用し広く周知を図ります。	広報活動				→
1-②-(2) 健康づくりや介護予防の取り組みの充実	行政の役割⑧ 地域での活動に保健師等を派遣し、健康づくりや介護予防の取り組みの一層の推進を図ります。	ふれあいサロンを中心に「いきいき百歳体操」の普及を図ります。	実施地区 27箇所	実施地区 28箇所	実施地区 29箇所	実施地区 30箇所	実施地区 31箇所
	行政の役割⑨ 配食※サービスの充実に向け支援策を検討します。	配食サービスに携わるボランティアの確保、見守り活動の強化について社協と協力して改善に取り組みます。	検証・改善				→
1-②-(3) 暮らしづらさ、生きづらさを抱える人たちへの相談支援の充実や実効性のある具体策	行政の役割⑩ 生活困窮者自立支援対策が充実するよう、自立相談支援機関と連携して支援策の充実を図ります。	自立相談支援機関と密に連携するため、毎月会議に参加し、生活困窮者の情報共有等に努めます。	毎月1回				→
	行政の役割⑪ 重層的な支援の推進を図ります。	複合的な課題を持つ方（家族）をサポートするための事業を実施します。	2カ月に1回 会議開催				→

※配食サービス・・・高齢者等の栄養のある食事の確保のために配食を行う。現在は、週に2回程度夕食分を配達している。

### 1-③ 地域福祉への理解と関心を育む

取り組み事項	行政の役割	具体的展開	年度スケジュール				
			R8	R9	R10	R11	R12
1-③-(1) 地域の困りごと解決のために住民による主体的な活動	行政の役割⑫ 推進会議で出された課題について、地域や社協等と連携し取り組みます。	地域支えあい推進会議から出された、地域課題の解決のための施策検討を毎年1回実施します。	地域課題整理・施策検討				→
1-③-(2) 協働により進める福祉教育の推進	行政の役割⑬ 学校教育における福祉教育を推進し、幼少期から人権や福祉への関心を持ち、地域での助け合いや支えあいを、自ら考え行動できる人材の育成を図ります。	小中学校のサマー・ボランティア※事業を活用し、地域福祉の大切さを啓発します。	サマー・ボランティア活動における啓発				→
1-③-(3) 多様な活動を支える活動財源の確保	行政の役割⑭ 社協と協力し共同募金活動を推進します。	広報誌等活用し、広く周知を図っていきます。	広報活動				→

※サマー・ボランティア・・・小学生、中学生、高校生が夏休みを利用して行う、保育所や老人ホーム等でのボランティア活動。

## 基本目標2 誰もが安心して福祉サービスを受けられる地域づくり

### 2-① 多様な人々に支援がつながる体制づくり

取り組み事項	行政の役割	具体的展開	年度スケジュール				
			R8	R9	R10	R11	R12
2-①-(1) 福祉サービスの基盤の充実	行政の役割⑯ 介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図り、在宅福祉サービスを推進します。	住み慣れた自宅で生活できるよう介護予防・日常生活支援総合事業や在宅福祉サービス基盤を整備します。	施策検討				→
	行政の役割⑯ 障がい者にとって安心して住み続けられるよう必要な施設整備や各種サービス・相談支援体制の充実を図ります。	吉賀町障がい者施設整備基本計画に基づき整備した施設の運営や充実を図ります。	地域活動支援センター運営				→
2-①-(2) 人材確保・サービスの質の向上	行政の役割⑰ 事業所に対し運営指導を厳正に実施します。	法令等に基づき必要な運営指導を毎年実施します。	随時対応				→
2-①-(3) 適切なサービス利用の促進	行政の役割⑯ 地域ケア会議※等を活用し、多職種間の連携を図り、速やかに効果的なサービスを提供できるよう取り組みます。	地域ケア会議を適時開催し、多職種連携による効果的なサービスを提供します。	年1回以上開催				→
	行政の役割⑯ 人口規模にあった福祉サービスの再構築を検討します。	医療介護福祉関係機関連絡調整会議で持続可能なサービス提供体制を検討します。	会議の開催状況調査・把握・共有				→

※介護予防・日常生活支援総合事業・・・介護保険の改定により、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの。

※地域ケア会議・・・地域包括ケア実現のため、地域の実情にそって、地域資源をどのように構築していくべきか、課題を的確に把握し、解決していく手段を導き出すための会議です。具体的には、多職種で話し合う場を設け、問題解決にあたるものです。

## 2-② 住民の人権や本人の意思を守る

取り組み事項	行政の役割	具体的展開	年度スケジュール				
			R8	R9	R10	R11	R12
2-②-(1) 権利擁護の推進	行政の役割② <u>成年後見制度</u> *や <u>日常生活自立支援事業</u> *について広報等で周知を図ります。	広報誌に掲載し、権利擁護についての正しい知識と制度の周知を図ります。	年1回 広報掲載	→			
2-②-(2) 虐待防止体制の充実	行政の役割② 通報があった場合、迅速に対応できるよう虐待防止対応マニュアルの充実を図ります。	すべての虐待事例に迅速に対応できるよう、虐待防止対応マニュアルの見直しを行います。	マニュアル 見直し	→			

\*成年後見制度・・・精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。

\*日常生活自立支援事業・・・認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

## 基本目標3 地域で安心して暮らすための基盤づくり

### 3-① 誰もが暮らしやすい環境を整える

取り組み事項	行政の役割	具体的展開	年度スケジュール				
			R8	R9	R10	R11	R12
3-①-(1) 移動・外出支援の充実	行政の役割② 「吉賀町地域公共交通計画(第2期)」に基づき、地域住民の生活に寄り添った公共交通体系の整備や周知に取り組みます。	住民が、より利用し易い公共交通となるよう、運行形態や車両のバリアフリー化等、改善を図ります。	検証・評価				→
3-①-(2) バリアフリーのまちづくり	行政の役割③ 公共施設の <u>バリアフリー</u> ※化を一層推進します。	バリア点検を実施し、バリアの発見および改善を図ります。	点検年1回 改善				→
	行政の役割④ すべてのひとに必要な情報が伝わるよう伝達方法の改善を図ります。	既存の伝達方法に <u>合理的配慮</u> ※が為されているか常に検証や改善を行います。	検証・改善				→
	行政の役割⑤ 研修会や講演会等に手話通訳や要約筆記を配置します。	ボランティア養成講座を充実し、手話通訳や要約筆記等を含む人材の確保を図ります。	養成講座				→
3-①-(3) ICT化の促進と有効活用	行政の役割⑥ <u>ICT</u> ※化を推進し、医療と介護の情報の <u>シームレス</u> ※化を目指します。	社協と協力してICT化を促進します。	施策検討				→

※バリアフリー・・・段差や物理的障壁などのバリアを取り除き、誰もが移動しやすく、使いやすい環境整備すること。

※合理的配慮・・・障害者差別解消に基づき、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うこと。

※ICT・・・Info Rmation and Communication Technology の略。インターネットをはじめとした通信技術を用いて円滑なコミュニケーションを図ろうとするサービスや技術のこと。

※シームレス・・・途切れのない、継ぎ目のない、縫い目のない、等の意味を持つ英単語。複数の要素が繋ぎ合わされている時に、その繋ぎ目が存在しない、或いは認識できない、気にならない状態のこと。

### 3-② 災害や生活の節目などのもしもの時に備える

取り組み事項	行政の役割	具体的展開	年度スケジュール				
			R8	R9	R10	R11	R12
3-②-(1) 地域防災の推進	行政の役割⑦ 災害時に民生委員児童委員や消防団などの関係機関に速やかに要支援者情報が伝達できるよう体制を整備します。	情報の更新を定期的に行い、要支援者の状況把握に努めます。	毎年1回 状況調査				
	行政の役割⑧ 要支援者の把握を行い、災害時に迅速に避難誘導が行えるよう関係機関の連携を強化します。	情報の更新を定期的に行い、要支援者の状況把握に努めます。	毎年1回 状況調査				→
	行政の役割⑨ 自主防災組織の立ち上げや維持について支援を行います。	住民や自治会等と積極的に関わり、近所づきあいの大切さについて啓発します。	毎年1回				→
	行政の役割⑩ 誰にも避難等の災害時に必要な情報が伝わるよう伝達方法の充実を図ります。	聴覚障がい者や外国人等へのわかり易い情報伝達方法を導入します。	随時対応				→
	行政の役割⑪ 避難所での感染予防対策を徹底します。	マニュアル※に基づき感染予防を徹底します。	随時対応				→
3-②-(2) ACPの推進	行政の役割⑫ ACPについての普及啓発を行います。	広報誌等を用い、周知を図ります。	年1回 広報掲載				→

※マニュアル・・・令和2年6月に吉賀町で策定した「避難所における感染症予防対策マニュアル」

## 第2節 『吉賀町地域福祉活動計画』実施計画

### 基本目標1 人と地域が自立し支えあう温もりあふれるまちづくり

#### 1-① 地域でのつながりや交流を深める

取り組み事項	社協の役割	具体的展開	年度スケジュール				
			R8	R9	R10	R11	R12
1-①- (1) 昔ながらの近所付き合いの継続	社協の役割 1) 住民同士のつながりや交流が途絶えない支援をします。	地域の様々な活動や交流を把握し、情報共有を行い、継続できるよう支援をします。	支援マップ作り 2か所				→
	社協の役割 2) ボランティアと支援が必要な人をつなぎ、地域の助け合いを進めます。	気軽にボランティアに参加してもらうよう作業を細分化し、内容をホームページやSNS等でわかりやすく伝えます。	アプリ・HPでの紹介・更新				→
1-①- (2) 気がるに集まり、話ができる場の確保	社協の役割 3) <u>地域食堂</u> ※、 <u>ふれあいサロン</u> ※、 <u>ちいさな集い</u> ※などだれもが気軽に集まり交流できる多世代交流の拠点づくりを支援します。	地域食堂の立ち上げ・運営支援をします。	広報 運営支援 2か所 立ち上げ支援 1か所	広報 運営支援 3か所 立ち上げ支援 1か所	広報 運営支援 4か所 立ち上げ支援 1か所	広報 運営支援 5か所 立ち上げ支援 1か所	→
		「ふれあいサロン」の運営支援をします。	広報 運営支援 3 3か所 メニュー表の活用・更新 チラシ・通信の発行				→
		「小さな集い」の運営支援をします。	広報 小さな集いの支援 80か所				→
		集いの場に多世代や外国人が参加しやすいよう支援します。	広報 ふれあいサロン 1か所 小さな集いの支援 1か所 地域食堂 2か所				→
1-①- (3) 見守り活動による地域での孤立や孤独の解消	社協の役割 4) <u>福祉委員</u> ※の活動を支援します。	福祉委員説明会・研修会を行います。	説明会・研修会年 1回				→
	社協の役割 5) 地域の見守り活動を支援します。	小地域のネットワークをいかした見守り活動を支援します。	地域の見守り活動の把握・支援件数 10件	地域の見守り活動の把握・支援件数 20件	地域の見守り活動の把握・支援件数 30件	地域の見守り活動の把握・支援件数 40件	地域の見守り活動の把握・支援件数 50件
	社協の役割 6) <u>配食サービス</u> ※を活用して安否確認を行います。	配食ボランティアの募集を行います。	ボランティア数 140人				→
	社協の役割 7) 見守り訪問員※を派遣し、住民の孤独感や孤立感の軽減を図ります。	見守り訪問員の担い手を増やします。 見守り訪問員の活動が円滑に実施できるようサポートを行います。	広報 ボラ人数 12人 広報活動 研修会の実施 利用件数 17件	広報 ボラ人数 13人 広報活動 研修会の実施 利用件数 18件	広報 ボラ人数 13人 広報活動 研修会の実施 利用件数 19件	広報 ボラ人数 14人 広報活動 研修会の実施 利用件数 20件	広報 ボラ人数 14人 広報活動 研修会の実施 利用件数 21件

※地域食堂…地域住民がボランティアとして子供や地域の住民に低額で食事を提供する活動。

※ふれあいサロン…小地域で開催される集まりの場。月に1回程度開催される。

※ちいさな集い…地域において住民が自主的・主体的に運営する3名以上の有志団体（65歳以上の者を含む）

※福祉委員…社協の広報など福祉の情報伝達や会費等の集金、地域の困りごとを社協とつなぐことをお願いしている委員。各地区の自治会等で選任されている。

※配食サービス…高齢者等の栄養のある食事の確保のために配食を行う。現在は、週に2回程度夕食分を配達している。

※見守り訪問員…定期的に訪問し、話し相手、軽度な作業の手伝いなどを有料で実施する。

## 1-② 暮らしの中の不安や悩みの解消

取り組み事項	社協の役割	具体的展開	年度スケジュール				
			R8	R9	R10	R11	R12
1-②- (1) 身近な相談窓口の確保	社協の役割 8) 総合相談窓口に専門職を配置し、様々な不安や悩みに一元的に対応できるようにします。	職員の専門性の向上に努めます。	各種研修会参加 資格取得支援				→
	社協の役割 9) 誰もが気軽に活用できるように相談窓口などの相談機関の啓発を行います。	総合相談窓口の周知を図ります。	広報活動				→
		何でも相談会、行政相談会の見直し及び実施、周知を図ります。	見直しの話し合 い年1回 何でも相談 24回 行政相談 24回 弁護士 11回 公証人 2回 行政書士 3回				→
1-②- (2) 健康づくりや介護予防の取り組みの充実	社協の役割 11) 介護予防事業、ふれあいサロンを通じて、 <u>健康寿命</u> *を延ばすための啓発活動を強化します。	介護予防教室等の介護予防事業を実施します。	広報・HP・年1回 福祉委員説明会年1回 民児協への参加毎回	100回実施 延べ 2,200 人参加	100回実施 延べ 2,300 人参加	実施回数検討 延べ 2,350 人参加	実施回数検討 延べ 2,400 人参加
		サロンやボランティアなど生きがいにつながる情報を提供します。	広報				実施回数検討 延べ 2,450 人参加
		ふれあいサロン、ちいさな集いなど住民運営の集いの場で健康寿命を延ばすための啓発活動を行います。	情報提供 健康指導30回				→
		施設の入居者がサロンや地域の行事、集いに参加できるよう情報を提供します。	情報提供 各施設参加3回	情報提供 参加4回	情報提供 参加5回	情報提供 参加6回	情報提供 参加7回
	社協の役割 12) 配食サービスや買い物支援な	買い物支援を行います。	買い物代行	3件/月	4件/月	5件	6件/月

	どの生活支援の充実を図り、栄養改善や、住み慣れた家での生活を継続できるよう支援します。	配食サービスの充実にむけ行政と改善に取り組みます。	事業内容検討 事業の継続				
1-②- (3) 暮らしづらさ、生きづらさを抱える人たちへの相談支援の充実や実効性のある具体的対策	社協の役割 13) 生活に困っている人や生きづらさを抱えた人が生活を立て直せるよう包括的な支援を多機関協働で取り組みます。	相談を行い、伴走的支援を継続します。	広報活動 相談件数 380 件	広報活動 相談件数 400 件	広報活動 相談件数 420 件	広報活動 相談件数 440 件	広報活動 相談件数 460 件
		家計改善事業を実施し生活の安定をはかります。	広報活動 相談件数 150 件	広報活動 相談件数 150 件	広報活動 相談件数 150 件	広報活動 相談件数 150 件	広報活動 相談件数 150 件
		就労準備支援事業を実施し、就労相談件数と就労件数の増加を図ります。	ハローワーク等との連携数 2 件 就労相談件数 新規 15 件 就労先の開拓 1 件				
		重層的支援会議を行いプランを作成します。	2か月 1 回会議 開催				
		支援調整会議を実施します。	月 1 回以上会議 開催				

※民児協…民生委員児童委員協議会の略、民生委員児童委員の会合

※健康寿命…日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。

### 1-③ 地域福祉への理解と関心を育む

取り組み事項	社協の役割	具体的展開	年度スケジュール				
			R8	R9	R10	R11	R12
1-③- (1) 地域の困りごと解決のために住民による主体的な活動	社協の役割 14) <u>地域お助け事業</u> ※を推進し、地域の困りごとを解決するための住民の主体的な活動を支援します。	お助け事業を周知し、実施します。	広報 実施団体 5 団体 審査・モニタリングの実施				
	社協の役割 15) <u>地域アセスメント</u> ※を更新し周知を図ることで地域課題の解決に役立てます。	地域アセスメントの更新・周知を行います。	更新年 1 回 5 地区 支えあい会議年 2 回開催				
	社協の役割 16) <u>地域支え合い会議</u> ※を開催し、地域が抱える課題を明らかにし解決に向けて一緒に考えていきます。	地域支え合い会議（公民館単位）を開催し、課題抽出等の協議のサポートを行います。	支えあい会議年 2 回開催 小地域でのワークショップ年 3 回開催				
	社協の役割 17) 抽出された地域課題解決のための <u>地域支え合い推進会議</u> ※を開催し、様々な団体で協働による課題解決策を検討します。	各地域の課題を話し合い、共通する課題について解決策を協議します。	支えあい推進会議年 1 回開催				

1-③-(2) 協働により進める福祉教育の推進	社協の役割 18) 地域でのボランティア講座の開催や福祉に関する情報提供の充実を図ります。	地域支え合い会議やふれあいサロンなどでボランティア活動のPRや状況報告をします。	5か所	6か所	7か所	8か所	9か所
		各種ボランティアの育成研修やスキルアップの研修を開催します。	ボランティア研修会 年2回	██████████	██████████	██████████	██████████
1-③-(3) 多様な活動を支える活動財源の確保	社協の役割 19) 学校教育における福祉教育を推進します。	ふくしまつりを開催し、福祉に関する情報提供を行います。	年1回開催	██████████	██████████	██████████	██████████
		小学校や中学校、高校で福祉に関する啓発を行います。	サマーボランティア年1回 街頭募金年2回 福祉教育3校	██████████	██████████	██████████	██████████
		小・中・高での啓発活動の満足度・理解度の調査を行います。	アンケート実施 満足度 80%以上	██████████	██████████	██████████	██████████
1-③-(3) 多様な活動を支える活動財源の確保	社協の役割 20) 地域の福祉施設を、誰もが気軽に立ち寄れる場所にし、交流の場を広げます。	小・中・高各プロジェクトへの協力・支援を行います。	支援の受け入れ 年5回以上	██████████	██████████	██████████	██████████
		ボランティアの受け入れを積極的に行います。	各施設10回以上	██████████	██████████	██████████	██████████
	社協の役割 21) 共同募金会の活動協力、啓発活動を行います。	各種募金活動への協力と研修会、広報、HP等を活用し啓発を行います。	募金活動 ちらしの配布 広報、HP 研修会	██████████	██████████	██████████	██████████
	社協の役割 22) 島根県、吉賀町等の助成金事業の情報提供を行います。	広報、ホームページ等で周知を図ります。	広報活動	██████████	██████████	██████████	██████████

※地域お助け事業…地域の課題解決、困りごとの解決のために地域住民グループ等が自主的主体的に行う活動に対し助成する事業。

※地域アセスメント…対象となる地域についての情報を把握・分析することで地域ごとの課題、特徴を把握。

※地域支え合い会議…自治会長や民生児童委員など地域で活動している人たちの協議の場、旧町村単位5箇所で開催。

※地域支えあい推進会議…町内各地域から抽出された様々な福祉課題に対し全町として解決を図るために協議する場。

## 基本目標 2 誰もが安心して福祉サービスを受けられる地域づくり

### 2-① 多様な人々に支援がつながる体制づくり

取り組み事項	社協の役割	具体的展開	年度スケジュール				
			R8	R9	R10	R11	R12
2-①- (1) 福祉サービスの基盤の整備	社協の役割 23) 総合支援事業*実施に必要なコーディネーターを確保し、地域住民や自治会などと連携し、地域福祉事業の充実を図ります。	社協に <u>第1層、第2層のコーディネーター</u> *を配置し資質の向上をはかります。	研修				→
	社協の役割 24) 組織機構の見直しと経営基盤を強化し安定したサービス提供体制を作ります。	中期経営計画を推進します。	評価・継続			→	策定
	社協の役割 25) 自治会などの地域活動が継続できるよう支援します。	支え合いマップの作成サポートや地域お助け事業・専門職による相談の機会を作ります。	広報活動				→
2-①- (2) 人材確保・サービスの質の向上	社協の役割 26) 職員研修を充実させ、専門職を育成します。	研修計画を作成し実施します。	研修計画の作成 全職員研修年4回 所属長研修毎月 各専門職研修				→
	社協の役割 27) 関係機関との連携を強くし、協力しやすい体制をつくり人材確保を図ります。	連携推進法人*や特定地域づくり事業協同組合*との連携を推進します。	会議年4回開催				→
		外国人人材の受け入れ・育成を行います。	受け入れ2名 育成				→
2-①- (3) 適切なサービス利用の促進	社協の役割 28) 自治会や地域の民生委員・児童委員などと連携し、サービスが必要な人を把握し、適正なサービス利用につなげられるように取り組みます。	身近な相談窓口と社協との連携がなされるよう関係の構築に努めます。	相談窓口の周知 各種研修会実施 民児協への参加				→
	社協の役割 29) 関係機関と一緒に福祉サービスの再構築を検討します。	吉賀町の「医療・介護・福祉関係機関連絡調整会議」で協議を行います。	会議の開催 状況の調査・把握・共有				→
	社協の役割 30) <u>シルバー人材センター</u> *の周知、活動支援を行います。	フリーランス法*に基づき、適切な作業の受注と安全就労に努めます。	広報活動 安全の確認 受注件数780				→

		会員の加入促進のために、仕事の継続・拡大を図ります。	広報活動 就業先の開拓数 1件 会員数 100 人	会員数 102 人	会員数 104 人	会員数 106 人	会員数 108 人
--	--	----------------------------	------------------------------------	-----------	-----------	-----------	-----------

※総合支援事業…介護保険の改定により、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの。

※第1層コーディネーター…総合支援事業を実施していくために、社協に配置される専門職員。

※第2層コーディネーター…小地域の中で、支え合いの活動を実施していく中心を担う人。

※連携推進法人…社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組等を行う新たな法人制度

※特定地域づくり事業協同組合…地域人口の急減に直面している地域で、地域産業の担い手不足に対応するため、複数の事業者の事業を組み合わせた仕事（マルチワーク）を行う人材を確保・育成するための制度

※シルバー人材センター…60歳以上の会員で構成される組織。住民や企業からの仕事の依頼を受け、草刈や掃除などをしている

※フリーランス法…個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することが出来る環境を整備するために、業務委託する事業者との間の取引の適性化・就労環境の整備を図ることを目的とした法律

## 2-②住民の人権や本人の意思を守る

取り組み事項	社協の役割	具体的展開	年度スケジュール				
			R8	R9	R10	R11	R12
2-②-(1) 権利擁護の推進	社協の役割 31) 人権や各種制度を学ぶ講演会を開催したり、広報・ホームページで周知を図ります。	虐待、権利侵害、障がい理解、認知症の理解の促進についての講演会を開催し、住民の意識の向上を図ります。	講演会 認知症カフェ あいサポートー <sup>*</sup> 研修、 認知症サポートー研修				→
		成年後見制度の周知や振り込め詐欺被害防止の啓発を行います。	広報 研修会				→
	社協の役割 32) 権利擁護研修を実施し、職員の人権意識の向上を図ります。	権利擁護研修を開催し、ソーシャルインクルージョン <sup>*</sup> の推進に努めます。	権利擁護研修				→
2-②-(2) 虐待防止体制の充実	社協の役割 33) 専門職と連携し虐待の未然防止や早期発見に努めます。	虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会を開催し各種研修および情報の共有化を図り、専門性の向上に努めます。	各種研修 社協内部の連絡会議 12回				→

※あいサポートー…障がいの特性や必要な配慮などを理解して、日常生活の中で障害のある方が困っている時にちょっとした手助けをする方

※ソーシャルインクルージョン…社会的包摂。誰もが孤立化、権利侵害をされることなく、社会の構成員として包み支えあう理念。

## 基本目標3 地域で安心して暮らすための基盤つくり

### 3-①. 誰もが暮らしやすい環境を整える

取り組み事項	社協の役割	具体的展開	年度スケジュール				
			R8	R9	R10	R11	R12
3-①- (1) 移動・外出支援の充実	社協の役割 34) <u>移送サービス</u> の充実を図ります。	移動に関する支援体制の構築を図り、着実な移送サービスを展開します。	事業継続				→
3-①- (2) バリアフリーのまちづくり	社協の役割 35) すべての人が安心して利用できるよう施設や環境の整備について行政へ働きかけ、利用者の利便性の向上に努めます。	バリア点検を実施し、バリアの発見および改善を図ります。	点検年1回 改善				→
	社協の役割 36) すべての人に必要な情報が伝わるよう伝達方法の改善を図ります。	わかりやすい伝達方法を工夫します。	音訳ボランティアの支援 伝達方法の工夫				→
	社協の役割 37) 誰もが過ごしやすいように合理的配慮を行います。	講演会等において誰もが、わかりやすく理解できるように、 <u>合理的配慮</u> を心がけます。	検証・改善				→
3-①- (3) ICT化の促進	社協の役割 38) <u>ICT化</u> を促進し利用者の支援体制の向上を図ります。	<u>IK会議</u> 等で情報の共有、システムの運用を行います。	伝達する情報について整理 システムの運用				→
	社協の役割 39) 必要な人に必要な情報がより早く公平に伝わるよう伝達方法の改善を図ります。	ホームページ、メール、SNSの活用を推進します。	システムの活用 継続				→
	社協の役割 40) 各事業の中で住民にスマートフォン・タブレットなどICTをわかりやすく説明する機会をつくります。	スマートフォン教室の開催します。	スマホ教室年3回開催				→

※移送サービス…自宅や集会所、バス停などから、希望する場所までの送迎を行うサービスのこと。

※バリアフリー化…段差や物理的障壁などのバリアを取り除き、誰もが移動しやすく、使いやすい環境整備をすること。

※合理的配慮…一人ひとりの必要性に応じて必要な、工夫や変更など。

※ICT化…情報通信技術

※IK会議…在宅医療と介護を一体的に提供するために医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進するための会議

### 3-②災害や生活の節目などのもしもの時に備える

取り組み事項	社協の役割	具体的展開	年度スケジュール				
			R8	R9	R10	R11	R12
3-②- (1) 要支援者の把握と地域防災の推進	社協の役割 41) 日頃の福祉活動を通じて要支援者の把握を行い、自治会や行政と連携し情報共有を図ります。	アウトリーチ <sup>※</sup> を行い、関係機関と連携がなされるよう関係の構築に努めます。	民児協への参加 合同会議や合同研修会の開催				→
	社協の役割 42) 個別避難計画の作成を支援します。	個別支援計画を作成します。	作成件数 更新件数				→
	社協の役割 43) 研修や訓練を行い、地域での防災力が向上するよう支援します。	地域に出向き、地域の防災研修や訓練の支援をします。	年3か所				→
		地域の災害支援マップ <sup>※</sup> 作りを支援します。	年2か所 見直し支援2か所				→
	社協の役割 44) 災害ボランティアセンター <sup>※</sup> がスムーズに運営できる体制をつくります。	地域の人と一緒に災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行います。	年1回実施				→
	社協の役割 45) 必要に応じて社協避難所や福祉避難所を開設します。	吉賀町と支援マップを共有し、災害時の支援体制を整備します。	支援体制の構築				→
3-②- (2) ACP の推進	社協の役割 47) ACP <sup>※</sup> や終活 <sup>※</sup> の研修を行い、もしもの時の備えを普及啓発します。	BCP に沿った研修と訓練を行い、計画の更新を行います。	研修年2回 訓練年2回 計画の更新年1回				→
		ACP や終活に関する研修を行います。 吉賀町「思いをつなげるシート」 <sup>※</sup> の活用を進めます。	研修会年1回 広報 研修会				→

※アウトリーチ…積極的に支援が必要な人のいるところへ出向き働きかけること。

※災害支援マップ…Aさんは災害時にBさんが手助けをするなどの関係性を地域の地図上に記載し、可視化したもの。

※災害ボランティア…地震災害、土砂災害などの際に、復興のために活動するボランティアのこと。

※災害ボランティアセンター…災害が起きた際、ボランティアの受け入れや要請を調整する機関。

※BCP…事業継続計画。災害等緊急事態が発生した時、事業所が損害を最小限に抑え事業の継続や復旧を図るための計画のこと。

※ACP…もしもののために、自分が受けたい医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取り組み。

※終活…人生の最期をどのように迎えるか、また、その前に「今をより良く生きる」ために、身の回りの整理や将来の希望をまとめる活動。

※思いをつなげるシート…吉賀町版 ACP を考えるシート。

## 第7章 計画の推進

### 第1節 計画の推進体制

#### 1. 庁内連携

この計画の推進には、保健医療福祉に限らず、防災、交通、教育、環境、産業、建設等のさまざまな分野が関係しています。そのため、地域をより良くする活動に取り組む府内の関係課と情報の共有化と連携を図りながら計画を推進します。

#### 2. 関係機関との連携

地域福祉の推進にあたっては、住民・自治会・民生委員・児童委員・福祉委員・福祉関係者等が、それぞれ役割を担い、お互いに連携・協力して取り組みを主体的に進めることができます。そのために各機関と情報共有や連携の強化を図ります。

### 第2節 計画の広報

この計画推進にあたっては、多くの住民の参加と取り組みが必要です。広く周知を図るため、町や社協のホームページへの掲載や概要版の配布などを行います。また自治会等のさまざまな行事の場を活用し一層の周知を図ります。

### 第3節 計画の進捗管理

この計画の実効性を高めるためには、計画の進捗状況について定期的に把握・評価を行うことが必要です。そのために毎年計画の進行管理や評価を行い、「吉賀町地域福祉（活動）計画策定委員会」に報告し、検証を行います。

○吉賀町地域福祉計画策定委員会条例

平成22年3月30日

吉賀町条例第1号

改正 平成30年3月22日条例第19号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、必要な事項を調査審議するため、吉賀町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を町長に報告する。

(1) 計画の策定に関する事項。

(2) 前号に掲げるもののほか地域福祉の推進等に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 保健、医療及び福祉関係者

(2) 住民団体等の関係者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画期間終了までの間とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 報酬及び費用弁償については、別に定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日条例第17号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月22日条例第19号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 吉賀町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 吉賀町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第1条に掲げる吉賀町における地域福祉の推進を図るため吉賀町地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定することを目的に吉賀町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を本会会長に報告するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前項に掲げるもののほか地域福祉の推進等に関し必要と認めること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次ぎに掲げる者のうちから、本会会長が委嘱する。

- (1) 保健、医療及び福祉関係者
- (2) 住民団体等の関係者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画期間終了までの間とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、本会総合相談支援課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 報酬及び費用弁償については、別に定める。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

吉賀町地域福祉計画  
吉賀町地域福祉活動計画  
策定委員名簿

選任日令和3年4月1日

職名	氏名	所属
委員長	田村 俊則	鹿足郡医師会 事務局長
副委員長	朋澤 公香	双葉保育所 所長
委員	佐伯 祐也	社会医療法人カタクリ会よしか病院 地域医療介護連携課 課長 (選任日 令和4年4月1日)
委員	村上 育	吉賀町老人クラブ連合会 会長
委員	坂田 浩明	主任児童委員 (選任日 令和5年7月1日)
委員	谷尻 賢二	吉賀町商工会 事務局長
委員	橋本 俊郎	社会福祉法人よしかの里福祉会 理事長
委員	永田 和代	吉賀町社会福祉協議会 事務局長
委員	中林 知代枝	吉賀町保健福祉課 課長 (選任日 令和4年4月1日)

スタッフ会

吉賀町社会福祉協議会	
包括支援センター 所長	田屋 祐子
みろく苑ケアマネジャー	山本 明子

事務局

吉賀町社会福祉協議会		吉賀町保健福祉課	
在宅福祉部 部長	吉森 道子	主査	宗内 祐貴
総合相談支援課 課長	岸田 美代子	事保健師	笹田 杏奈
総合相談支援所所長	斎藤 忠春		
総合相談支援所	石井 由香利		

## 計画策定の経過

令和3年4月1日

吉賀町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員選任

令和 7年 7月 3日 第1回事務局会 (吉賀町福祉センター)

令和 7年 7月 25日 第2回事務局会 (吉賀町福祉センター)

令和 7年 8月 6日 第1回スタッフ会 (吉賀町福祉センター)

令和 7年 8月 13日 第3回事務局会 (吉賀町福祉センター)

令和 7年 8月 25日 第1回策定委員会 (吉賀町福祉センター)

令和 7年 10月 10日 第2回スタッフ会 (吉賀町福祉センター)

令和 7年 10月 22日 第3回スタッフ会 (吉賀町福祉センター)

令和 7年 11月 6日 第4回スタッフ会 (吉賀町福祉センター)

令和 7年 11月 12日 第5回スタッフ会 (吉賀町福祉センター)

令和 7年 11月 18日 第2回策定委員会 (吉賀町福祉センター)

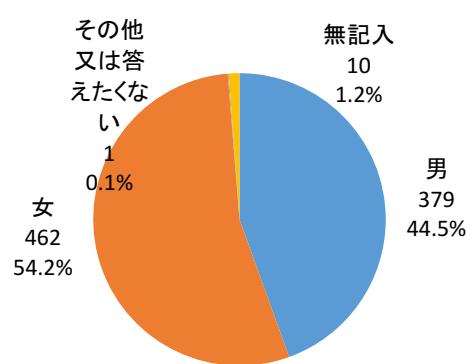
令和 8年 1月 日 第4回事務局会 (吉賀町福祉センター)

令和 8年 1月 日 第3回策定委員会 (吉賀町福祉センター)

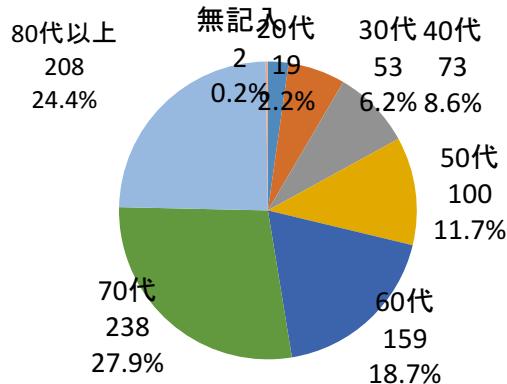
# 地域福祉に関するアンケート結果

## I ご自身について

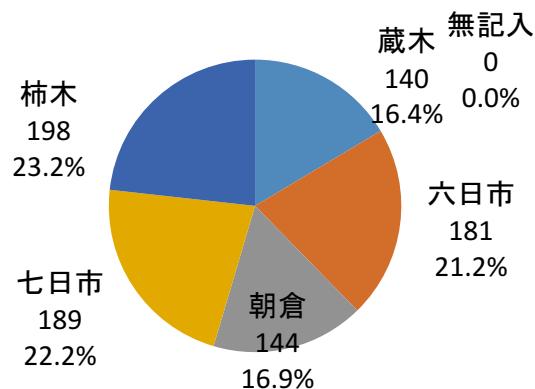
### 問1. 性別はどちらですか？



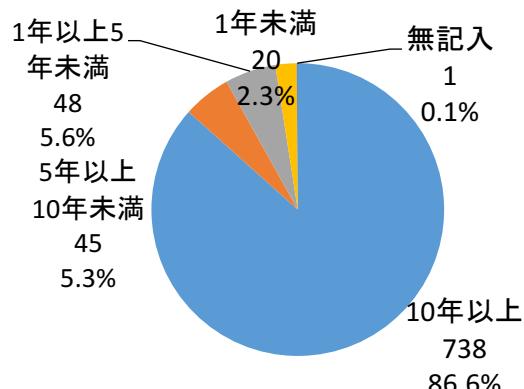
### 問2. 年代はどれですか？



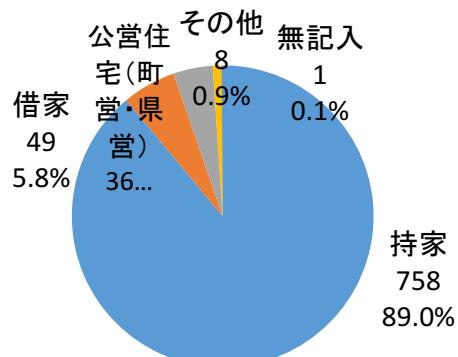
### 問3. 住んでいる地区はどこですか？



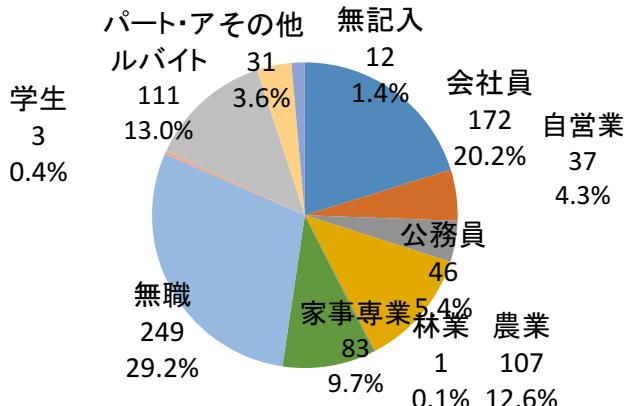
### 問4. その地区に何年住んでいますか？



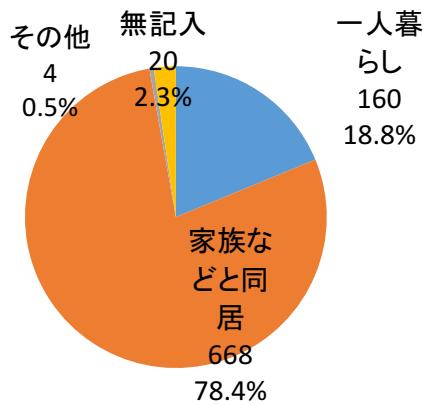
### 問5. 住んでいる家屋はどれですか？



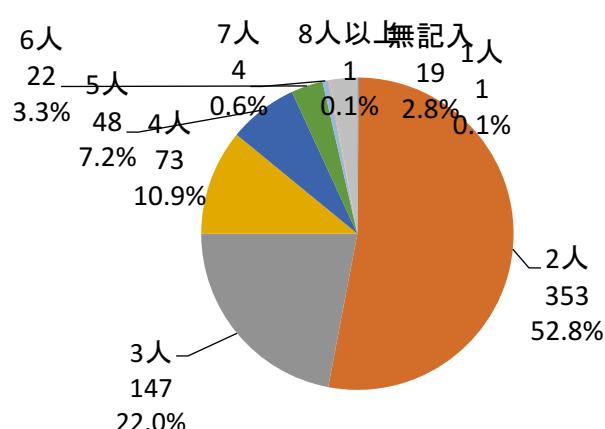
### 問6. 主な職業は何ですか？



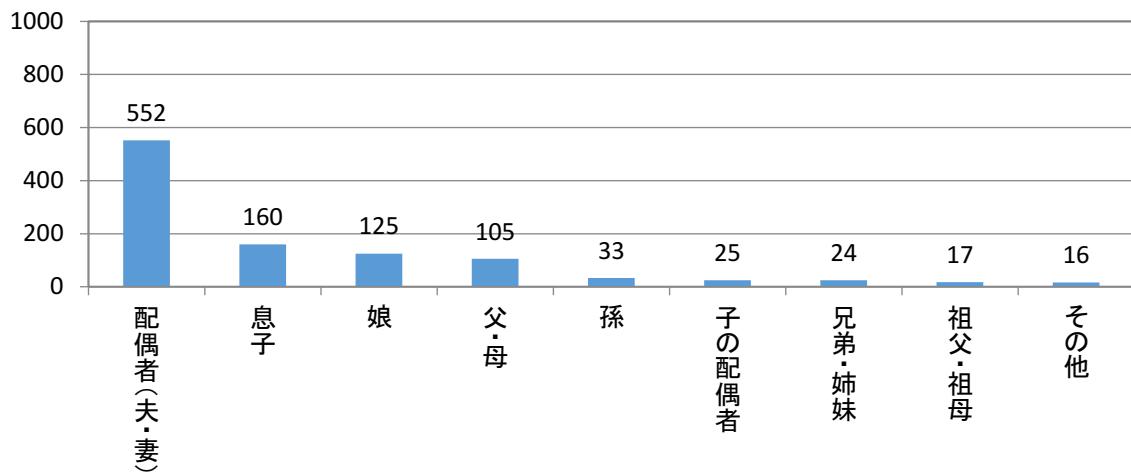
### 問7. 家族構成はどうですか？



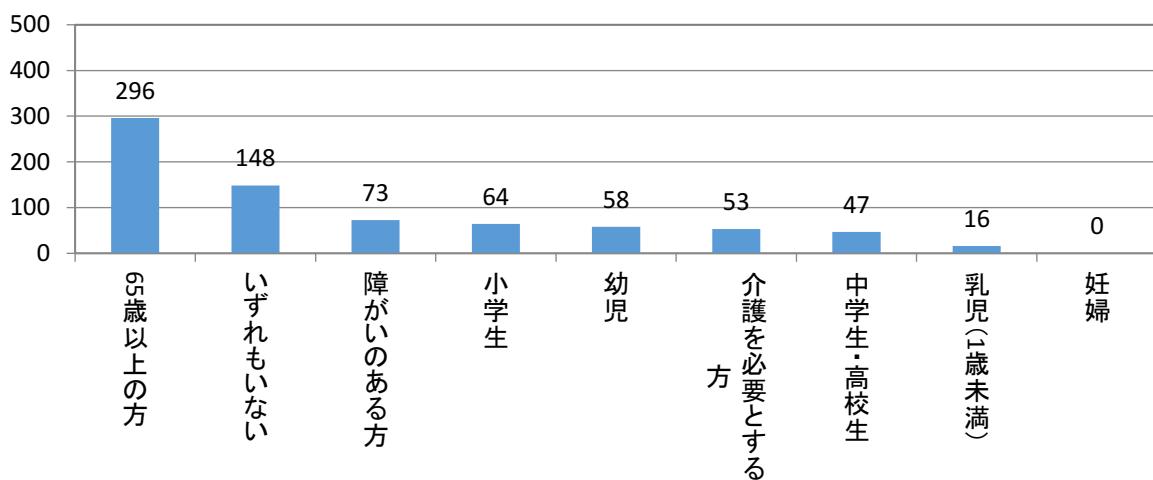
### 問8. 同居人数は何人ですか？



### 問9. 同居されている方はどなたですか？(複数回答)

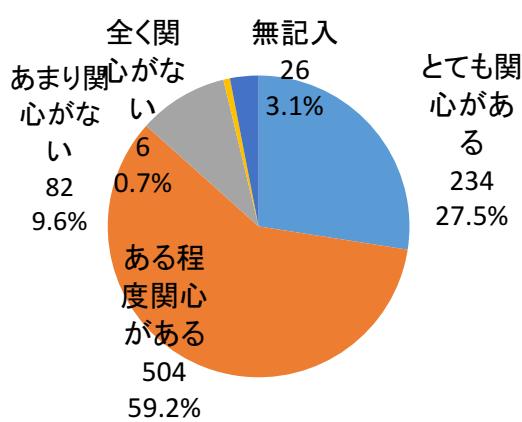


### 問10. あなた自身、もしくは同居している家族の中に次のような方はいますか？(複数回答)

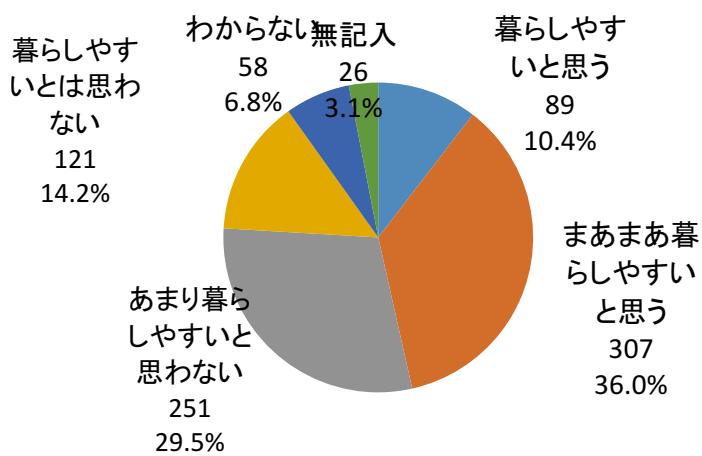


## II 福祉について

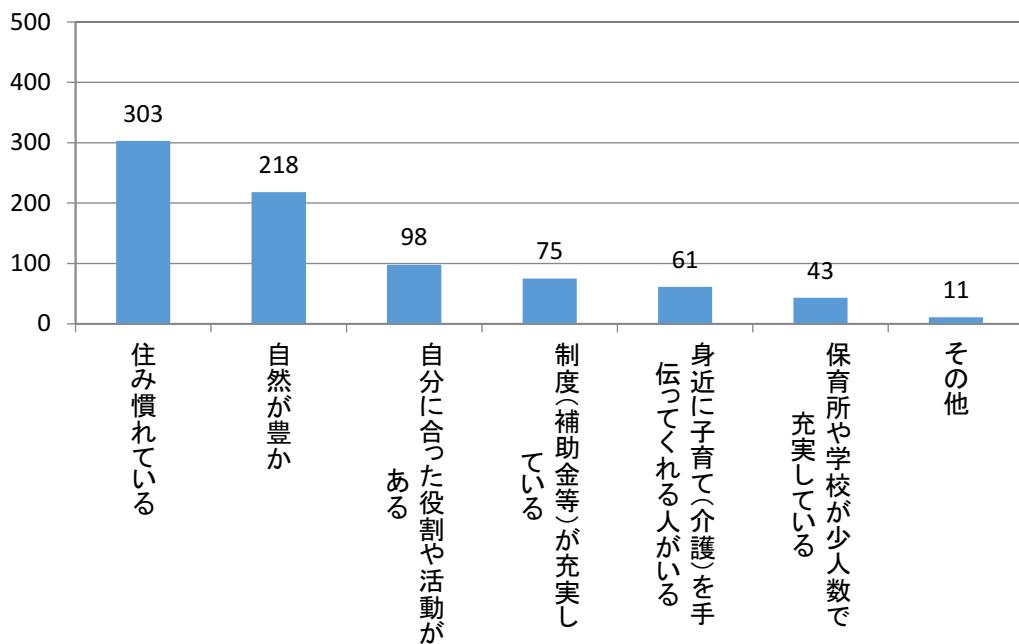
### 問11. 福祉に関心がありますか？



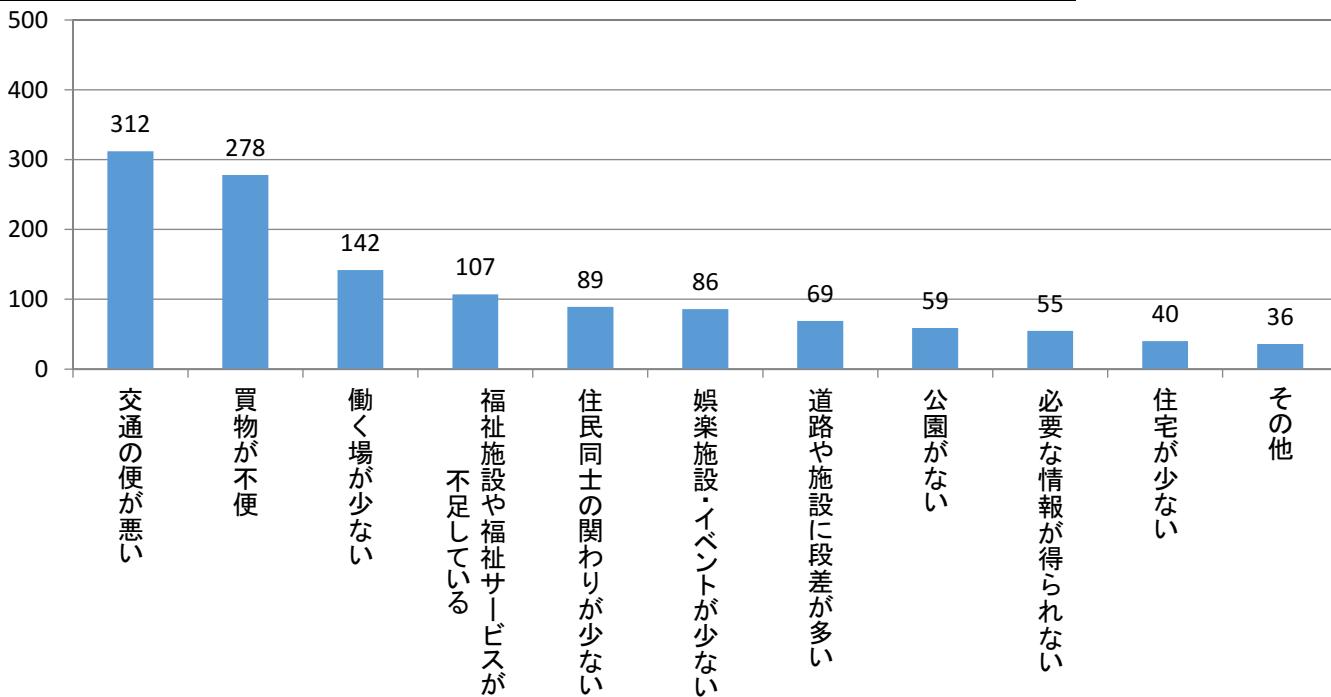
### 問12. 子育て世代・75歳以上の高齢世帯・障がいのある方にとってあなたの住む地域は、暮らしやすい地域だと思います



問13. 暮らしやすいと思う理由は何ですか？(問12で1、2と回答した方・複数回答)

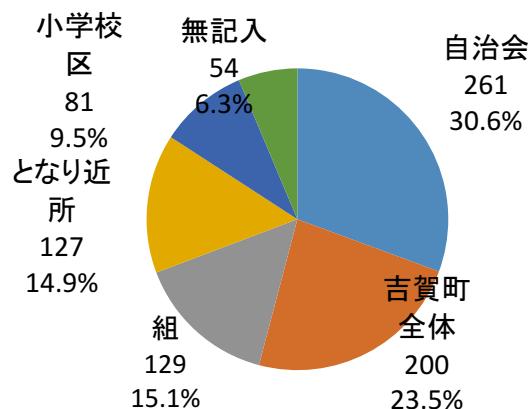


問14. 暮らしやすいと思わない理由は何ですか？(問12で3、4と回答した方・複数回答)

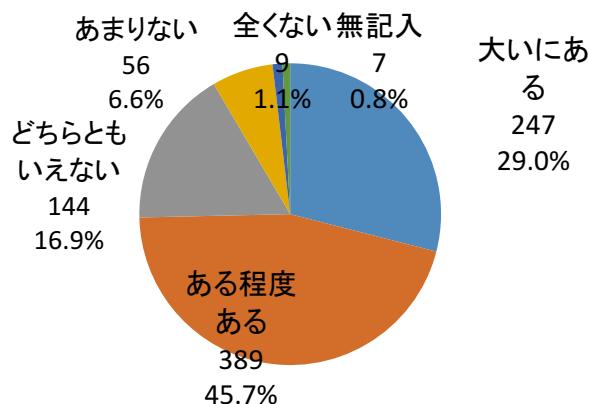


III 地域との関わりについて

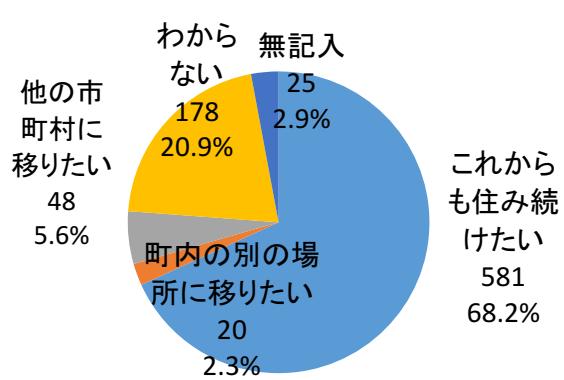
問15. あなたが考える「地域」の範囲をお答えください。



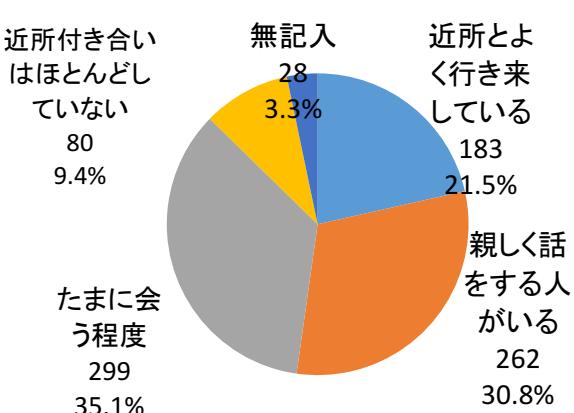
問16. 住んでいる地域に愛着がありますか？



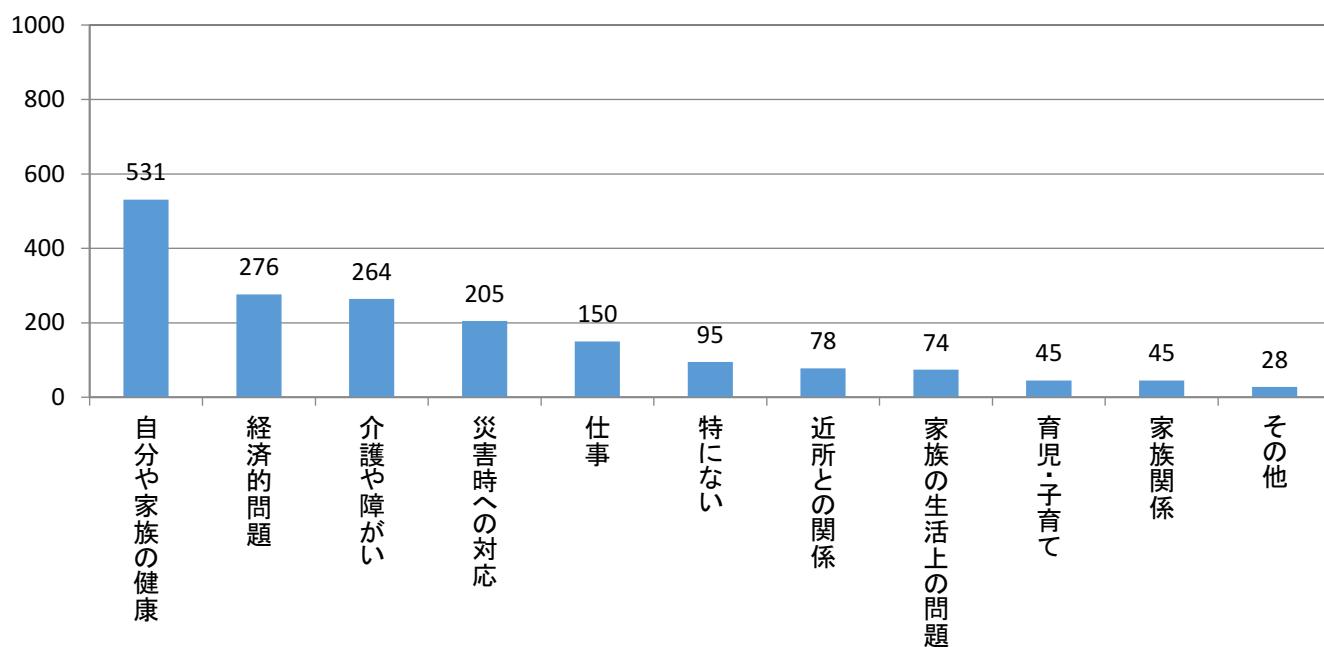
問17. これからも今の地域に住み続けたいと思いますか？



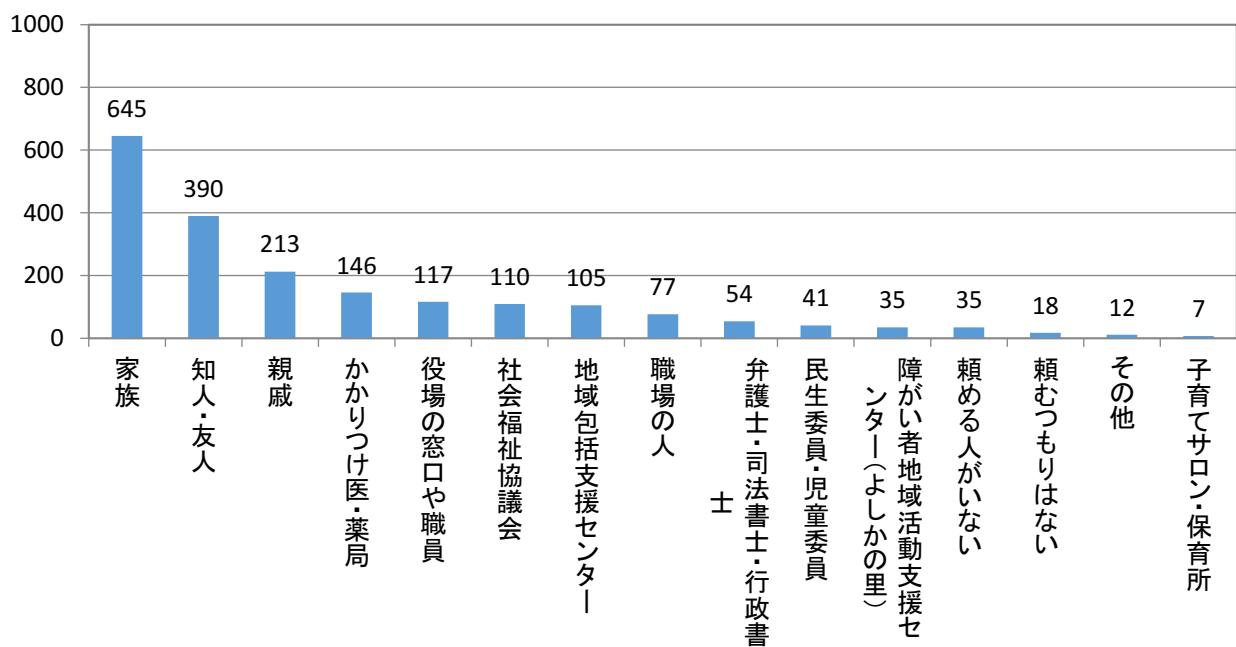
問18. 近所の人とどの程度の付き合いをしていますか？



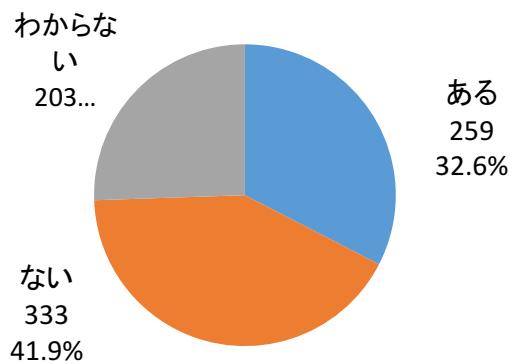
問19. 暮らしの中でどのようなことに悩みや不安を感じていますか？(複数回答)



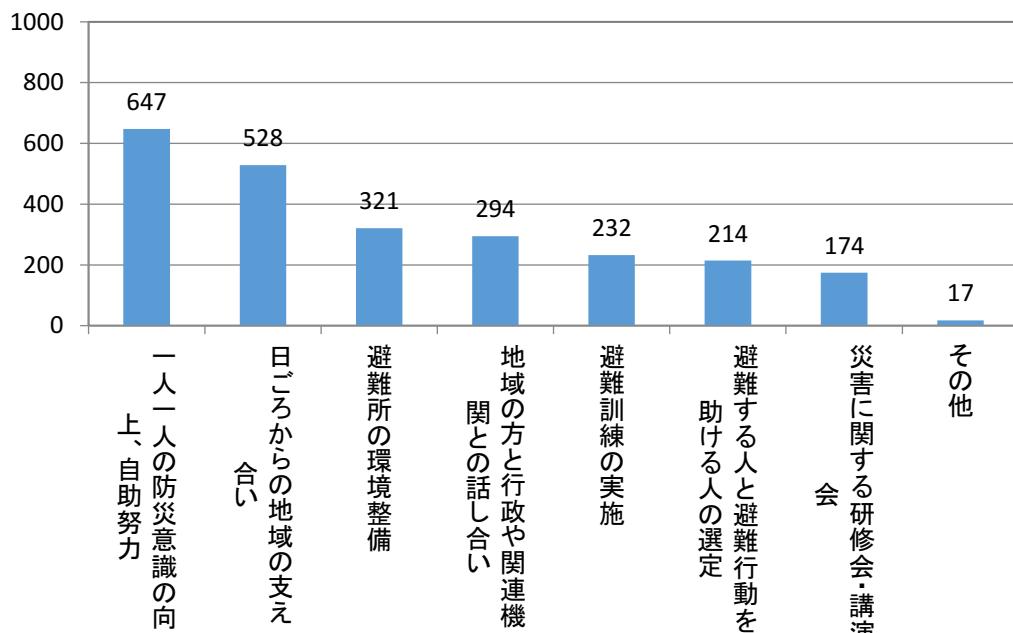
問20. 暮らしの中で困っている時や不安な時、話を聞いてほしい人(複数回答)



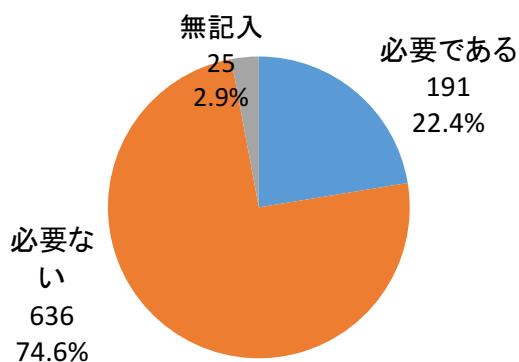
問21. 地域で災害への対策について話し合う場がありますか？



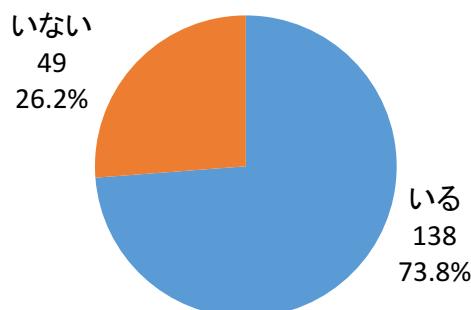
問22. 災害時みんなが助かるためには、どのような準備が必要ですか？(複数回答)



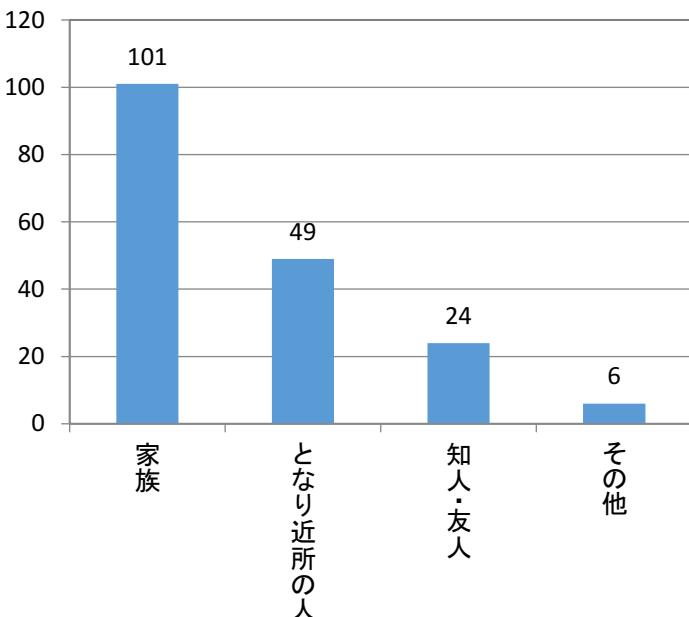
問23. 台風などの災害時の避難の際に、手助けが必要ですか？



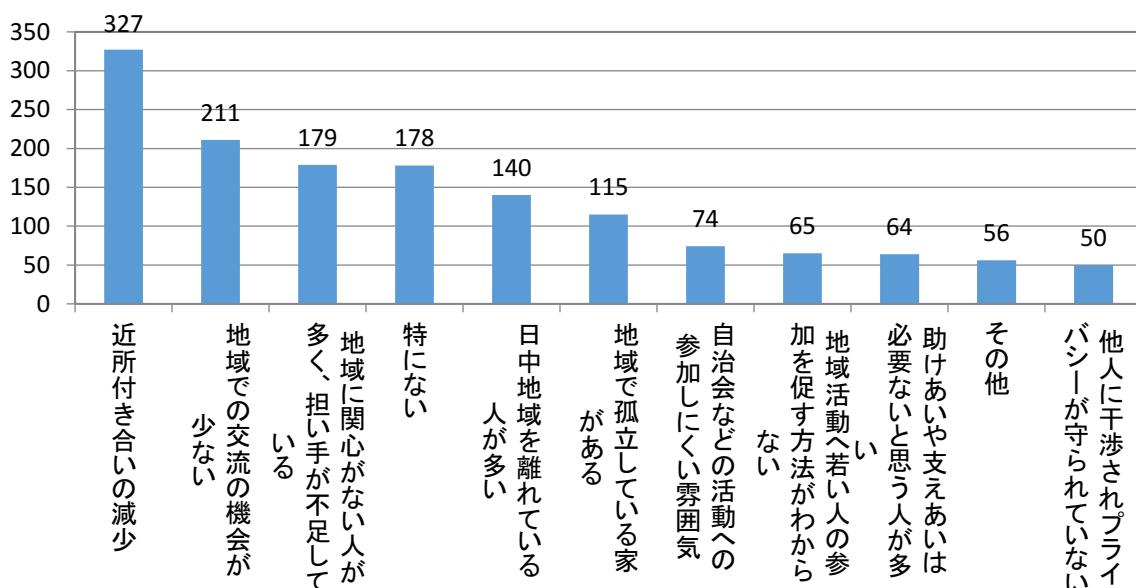
問24. 災害時の避難の際に、手助けをお願いできる人がいますか？(問23で1と回答した方)



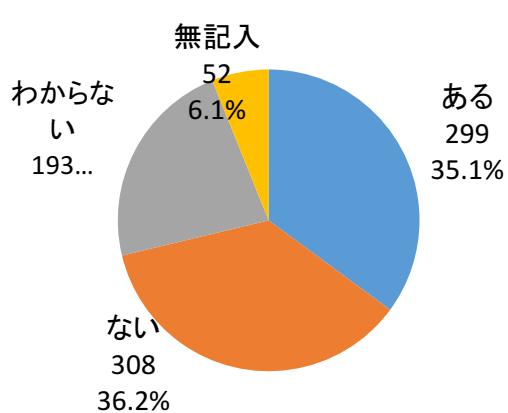
問25. 避難する際、手助けしてくれる人は誰ですか？(問24で1と回答した方)(複数回答)



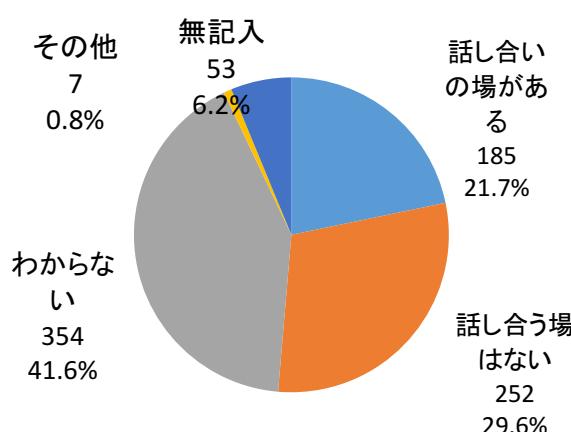
問26. 地域の中で問題点・不足していると思うものは何ですか？(複数回答)



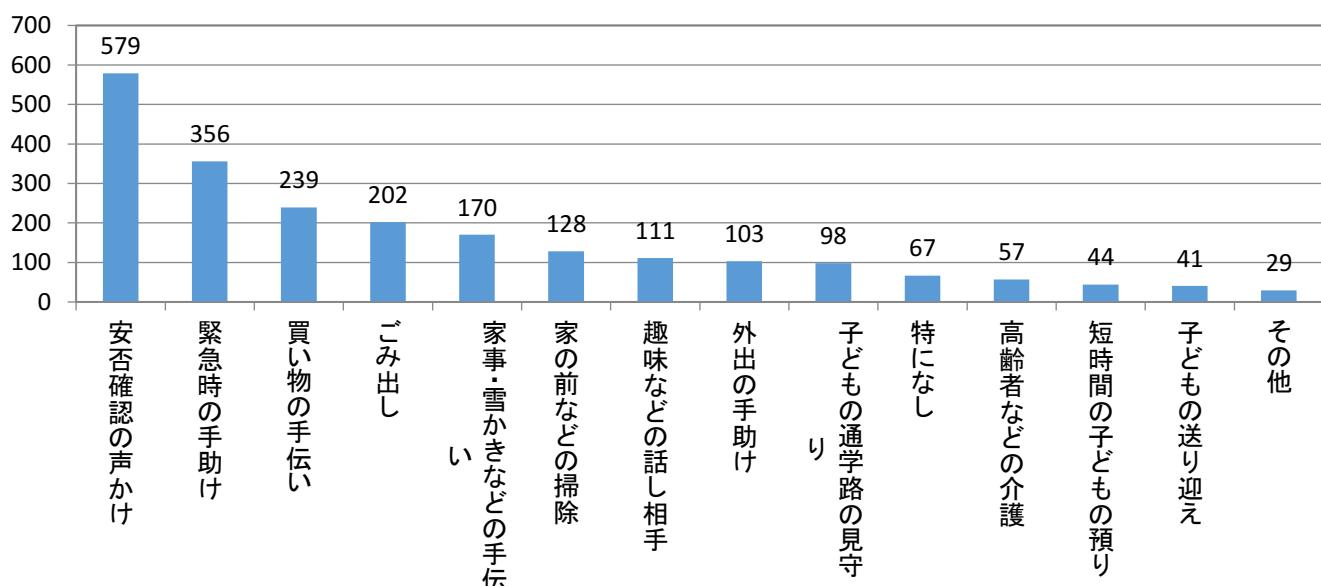
問27. 困りごとや課題について、地域の人たちと情報共有や話し合いのできる場がありますか？



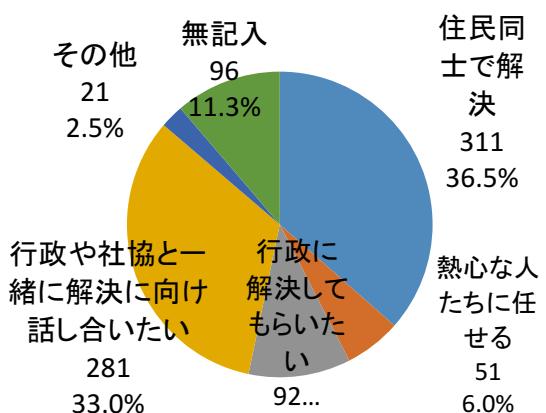
問28. 住民と役場が協力して地域課題の解決を図るための良好な関係が築かれていると思いますか？



問29. 近所で高齢者や障がい者の介助・介護や子育てなどで困っている家庭があった場合、あなたはどのような手助けができると思いますか？（複数回答）

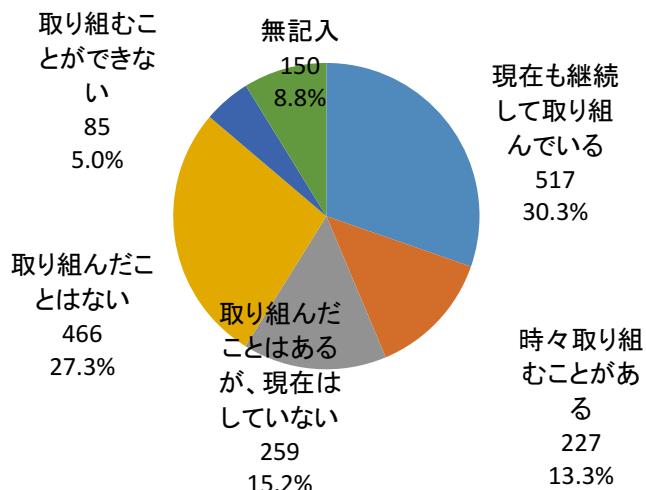


問30. 生活に関する様々な問題に対して、どのような方法で解決するのが良いと思いますか？

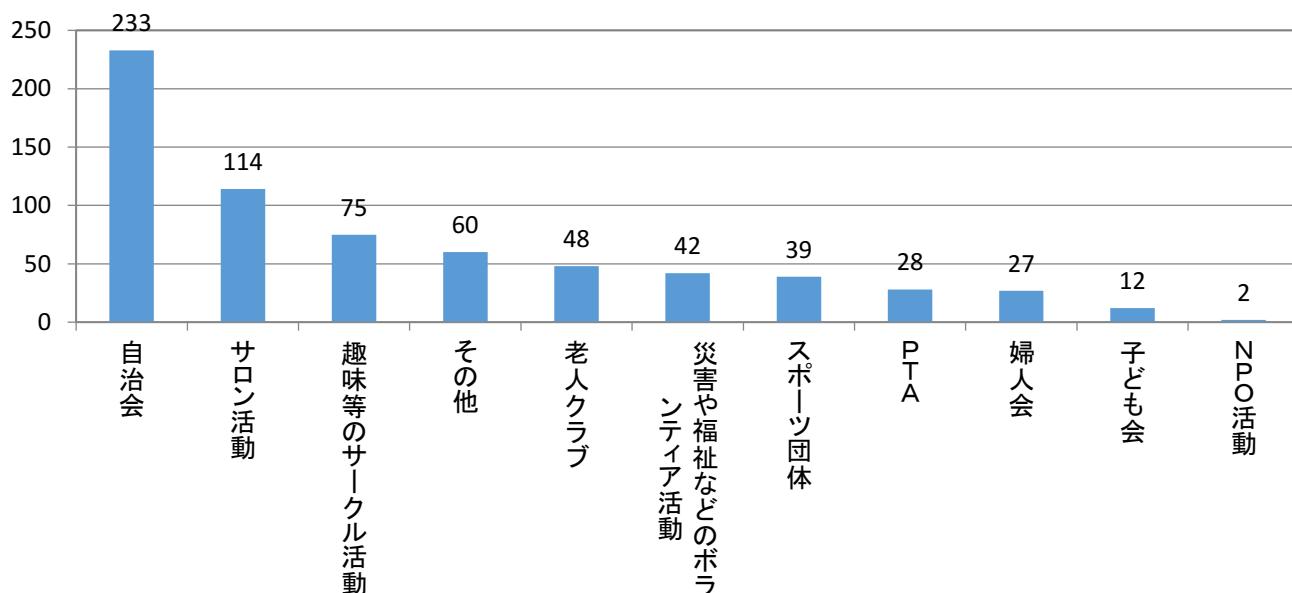


IV 地域活動やボランティア活動について

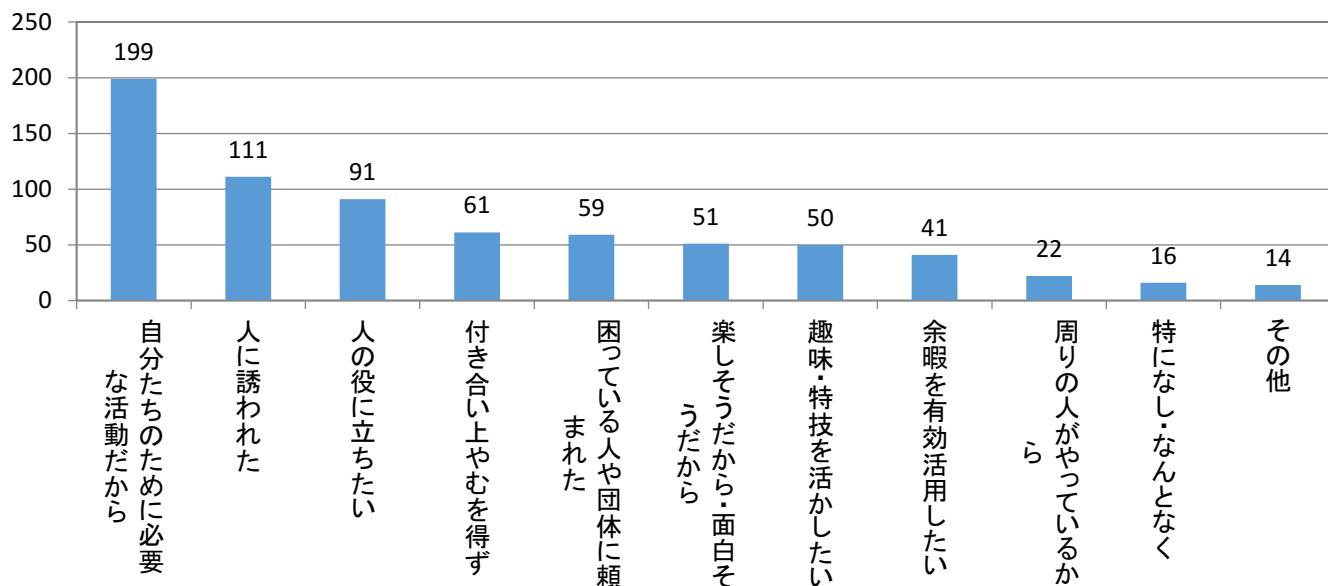
問31. 地域活動やボランティア活動に取り組んでいますか？



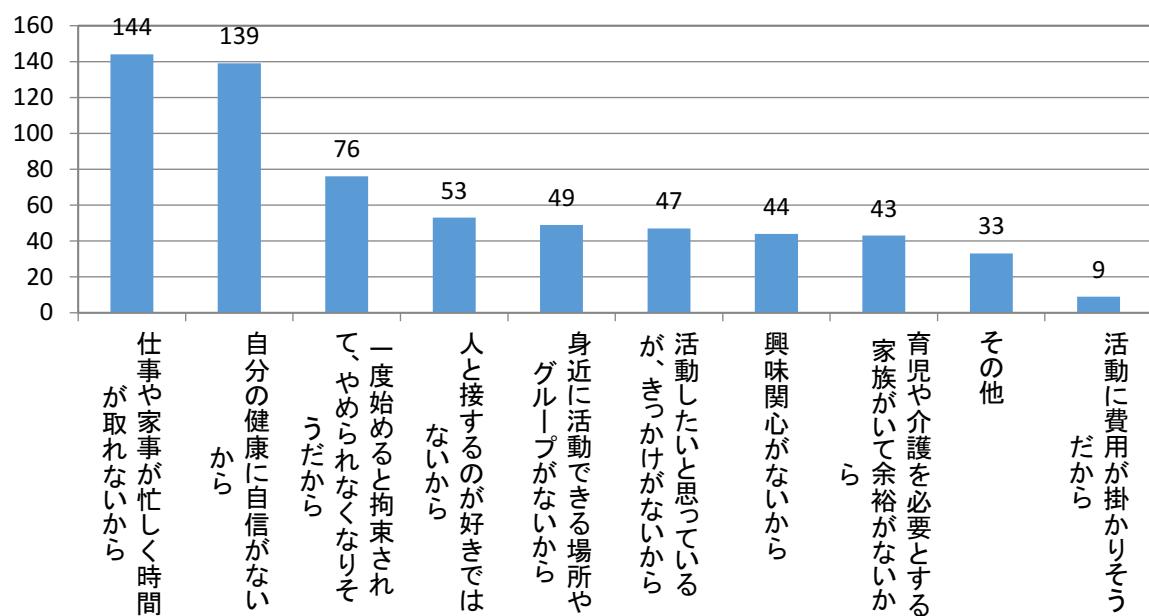
問32. どんな活動をしていますか？（問31で1、2と回答した方、複数回答）



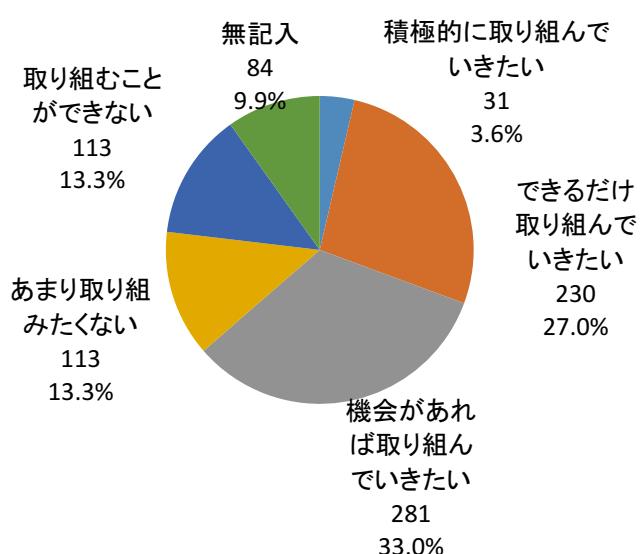
問33. 活動を始めたきっかけは何ですか？(問32で回答した方、複数回答)



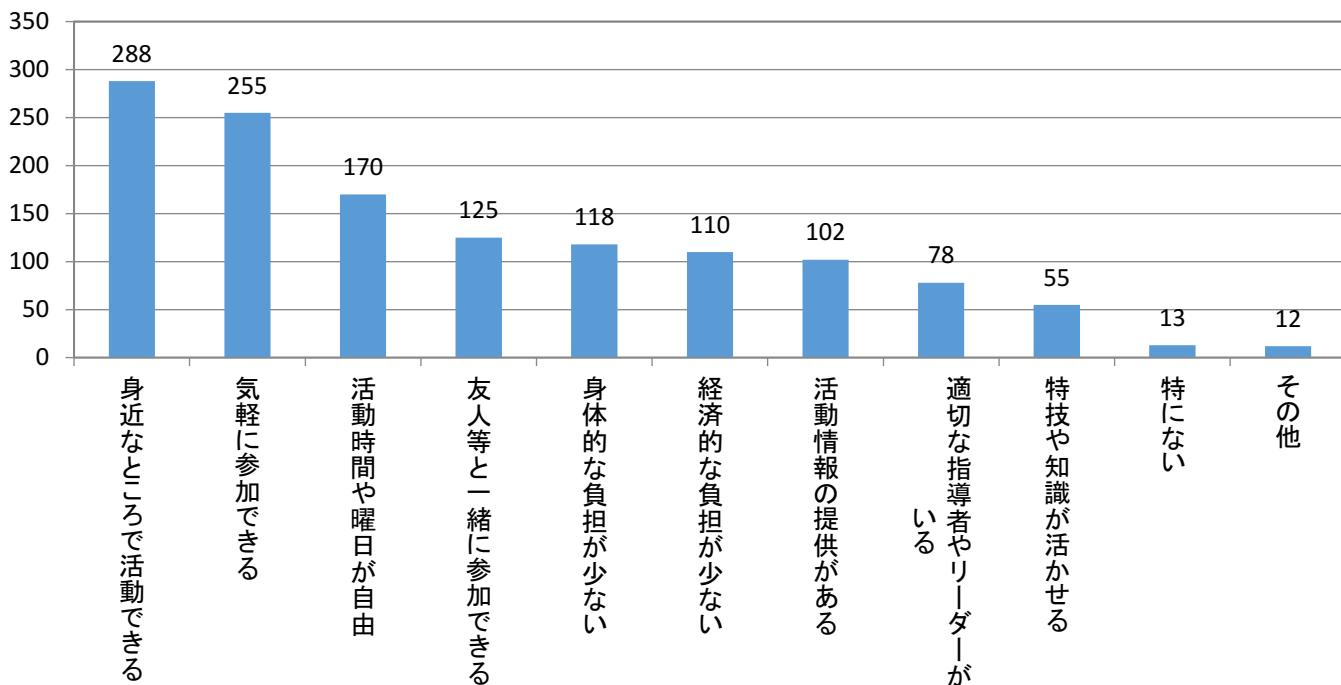
問34. 活動をしていない理由は何ですか？(問31で3、4、5と回答した方、複数回答3つまで)



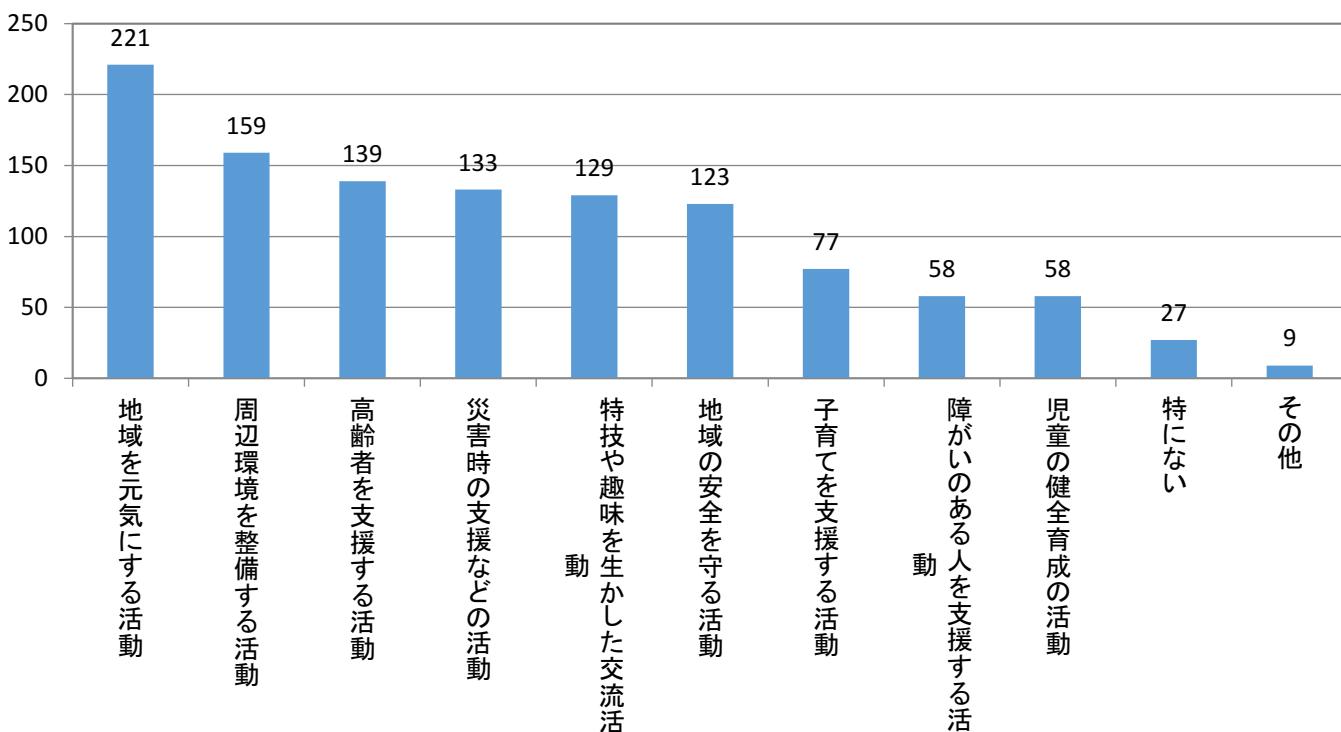
問35. 地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等に、どの程度取り組んでいきたいと考えていますか？



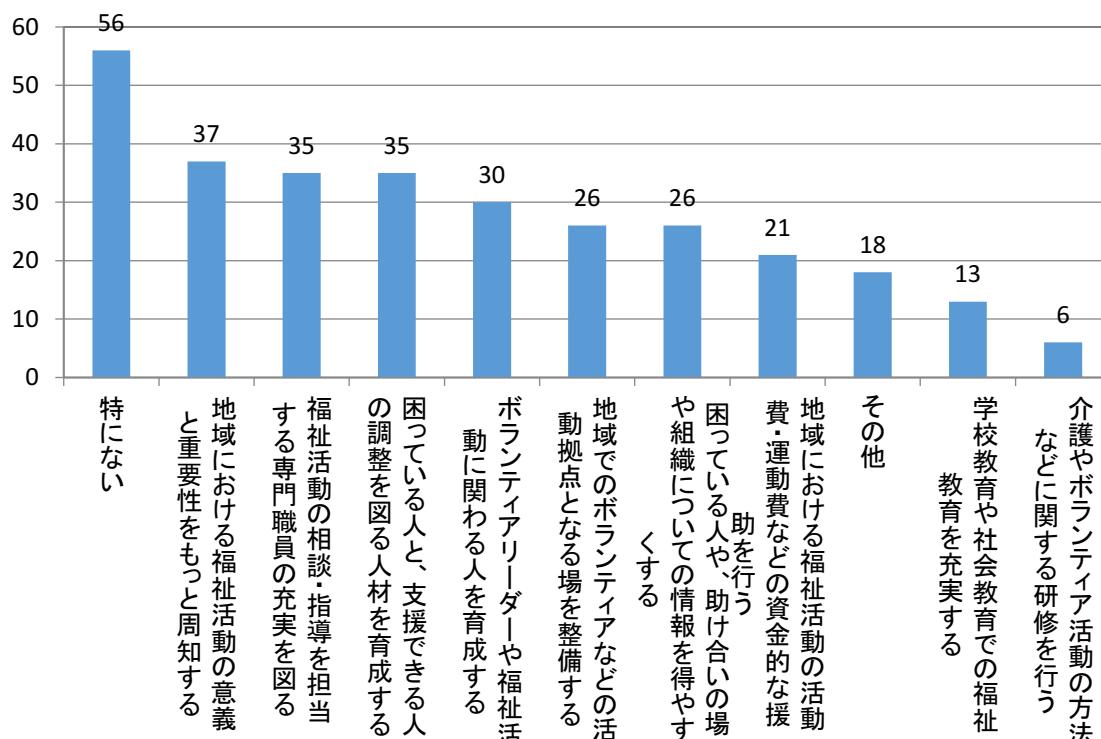
問36. どのような条件であれば、活動・参加したいと思いますか？(問35で1、2、3と回答した方、複数回答3つまで)



問37. 今後してみたい地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等は何ですか？(問35で1、2、3と回答した方、複数回答3つまで)

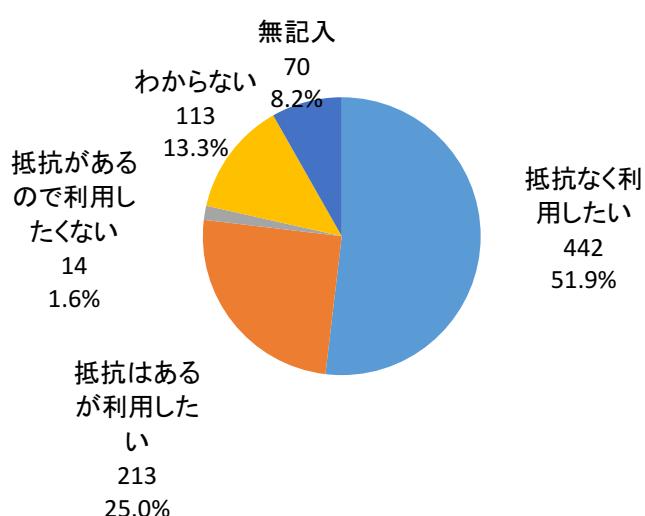


問38. 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのようなことが重要だと思いますか？(問35で4、5と回答した方、複数回答3つまで)

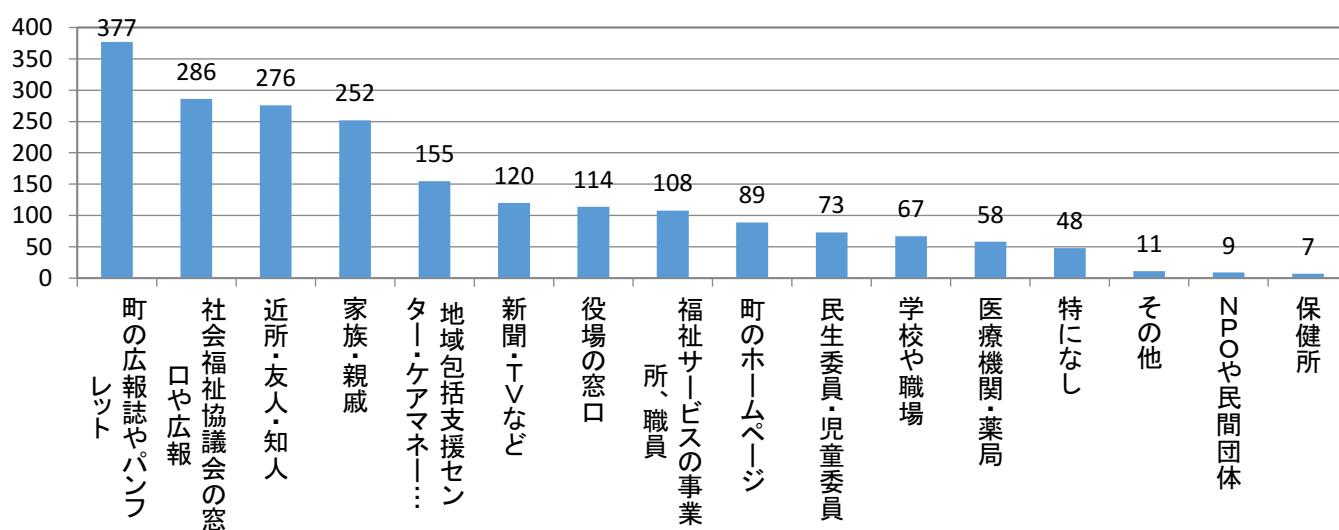


## V 福祉サービスなどについて

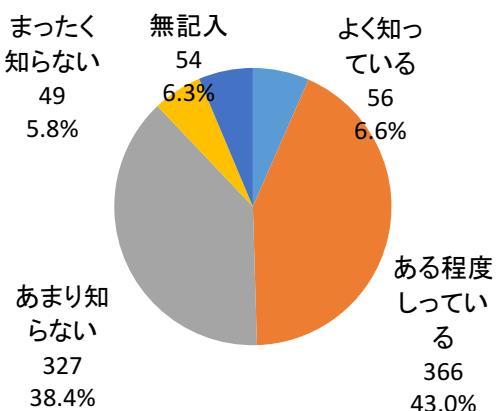
問39. ご自身や家族に福祉サービスが必要になったとき、すぐにサービスを利用しますか？



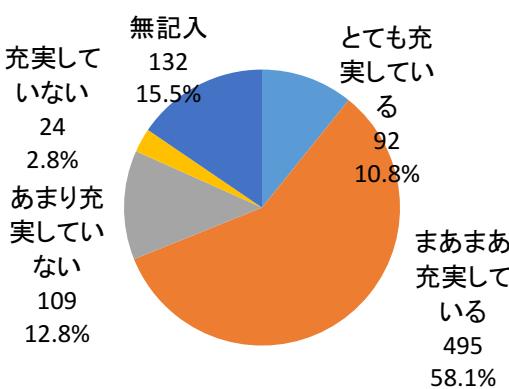
問40. 福祉サービスに関する情報はどこから入手していますか？(複数回答)



問41. 吉賀町の福祉サービスの名前や内容を知っていますか？



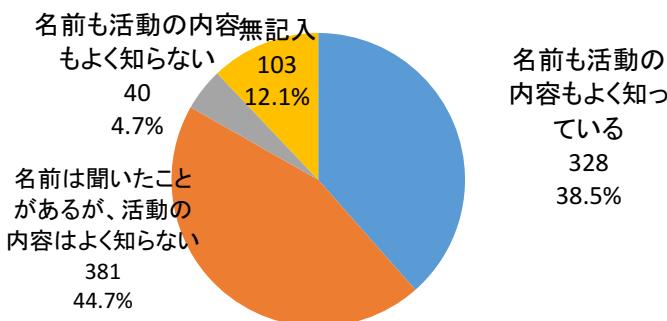
問42. 吉賀町の福祉サービスについて、どのように感じていますか？



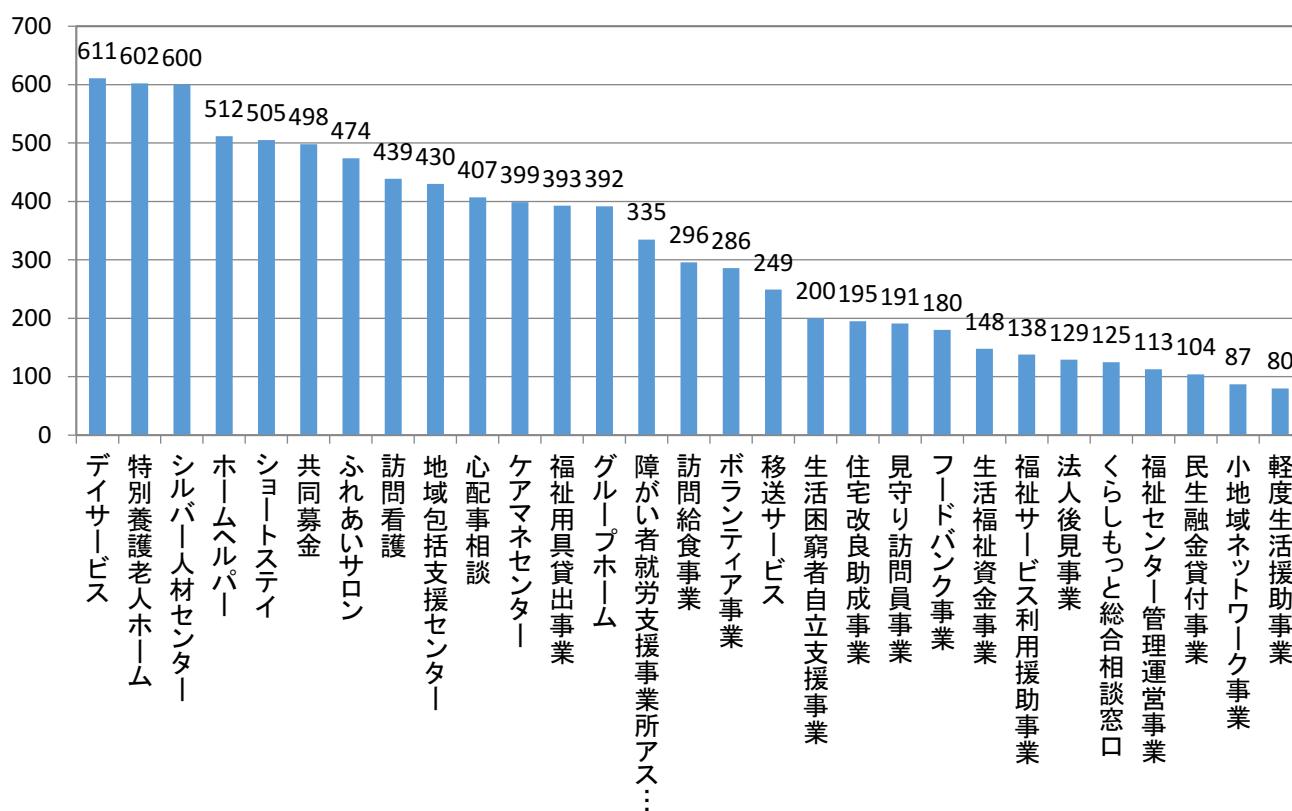
問43. どのようなところが充実していないと感じますか？(問42で3、4と回答した方) ⇒別紙参照

VI 吉賀町社会福祉協議会について

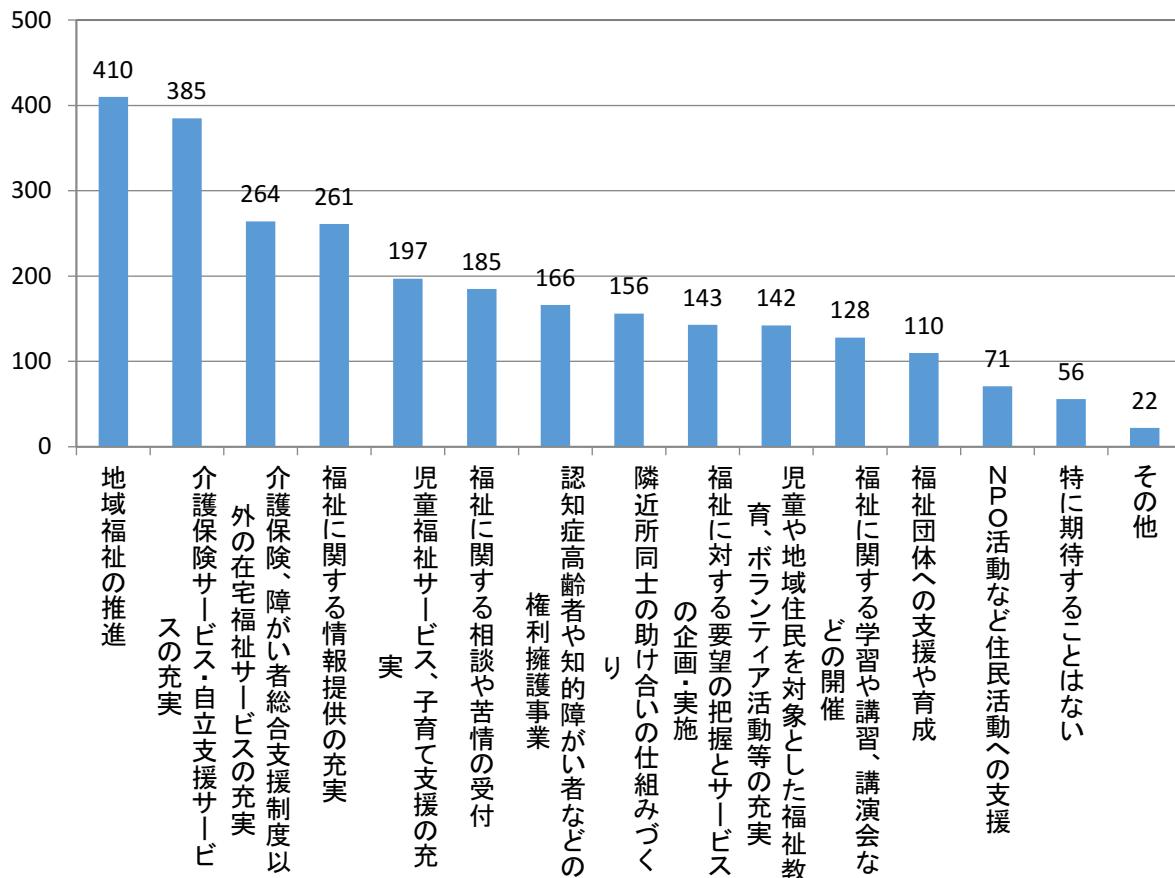
問44. 社会福祉協議会という組織をご存知ですか？



問45. 社会福祉協議会の事業を知っていますか？(複数回答)

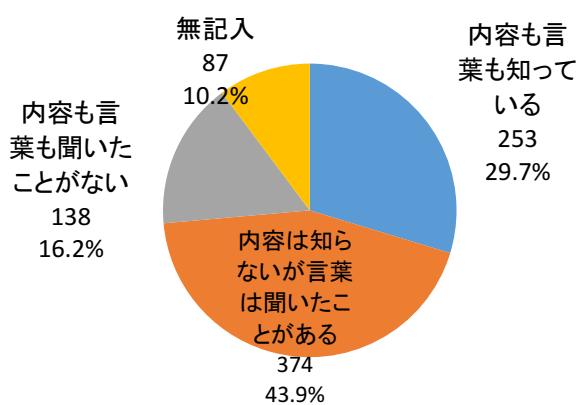


#### 問46. 社会福祉協議会にどのようなことを期待しますか？(複数回答)

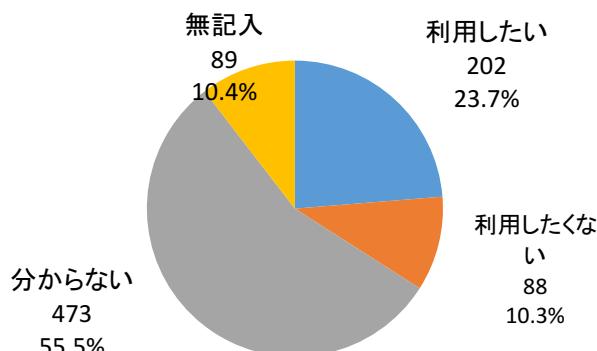


### Ⅷ 近年の福祉について

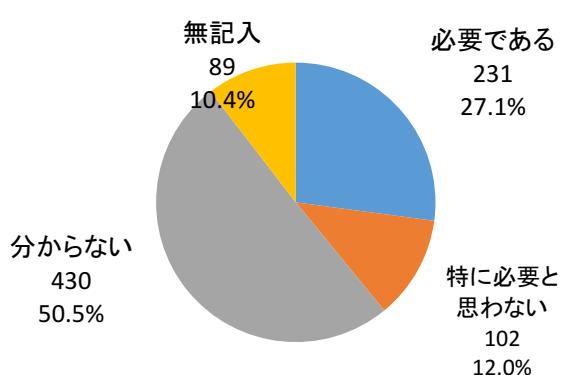
#### 問47. 成年後見制度について、知っていますか？



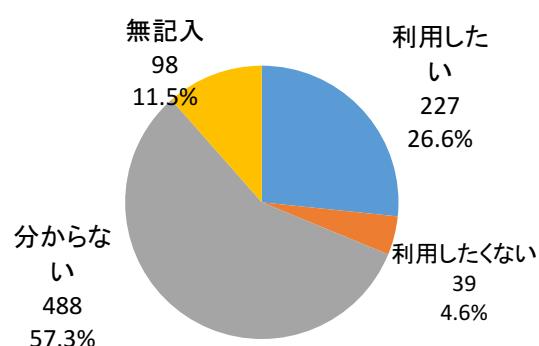
#### 問48. 判断能力が不十分になった場合、成年後見制度を利用したいと思いますか？



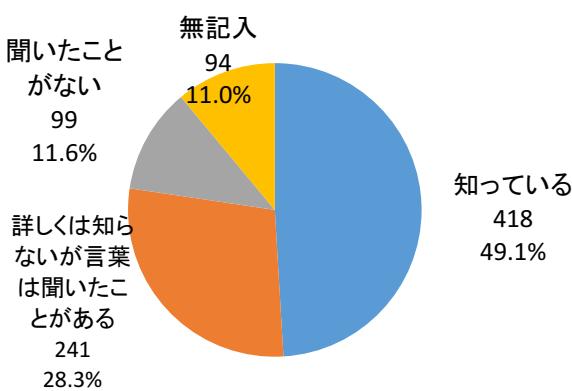
#### 問49. 身元保証サービスが必要だと思いますか？



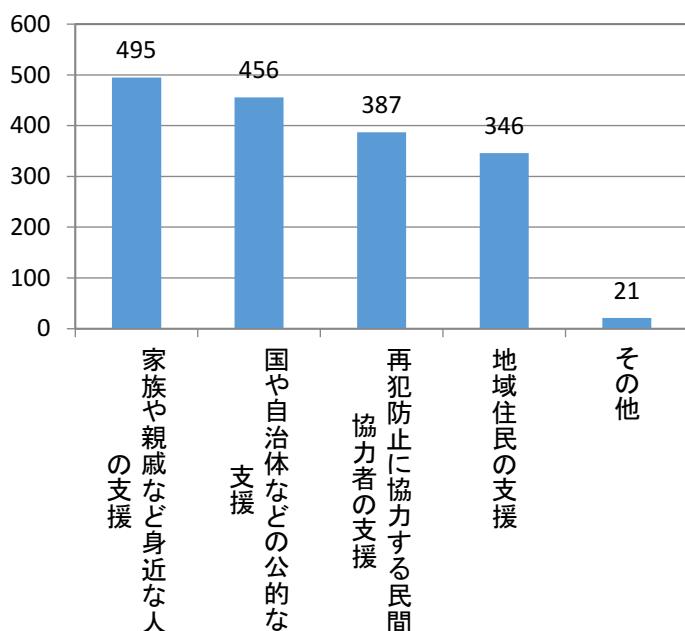
#### 問50. 身元保証サービスが必要になった時、利用したいと思いますか？



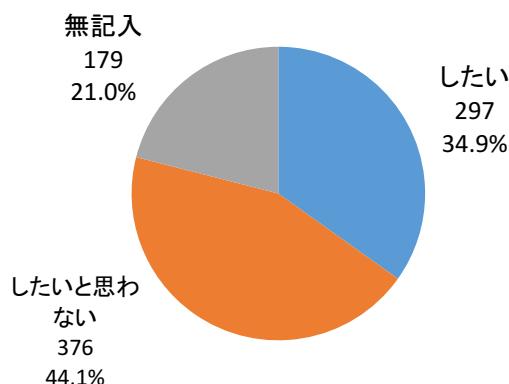
問51. 犯罪をした人が、再犯しないよう協力する協力者(保護司等)がいることを知っていますか？



問52. 再犯防止のために必要だと思うことは何ですか？(複数回答)

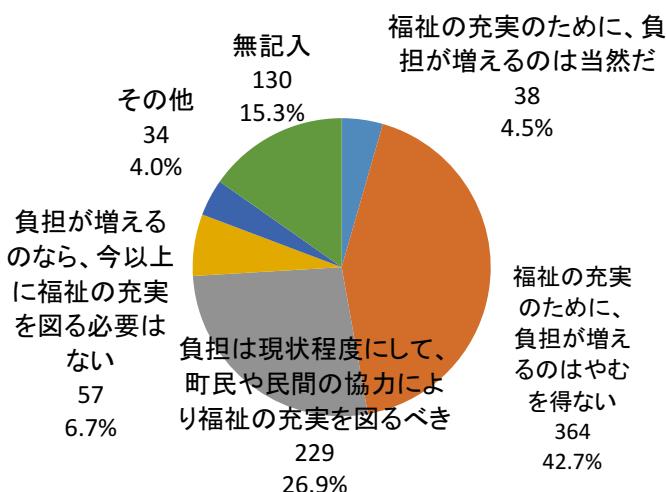


問53. 犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか？



Ⅷ 今後の行政運営について

問54. これから福の充実と費用負担の関係について、どのようにお考えですか？



問55. 今後5年間で町が取り組むべき施策は、どれを優先して充実すべきだと思いますか？(複数回答)

